

六大區に分れて居つた。明治十一年郡區編制法實施後は、管内を十郡役所に分ちたるも、中學區は依然八中學區であつたので、施政の便宜上成るべく行政區域に合致せしむべく更正した。唯夷隅長柄上埴生の三郡と匝瑳海上、香取の三郡とのみ各二郡役所管内を一中學區となした。其の後間もなく、教育令の發行によりて中學區は廢止され、小學區は地方の便宜上これを存置した。元來小學區は學制頒布當初は、人口六百を以て其の區域となしたるに行政の小區は戸數千戸内外を以て區畫したので、其の區域は一致しない。十三年の教育令實施に際し、其の區域を務めて町村の區域に一致する方針に出でたるも、地勢の關係、慣習の異同、通學の便否等をも考慮したので、これ亦所によりて必ずしも一致しない。後來の學區紛糾は概ね其の禍因をこゝに發するものである。

十四年五月本縣は文部省第一號達の旨趣に基き學區制定心得方を定めて學區設定の調査を命じた。左の通り。

千葉縣郡甲第九十一號 (明治十四年五月十四日)

郡 役 所

本年文部省第一號達ノ旨趣ニ因リ學區制定心得方相定メ候條別紙第六項ヲ目途トシ改正ノ見込相立テ郡内學區ノ幅員町村數人口學齡兒童校數等每學區取調可申出候此旨相達候事

(別表) 學區制定方心得

- 一 一 小學校又ハ數小學校ヲ設置シ獨立或ハ協同シテ之ヲ維持スル一町村又ハ數町村經濟ヲ共ニスルヲ以テ一學區トス
- 一 一 學區内ニハ小學中等科小學初等科ヲ具備シテ該學區内ノ學齡兒童ヲ教育スルニ足ルヘキ小學校ヲ設置スルヲ通常トス

但土地ノ情況ニヨリテハ小學高等科ヲ加ヘ又ハ小學初等科ニ止ムルコトアルヘシ

- 一 一 學區内ノ學齡九年以下ノ兒童ニシテ通學ニ不便ノ町村アラハ該學區内ノ小學中等科ヲ備フル學校ノ外小學初等科ヲ教ユルノミノ小學校ヲ數校設置スルヲ得
- 一 一 學區内ニハ高等中等初等ノ學校ヲ各別ニ設置スルモ妨ナシトス
- 一 一 學區内ニ數校設置スル場合ニアリテハ附屬校分校支校組合校等土地ノ情況ニヨリ種々ノ名目ヲ附スルハ妨ナシトス
- 一 一 學區ハ從前ノ小學區 即一小學校ヲ現設セル區域ニヨルト雖モ現在學校ノ兒童ヲ教育スルニ足ラサルト認メタル分ハ特ニ改正ヲ要スルモノトス
- 一 一 兒童ヲ教育スルニ足ルヘキ學校ト認ムル最下ノ程度ヲ示ス左ノ如シ
  - 一 一 中等小學校教員一名 月俸金拾圓以上 以上初等小學校教員一名 月俸金六圓以上 以上補助員一名 月俸金三圓以上 以上ヲ雇入ルヘキ金額其他諸費ニ供スヘキ資力アルモノトス
- 但本文教員ノ内時宜ニ依リ初等小學校教員ヲ補助員ニ代フルハ妨ナシト雖モ初等小學校ノミヲ設置スル小學區内ニ於テハ此限ニアラス

- 一 一 書籍器械等略具備ノコト
- 一 一 校舍位置ノ適當ヲ得ルコト 通學ノ不便ナク土地高爽等ノ類
- 一 一 教場略整備ノコト
- 一 一 學區ハ一郡毎ニ順次番號ヲ附スヘシ
- 一 一 學區ノ改正ハ漸次着手本年九月ヲ期シ成功スルヲ目的トス







組合町村數	學校數
二二	五〇
二五	三六
二三	二四
二四	二九
三二	五三
三三	二五
三九	二四
三六	八三
三三	四六
三七	一六
一九	四八
一六	四三
二五	六三
一九	△六三
三九	△八六
二六	△七〇
一〇	三五
六	一六
四	△八
一八	△三八
一四	△三九
三八	△二二

備考 學區數は明治十七年十二月學校數は明治十八年十二月三十一日現在、組合町村數は同十七年七月本縣甲第五十二號戸長所轄區域に據る。

下總國千葉郡小學區

( ) 内ハ學區番號ヲ表ハス

(一) 千葉町、寒川、登戸、黒砂 (二) 曾我野、今井 (三) 宮崎、大森、千葉寺、生實郷、赤井 (四) 茂呂、刈田子古市場、椎名崎、富岡、中西、大金澤、小金澤、落井 (五) 北生實、濱野、南生實、有吉、村田 (六) 野田、平山遍田、東山科、高田、平川 (七) 野呂、中野、和泉、高根、川井、北谷津、多部田、五十土、佐和 (八) 上泉、下泉、下田、大井戸、且谷、谷當、中田、富田、古泉 (九) 坂尾、坂月、小倉、大草、金親、仁戸名、川戸、長峰 (一〇) 邊田、加曾利、星久喜、矢作、貝塚、川野邊新田 (一一) 萩臺、殿臺、作草部、原、高品、宮野木、東寺山西寺山、園生、小中臺 (一二) 檢見川、稻毛、畑 (一三) 横橋、長沼新田、小深新田、横戸、柏井、花島 (一四) 馬加、武石、長作、天戸、實根、高津新田 (一五) 瀧臺新田、前原新田、上飯山滿、三山、下飯山滿、藥園臺新田 田喜野井 (一六) 久々田、谷津、鷺沼、藤崎、大久保新田 (一七) 大和田、萱田、勝田、萱田町、大和田新田、高津 (一八) 桑納、吉橋、麥丸、桑橋、島田、平戸、眞木野、佐山、小池、神久保、神保新田ノ内字島田臺 (一九) 楠ヶ山、金堀、坪井、古和釜、大穴、八木ヶ谷、大神保、小室、小野田、行々林、車方、神保新田但字島田臺ヲ除ク

上總國市原郡小學區

(一) 八幡宿、五所金杉、君塚、西野谷、岩野見 (二) 郡本、惣社、根田、山田橋、加茂、藤井、能滿、村上、市原門前 (三) 五井、出津、玉前新田、岩崎新田、平田 (四) 二十五里、野毛、海保、松ヶ島、島野、飯沼、町田 (五) 青柳、今津朝山、柏原、白塚 (六) 姉崎 但字天羽 田ヲ除ク 椎津 但字山谷 田ヲ除ク (七) 豊成、立野、姉崎村ノ天羽田、深城、不入斗、片又木、迎田、畑木、椎津村ノ内字山谷 (八) 分目、今富、宮原、西野、十五澤、小折、柳原、新生、引田淺井小向、權現堂、糸久、神代、安須、高坂 (九) 菊間、古市場、大厩、草刈、山本 (一〇) 犬成、瀧口、大作、勝間、萩作、小田部、神崎、喜多 (一一) 潤井戸、瀬又、番場、押沼、中野、久々津、下野、永吉、高田、高倉、東國吉 (一二) 金剛地、奈良、古都邊、板倉 (一三) 海士有木、大坪、相川、山倉、福増、新堀、武士、西廣 (一四) 松崎、磯ヶ谷、櫃狭、川在、大桶、土字、二日市場、山田、新卷 (一五) 馬立、上原、中高根、上高根、風戸 (一六) 西國吉、柏橋、佐是、寺谷、岩崎、大藏、皆吉、金澤 (一七) 外部田、岩、駒込、藪、山ノ (一八) 牛久、妙香、奉免、中 (一九) 宿、市場、堀越、島田、眞ヶ谷、原田、石川、米澤、安久谷、江子田、鶴舞ノ内黃金臺、富士臺 (二〇) 奥野、水澤、鶴舞 但黃金臺富 土臺ヲ除ク (二一) 田尾、下矢田、矢田、池和田、山小川 (二二) 高瀧、大和田、久保、養老、本郷、不入ノ内字新谷永田 (二三) 平藏、米原、小草畑 (二四) 吉澤、古敷谷、小谷田、新井、不入 但字新谷永 田ヲ除ク (二五) 飯給、徳氏、大戸、萬田野、柿木臺、平野、田淵、月出 (二六) 大久保、月崎、菅野、柳川、岡本、折津、朝生原、石神、戸面、石塚

明治十八年四月甲第五十一號ヲ以テ第二十三番學區ノ内平藏村字平澤ヲ第二十一番學區ニ組入レ第二十六番學區ヲ廢シ第二十五番區ニ組入ル

下總國東葛飾郡小學區

(一) 猫實、堀江、當代島 (二) 欠眞間、新井、港、港新田、押切 (三) 本行徳驛、伊勢宿、關ヶ島、加藤新田、儀



兵衛新田 (四)河原、下新宿、稻荷木、大和田、下妙典 (五)田尻、原木、高谷、上妙典、二俣 (六)船橋五日市  
 東夏見、西夏見、七熊、米ヶ崎 (七)船橋九日市、船橋海神 (八)二子、西海神、寺内、山野、古作、印内、本郷、  
 小栗原 (九)中山、高石神、鬼越、北方、若宮 (一〇)南金杉、高根、二和、三咲 (一一)初富、佐津間、鎌ヶ谷  
 栗野 (一二)大野、中澤、大町新田、柏井、奉免 (一三)藤原新田、行田新田、道野邊、丸山新田、前貝塚、後貝  
 塚、上山新田 (一四)紙敷、田中新田、秋山、高塚新田、串崎新田、大橋、河原塚、和名ヶ谷 (一五)國分、須和  
 田、下貝塚、稻越、曾谷 (一六)八幡町、菅野、宮久保、八幡、古八幡 (一七)市川、市川新田、平田、栗山、眞  
 間、國府臺 (一八)松戸驛、上矢切、中矢切、下矢切、小山、上本郷、小根本、松戸新田、岩瀬、根本、古ヶ崎、  
 竹ヶ花、南花島、傳兵衛新田 (一九)金ヶ作、日暮、中和倉、千駄堀、五香六實、八ヶ崎、栗ヶ澤 (二〇)増尾、  
 名戸ヶ谷、逆井、藤心、塚崎新田、酒井根、根本内、根本内新田、中新宿、小金上町新田、今谷新田 (二一)柏、  
 豊四季、戸張、篠籠田、松ヶ崎、高田 (二二)小金、上總内、大谷口、幸田、東平賀、平賀、中金杉、殿平賀、久  
 保平賀、二ツ木 (二三)馬橋、九郎左衛門新田、主水新田、三村新田、七右衛門新田、外河原、幸谷、三ヶ月、横  
 須賀、大谷口新田、新作、中根、鱈ヶ崎 (二四)流山、木、加、西平井 (二五)古間木、向小金新田、名都借、前  
 ヶ崎、野々下、芝崎、長崎、市野谷、思井、中、前平井、後平井 (二六)若柴、十余二、正蓮寺、花野井、大室、  
 小青田 (二七)桐ヶ谷、青田新田、駒木、駒木新田、十太夫新田、三輪野山、北、南、小屋、初石新田、大野、大  
 野新田、上貝塚、谷、上新宿新田、上新宿、下花輪 (二八)平方、東深井、西深井、深井新田、平方村新田、平方原  
 新田、中野久木 (二九)山崎、今上、櫻臺、花井新田 (三〇)下三ヶ尾、船戸、大青田、上三ヶ尾、西三ヶ尾、瀬  
 戸 (三一)木野崎、大殿井、三ッ堀、堤根新田、二ッ塚 (三二)野田町、上花輪、清水、中野臺、堤臺 (三三)目  
 吹、柳澤新田、中根新田、宮崎新田、鶴奉、横内 (三四)吉春、麻生新田、岩名、五木、五木新田、谷津、蕃昌新

田 (三五)中里、船形、東金野井、尾崎 (三六)木間ヶ瀬、岡田、丸井、平井、東寶珠花 (三七)桐ヶ作、次木、  
 古布内、親野井、柏寺、西高野、東高野、新田戸、中戸 (三八)關宿江戸町、關宿臺町、關宿三軒家、關宿關宿  
 町、關宿元町、關宿向河岸、關宿向下河岸、關宿内町

下總國印旛郡小學區

(一)砂、上砂、東吉田、吉倉、勢多、大谷流、小谷流、用草、根古谷、岡田 (二)西御門、七曲、内田、岩富町、  
 飯塚、坂戸、宮内、岩富 (三)和良比、小名木、吉岡、南波左間、馬渡、山梨、成山、中臺、中野、和田、上野  
 (四)小篠塚、大篠塚、木野子、神門、太田、寺崎、六崎、石川、城 (五)鹿渡、龜崎、羽鳥、畔田、下志津、生谷  
 内黒田、物井、栗山、長岡 (六)下高野、先崎、青菅、上高野、宇那谷、小竹、井野町、井野、上志津 (七)保品  
 神野、村上、下市場、米本 (八)飯重、吉見、江原町、江原新田、角來、臼井、臼井臺町、臼井田町、上座 (九)  
 大佐倉、飯野、飯野町、土浮、萩山新田、下根、下根町、岩名、飯田、山崎 (一〇)佐倉新町、鍋山新田、鍋木、  
 佐倉彌勒町、佐倉宮小路町、佐倉並木町、佐倉裏新町、佐倉中尾餘町、佐倉最上町、佐倉野狐臺町、佐倉田町、佐倉  
 海隣寺町 (一一)馬橋、佐倉本町、本佐倉町、將門町、本佐倉、大蛇、佐倉藤澤町、佐倉樹本町、高岡、上代、長  
 熊 (一二)上勝田、瓜坪新田、坪山新田、下勝田、寒風、直彌、八木、高崎、宮本、米戸、上別所、天邊 (一三)  
 榎戸新田、大關新田、文違、雁丸新田、八街 (一四)高松、立澤、立澤新田、新橋、高野、十倉、久能、日吉倉、  
 大和、根木名、七榮、中澤、新中澤 (一五)上岩橋、飯仲、下岩橋、柏木、中川、伊篠、伊篠新田、今倉新田、篠  
 山新田、墨、尾上、飯積、酒々井町、酒々井、下臺 (一六)船形、八代、北須賀、公津新田、臺方、下方、大袋、江  
 辨須、飯田新田 (一七)山田、平賀、瀬戸、松虫、萩原、吉高 (一八)行徳新田、押付新田、下曾根新田、和泉屋  
 新田、佐野屋新田、甚兵衛新田、萩原新田、中根新田、松虫新田、小林新田、安食卜杭新田、將監新田、酒直卜杭



新田、下井新田、中田切新田、松木新田、長門屋新田 (一九)布鎌南四ヶ村新田、布鎌四ヶ谷新田、布鎌酒直新田、布鎌臨川新田、布鎌大森新田、布鎌長門屋新田、布鎌押付新田、布鎌請方新田、布鎌下和田新田、布鎌中谷新田、布鎌三和村、布鎌太郎右衛門新田、布鎌上會根新田、布鎌南新田、布鎌西新田、北布鎌 (二〇)小林、平岡、大森竹袋、別所、宗甫新田 (二一)瀧、龍腹寺、角田、中根、笠神、荒野、物木 (二二)師戶、鎌刈、大廻、吉田、松崎、岩戸、造谷 (二三)惣深新田、武西、船尾、戸神、多々羅田、結縁寺 (二四)泉新田、白幡、浦邊、十余一、浦幡新田、浦邊村新田、高西新田、龜成、發作、和泉、小倉、鹿黒 (二五)富塚、折立、平塚、名内、中、中村新田ノ内名内、今井新田 (二六)復、根、谷田、清戸、白井橋本、木、神々廻

下總國下埴生郡小學區

(一)成木新田、成田、寺臺、郷部、土屋 (二)川栗、畑ヶ田、小菅、大山、野毛平、東金山、吉倉、東和田、久米馬場、山ノ作 (三)十余三、取香、堀内、長田、駒井野 (四)大室、小泉、大生、成毛、東和泉、西和泉、土室、幡谷 (五)芦田、荒海、飯岡、磯部、水掛 (六)赤荻、下金山、和田、關戸、新妻、押畑 (七)寶田、山口、松崎大竹 (八)龍角寺、麻生、長沼、上福田、下福田、南羽鳥 (九)北羽鳥、田川、矢口、佐野、興津、龍臺、安西新田 (一〇)酒直、須賀、北邊田、安食

下總國南相馬郡小學區

(一)相島新田、布佐、江藏地、布佐下新田、淺間前新田、大作新田、三河屋新田 (二)新木、古戸、日秀、新木村下、印旛郡日秀村新田、同郡中里村新田、岡發戸、都部、印旛郡岡發戸村新田、同郡都部新田、同郡都部村新田、中峠、中里、印旛郡中峠村下 (三)柴崎、青山、下ヶ戸、我孫子宿、高野山、印旛郡我孫子村新田、同郡高野山村新田 (四)布施、根戸、久寺家、宿蓮寺、印旛郡呼塚新田、同郡根戸村新田、同郡松ヶ崎新田、同郡柏堀ノ内新田

同郡柏中村下 (五)鷺野谷、岩井、若白毛、印旛郡鷺ヶ谷新田、同郡染井入新田、同郡岩井村新田、手賀、片山、印旛郡手賀村新田、同郡片山村新田、布瀬、印旛郡布瀬村新田、泉、金山、柳戸、印旛郡泉村新田 (六)藤ヶ谷、藤ヶ谷新田、大井、五條谷、箕輪、大島田、印旛郡箕輪村新田、同郡大井村新田、同郡戸張村新田、高柳、塚崎

下總國香取郡小學區

(一)金江津、片卷、下加納新田、平川、拾三間戸、余津谷、清久島 (二)西大須賀、滑川、大菅、高倉、猿山 (三)名古屋、成井、七澤、名木、中里、冬文、倉水、青山 (四)大和田、高岡、地蔵原新田、高、小浮、野馬込、小野 (五)神崎本宿、小松、神崎新宿、郡、松崎、今、高谷、並木 (六)成田、古山、植房、原宿、立野、大貫、新毛成 (七)寺内、西和田、鴉崎、西部田、西坂、堀之内、谷中 (八)六角、四ヶ谷、結佐、押砂、曲淵、橋向、佐原組新田、手賀組新田、上須田、阿波崎新田、下須田 (九)石納、飯島、野間谷原、川尻、西代、大戸新田、上之島 (一〇)三島、大島、境島、八筋川、長島、中洲、扇島、附洲新田、加藤洲、磯山、公官洲新田 (一一)佐原、牧野 (一二)大戸、大戸川、森戸、新寺、玉造、山之邊、與倉、鳥羽、上小川、關、片野 (一三)伊能、横山、奈土、柴田、久井崎、櫻田、堀籠、村田、馬來里、南敷、所 (一四)吉岡、津富浦、中野、稻荷山、松子、白作、新田、前林、一坪田 (一五)大根、大崎、觀音、長山、本矢作、福田、伊地山 (一六)新市場、新邊、釜塚、多田、吉原、下小野、返田、九美上 (一七)津宮、香取、篠原、丁子、大倉 (一八)富田、一之分目、三之分目、下小堀、分郷、増田 (一九)小見川、八日市場、野田、本郷 (二〇)清里、上小堀、虫幡、白井、木内、八本、山川 (二一)田部、仁良、神生 (二二)小見、竹之内、川上、米之井、高野、下小川、中沼、南原池新田、新々田、羽根川 (二三)下飯田、岡飯田、阿玉、布野、川頭、北原地新田 (二四)五郷内、阿玉臺、久保、貝塚、和泉 (二五)



府馬、志高、長岡、古内 (二二六)新里、桐谷、鳩山、小川、山倉、大角 (二二七)川島、坂、東松崎、南玉造  
 (二二八)岩部、助澤、刈毛、高萩、西田部、澤、荒北 (二二九)久賀 (三三〇)喜多、林、五反田、飯笹、間倉、一畝田  
 (三三一)多古、染井、島、水戸、千田 (三三二)新井、二又、寶米、一野原、牛尾、船越 (三三三)吉田、南山崎、入  
 山崎、八邊、南神崎、篠本 (三四)南中、南借當、南並木、中村新田、北中、南和田 (三五)飯高、大堀、片子、  
 金原、安久山、内山、小高、方田 (三六)飯塚、米持、大寺 (三七)鑄木、秋田、萬力、米込、南堀之内 (三八)  
 清和、入野、長部 (三九)萬歲、關戸、溝原 (四〇)大久保、櫻井、舟戸、東和田、神田、高部、窪野谷、小貝野  
 大友、平山 (四一)須賀山、鹿野戸 (四二)青馬、今郡、谷津、羽計、官原、宮本、石出、東今泉、新宿 (四三)  
 小南、粟野、小坐、夏目、八重穂 (四四)下櫻井、諸持、富川、下森戸、東笹本

明治十七年十月甲第九十三號ヲ以テ第六番學區内郡村ヲ第五番學區ニ編入

同年十一月甲第三百三號ヲ以テ第三十七番學區鑄木村、秋田村、萬木村第三十八番學區清和村、入野村、長部村、米  
 込村南堀之内村第四十一番學區須賀山村、鹿野戸村、新宿村、第四十二番學區青馬村今郡村、谷津村、羽計村、宮  
 本村、石出村、東今泉村、第四十四番學區下櫻井村、諸持村、富川村下、森戸村、東笹本村、宮原村ニ改正  
 同十八年四月甲第四十九號ヲ以テ第二十七番學區内方田村ヲ第三十五番學區ニ組入ル

下總國海上郡小學區

(一)飯沼 (二)荒野、新生 (三)今宮、松本 (四)本城、長塚 (五)垣根、松岸、柴崎、高野、四日市場 (六)余  
 山、三宅、赤塚、岡野臺、三門、船木臺、中島、正明寺 (七)高田、芦崎、小船木、野尻、塚本、忍、猿田、倉橋  
 (八)見廣、蛇園、後草、高生、大間手 (九)幾世、清瀧、松ヶ谷、岩井 (一〇)琴田、江ヶ崎 (一一)網戸、成田  
 十日市場(但字濱ヲ除ク)、東足洗、西足洗(但字濱ヲ除ク) (一二)中谷里、仁玉、神宮寺 (一三)椎名、足川、野

中、西足洗ノ内字濱、十日市場ノ内字濱 (一四)横根(但字東濱ヲ除ク)、三川、萩園、平松、行内 (一五)飯岡、  
 上永井、下永井、横根ノ内字東濱 (一六)八木、塙、小濱、親田、常世田 (一七)邊田、小川戸、三崎 (一八)高  
 神

下總國匝瑳郡小學區

(一)太田、鎌數、新町 (二)椿、春海、上谷中 (三)平木、荻野、川向、東谷 (四)八日市場、富谷、籠部田、下  
 富谷、宮本 (五)松山、大浦、長岡、山桑、中臺、生尾 (六)飯倉、米倉、富岡、母子、時曾根、貝塚、木積、久  
 方、龜崎、田久保、新 (七)小川臺、臺、小田部、傍爾戸、富下、虫生 (八)芝崎、宮川ノ内(字上宮川) (九)宮  
 川(但字上宮川ヲ除ク) (一〇)木戸、尾垂惣領、原方、目篠、上原 (一一)柏田、堀川、川邊 (一二)蕪里、横須  
 賀、谷中、高野、高 (一三)野手、今泉、新堀 (一四)長谷、東小笹、西小笹、登戸、吉崎 (一五)泉川、井戸野  
 川口、大塚原、駒込

上總國山邊郡小學區

(一)東金町、臺方、田間 (二)道庭、求名、家ノ子、松之郷 (三)上布田、下布田、極樂寺、三ヶ尻、酒藏、瀧澤  
 植草、雨坪、武勝 (四)小野、山田、大豆谷、油井、瀧 丹尾 (五)田中、福俵、山口、養安寺、小西 (六)土氣  
 町、南玉、池田、小喰土、大澤、上大和田、下大和田、高津戸、越智、大木戸、大椎、小山 (七)永田、小中、菅野、  
 砂田、神房、駒込、經田 (八)大網宿、佛島、餅木、金谷郷、大竹 (九)上貝塚、清名幸谷、上谷新田、北横川  
 南横川、富田、星谷、北飯塚、南飯塚、柿餅、木崎、柳橋 (一〇)下谷、上谷、東中島、砂古瀬、依古島、小沼田  
 大沼田、一之袋、二之袋、九十根、桂山、北吉田、長國 (一一)四天木、下傍示、細草、(一二)北今泉、南今泉、  
 眞龜、不動堂、眞龜新田 (一三)粟生、下貝塚、西野、細屋敷 (一四)片貝、田中荒生 (一五)宿、御門、薄島、



荒生、大沼、藤下、關下 (一六)幸田、西中、北幸谷、押堀、川場、堀上、廣瀬、家徳、殿廻、北之幸谷 (二七) 二又、前之内、菱沼、關内、堀之内、中野、宮、三浦名、高倉 (二八)下武射田、東中、白幡、上武射田 (二九) 作田、小關

明治十八年四月甲第四十二號ヲ以テ山邊郡小學區ノ内第十二番學區内不動堂村ヲ第十三番學區ニ第十六番學區内殿廻村北之幸谷村ヲ第十七番學區ニ組入ル

上總國武射郡小學區

(一)成東町、島、殿臺、富口、姫島 (二)森、湯坂、椎崎、矢部、板付 (三)津邊、戸田、川崎、野堀、島戸、親田、市場、和田、眞行寺、新泉、富田 (四)上横地、富田、幸谷、寺崎、草深、小泉、五木田、下横地 (五)松ヶ谷本須賀、井之内、小松 (六)蓮沼、大戸、平野新田 (七)新島、屋形、北清水、武野里 (八)借毛本郷、東和田、新井堀、廣根新田、廣根、折戸、下ノ郷、木刀、下野、本柏、高富、祝田、水深、五反田 (九)田越、猿尾、松尾、大堤、柴原、早船、下大藏、上大藏、蕪木 (一〇)埴谷、大木、木原、實門、横田、沖渡 (一一)山室、引越、谷津、古和、金尾、小川、板中新田、板川、中津田、麻生新田 (一二)横芝、八田、古川、栗山、鳥喰下、鳥喰上、鳥喰新田 (一三)長倉、兩國新田、於幾、寺方、曾根合、小堤、坂田、取立、姥山、遠山、木戸臺、牛熊 (一四)柴山、中臺、小池、山中、殿部田、高谷、谷臺 (一五)境、宮崎、下吹入、上吹入、大臺、高田、新井田、新井田新田、牧野、山田 (一六)大里、菱田、香山新田、朝倉、岩山、飯櫃、小原子

明治十八年四月甲第四十二號ヲ以テ武射郡小學區ノ内第四番學區内小松村ヲ第五番區ニ第九番學區内寺崎ヲ第四番學區ニ第十四番學區内牛熊村ヲ第十三番學區ニ第十六番學區内山田村ヲ第十五番學區ニ組入ル

上總國長柄郡小學區

(一)綱田、和泉、中原、椎木、東浪見 (二)一宮本郷 (三)上之郷、下之郷、寺崎、大谷木、北山田、北山田寺崎新田 (四)上市場、岩井、小瀧、河須ヶ谷、川島 (五)一ツ松 (六)金田、宮原、信友、岩沼、水口、北水口、七井戸、藪塚 (七)高根本郷、宮成、小泉、曾根、中ノ郷 (八)谷本、千町、本小替、新小替、小替、六ッ野、木崎、町保大芝、早野新田 (九)關、北高根、北日當、南日當、福島 (一〇)中里、幸治、鷲 (一一)五井、八斗、古所 (一二)牛込、濱宿、刺金 (一三)粟生野、清水、御藏芝、千澤、南吉田 (一四)萱場、法目、小萱場、七渡、北塚弓渡 (一五)本納、高田、榎神房 (一六)柴名、桂、吉井、上太田、下太田 (一七)長尾、小林、澁谷、腰當 (一八)國府關、大登、黒戸、庄吉、押日、眞名、芦網上埴生郡山崎 (一九)味庄、船木、上野、山ノ郷、中ノ臺、山根、千代丸村、力丸、六地藏、長柄山、皿木、國府里 (二〇)茂原、高師、上林 (二一)箕輪、長谷、内長谷、鷲巢、上茂原、榎本、小榎本、徳増、長富、櫻谷 (二二)刑部、鴉谷、立ッ鳥、針ヶ谷、金谷、田代 (二三)笠森大津倉、深澤、大庭、高山

上總國上埴生郡小學區

(一)水沼、山内、岩撫、竹林、佐坪 (二)下小野田、小澤、報恩寺、茗荷澤、上小野田、市野々、小生田 (三)地引、中原、給田、芝原、長樂寺、森、豊原 (四)上永吉、上永吉、三ヶ谷、臺田、立木、野牛、長柄郡永吉新田、同郡猿袋 (五)米滿、千田、千手堂、棚毛、又富、岩川、今泉、關原、須田、本臺 (六)八幡原、早野、綱島、中善寺、石神 (七)長南宿、藏持、坂本

上總國夷隅郡小學區

(一)臺宿、濱行川、名木、上埴野、大森、中里、赤羽根、大澤 (二)守谷、興津、鶴原 (三)貝掛、植野、小羽戸中島、法華、松部、荒川、南山田 (四)勝浦町、墨名、濱勝浦、串濱、川津、澤倉、新宮、部原 (五)新戸、平田



百木、大楠、白井久保、芳賀、蟹田、宿戸、中谷、關谷 (六) 松野、小松野、中倉、杉戸、市野川、市野郷 (七) 三又、佐野、川畑、黒原、平澤、宇筒原、押沼、笛倉、小内、百鉢、久我原 (八) 大田代、筒森、粟又、小澤又、面白、小田代、葛藤 (九) 中野、伊保田、田代、三條、弓木、堀切、板谷、市川、紙敷、小苗、湯倉、馬場内、原内、彌喜用、莊司、松尾 (一〇) 上原、西部田、部田、小谷松、八聲、堀内、大戸、石神 (一一) 大多喜、大多喜柳原町、大多喜新町、大多喜櫻臺町、大多喜久保町、大多喜猿稻町、大多喜田町、大多喜紺屋町 (一二) 横山、泉水、小土呂、下大多喜 (一三) 大上、佐貫、妙樂寺、須賀谷、小又井 (一四) 松丸、能實、小高、神置、荻原 (一五) 桑田、市野々、岩態、谷上、榎澤 (一六) 深谷、今關、島、樂町、彌正、萬木、作田、八乙女 (一七) 増田船子、森宮、正立寺、柿和田、札森、引田、行川、大野 (一八) 刈谷、國府臺、下原、細尾、新田野 (一九) 山田高谷、佐室、澤部、長志 (二〇) 上布施、釋迦谷、下布施、實谷、七本 (二一) 須賀、濱、高山田、久保 (二二) 小池、岩和田、岩船、小澤 (二三) 中魚落郷 (二四) 若山、新田、深堀、日在 (二五) 長者、江場戸、井澤、三門東小高 (二六) 中瀧、押日、東中瀧、鴨根、嘉谷

上總國望陀郡小學區

(一) 木更津、吾妻、貝淵 (二) 櫻井、請西 (三) 矢那、草敷 (四) 伊豆島、中尾 (五) 笹子、犬成 (六) 瀧ノ口、大鳥居、椿 (七) 長須賀、永井作、祇園、菅生、太田、相里 (八) 江川、久津間、中里、高柳、萬石 (九) 井尻、有吉、曾根、牛袋野、牛袋、十日市場、大寺 (一〇) 中島、畔戸、瓜倉、牛込、中野 (一一) 奈良輪、坂戸市場、藏波、久保田、代宿 (一二) 神納 (一三) 飯富 (一四) 大曾根、勝、野田 (一五) 岩井、谷中、三黒 (一六) 野里上泉、永吉、川原井、林、高谷、三箇 (一七) 眞里谷、茅野、眞里、大稻、茅野七曲 (一八) 百目木、戸國、下内橋 (一九) 阿部、堂谷、横田 (二〇) 吉野田、玉野、上宮田、下宮田、大竹、打越 (二一) 下郡、田川、佐野、

上根岸、下根岸、根岸 (二二) 山本、山本七曲 (二三) 西原、賀惠淵、三田、末吉 (二四) 長谷川、吉野、臺、大谷 (二五) 俵田、箕輪(但字桑田ヲ除ク)、青柳(但字桑田ヲ除ク)、上新田 (二六) 戸崎、寺澤、岩出、箕輪村ノ内字桑田、富田、愛宕、青柳村ノ内字桑田 (二七) 向郷、大和田、栗坪、芋窪、山瀧野 (二八) 市場、小市部、久留里、浦田、怒田 (二九) 平山 (三〇) 大坂 (三一) 廣岡、大戸見、柳代、利根、加名盛 (三二) 四方木、黄和田畑 (三三) 藏玉、釜生、瀧原、折木澤 (三四) 坂畑、草川原、川俣、藤林、高水 (三五) 香木原、笹、大中 豊田 (三六) 下新田、三ヶ作 (三七) 上望陀、下望陀 (三八) 永地、下泉 (三九) 川谷

上總國周准郡小學區

(一) 富津、篠部、川名 (二) 下飯野、二間塚、上飯野、本郷、前久保 (三) 大堀、青木、西川、新井 (四) 人見、大和田、坂田、中野、久保、臺 (五) 畑澤、小濱、上烏田、中烏田、下烏田、大久保 (六) 貞元、八幡、上湯江、中富、下湯江、郡、小香、新御堂、松谷 (七) 北小安、南小安、柰師、三直、外箕輪、内箕輪、法木作 (八) 宮下、草牛、尾車、馬登、皿引、大山野、作木、山高原、小山野、濱古、六手、常代 (九) 上、練木、大井、大鷲、同新田、中島、糠田、泉、白駒 (一〇) 大井戸、大谷、長谷、法木、行馬、根本、荻作、塚原、福岡、糸川、大野堂、鎌瀧 (一一) 西粟倉、市宿、鹿野山宿、市場、日渡根、東猪原、西猪原、東粟倉、平田、植畑、西日笠 (一二) 大岩、東日笠、二入、辻森、正木、宿原、怒田澤、旅名、豊英、奥米

上總國天羽郡小學區

(一) 小久保 (二) 千種新田、岩瀨 (三) 桐野谷、障子谷、一色、上、近藤、八田沼、中、絹、西大和田 (四) 佐貫龜田、龜澤、寶龍寺、花香谷、鶴岡、八幡、笹毛 (五) 東大和田、恩田、寺尾、田倉 (六) 豊岡、御代原 (七) 山中 (八) 志駒 (九) 田原、横山、小志駒、大野、岩本、中郷、大森 (一〇) 和合、櫻井、一川村内字長崎 (一一)



湊、岩坂、數馬 (一一)一川(但字長崎ヲ除ク)、相川 (一二)梨澤 (一三)竹ヶ岡、萩生 (一四)金谷 (一五)大和、大川崎、高溝、宇藤原、關

十七年十月甲第九十二號ヲ以テ第二番學區ヲ第一番學區ニ組入第三番學區ヲ第二番學區ト更正シ以下順次繰上グ

安房國安房郡小學區

(一)北條、新宿町、上野原、高井、八幡、湊 (二)館山町、長須賀、上眞倉、下眞倉 (三)大賀、笠名、宮城、沼柏崎浦 (四)波左間、坂田、見物、早物、加賀名、濱田、鹽見、香 (五)洲崎、伊戸、川名、坂井、坂足、小沼 (六)太神宮、中里、犬石、龍岡、佐野、藤原、洲宮、茂名、布沼 (七)布良、相濱 (八)瀧口、根本、神餘 (九)東長田、西長田、岡田、出野尾、大戸、古茂口、作名、山荻、畑、南條、飯沼 (一〇)大網、安布里、山本、國分稻、腰越、廣瀬 (一一)二子、水岡、安東、寶貝、大井、蘭、水玉、竹原、江田 (一二)中、池ノ内、御庄、山名

安房國平郡小學區

(一)那古 (二)船形、川名、福澤、小原 (三)宮本、大津、手取、居倉、丹生、深名 (四)多田良、原岡、青木、豐岡、南無谷 (五)不入斗、小浦 (六)合戸、宮谷、市部、久枝、竹ノ内、二部、檢儀谷原 (七)下佐久間、龍島加知山、岩井袋、吉濱、大山、本郷 (八)元名、大帷子、小保田、江月、市井原 (九)横根、大崩 (一〇)佐久間中、佐久間下、奥山 (一一)平久里中、荒川、山田 (一二)平久里下、犬掛、川上、井野、吉澤 (一三)上瀧田、下瀧田、増間、上堀、下堀、千代、三坂 (一四)海老敷、山下、川田、明石、大學口、谷向、本織、府中 (一五)正木、龜ヶ原

十八年四月甲第四十一號ヲ以テ平郡第十五番學區ヲ廢シ第一番學區ニ組入ル同第六番學區ヲ廢シ第五番學區ニ組入ル但第七番學區ヲ第六番學區トシ以下順次繰上グ

安房國朝夷郡小學區

(一)白濱、乙濱 (二)白間津、大川、千田、平磯 (三)川口、忽戸、平館 (四)南朝夷、北朝夷 (五)大貫、川戸牧田、宇田、瀬戸 (六)白子、川合、峰、安馬谷、久保 (七)加茂、香見、岩糸、小戸、西原 (八)前田、丸本郷珠師ヶ谷、石堂 (九)石堂原、宮下、川谷、大井 (一〇)上三原、磯森、五十藏、布野、小向、小川、黒岩 (一一)御原、松田、海發 (一二)白渚、眞浦、和田、仁我浦 (一三)柴、花園、眞門、内遠野、青木、西江見、東江見

十八年四月甲第四十一號ヲ以テ朝夷郡第十三番學區ノ内柴村花園村ヲ第十二番學區ニ組入ル

安房國長狹郡小學區

(一)天面、西山、濱波太、岡波太、朝夷郡太夫崎、同郡吉浦 (二)宮野下、代野、二子、仲居、上野、星ヶ畑、東野尻、西野尻 (三)平塚、金東、古畑 (四)奈良、佐野、釜沼、大幡 (五)松尾寺、大川面、宮山、仲 (六)成川南小町、北小町、上小原、下小原 (七)池田、太田學、京田、竹平、坂東、押切、太尾、川代、來秀、大里 (八)貝渚、磯 (九)前原、横渚 (一〇)滑谷、打墨、八色、粟斗、花房、和泉 (一一)廣場、西、東 (一二)濱萩 (一三)天津、清澄 (一四)内浦、小湊 (一五)北風原、細野、寺門、横尾

二、學校の設置及廢止

設置及廢止 明治十二年の教育令では公立學校の設置、廢止は府知事縣令の認可を受け私立學校の設置、廢止は府知事縣令に開申すべきことと定めてあつたが、同十三年の改正教育令では府縣立の學校、書籍館、幼稚園の設置、廢止は文部卿の認可を経べく、町村立に係るものは府知事縣令の



認可を経べく、私立の學校幼稚園書籍館の設置は府知事縣令の認可を要し廢止の場合だけ府知事縣令に開申せしめ、尙ほ町村立私立學校幼稚園書籍館の設置廢止の規則は府知事縣令が之を起草して文部卿の認可を受けなければならぬ。設置も廢止も十二年の教育令に比してよほど嚴重になつた。

これによつて文部省は明治十四年一月府縣立幼稚園書籍館等設置廢止規則<sup>達第</sup>四號 町村立私立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則起草心得<sup>達第</sup>五號を發布した。縣はこれに準じて同年九月町村立私立學校幼稚園書籍館設置廢止及巡回授業家庭教育町村立教育會開廢規則<sup>甲第九</sup>十五號を制定した。學校數並に其の位置及び設備の狀況如何が、小學校教育に至大の影響を及ぼすを以て、本縣にては本期に於て學區の併合變更二回に亘り、學校の廢合分立等屢々行はれたが、務めて學區民の利害得失感情を考慮し、漸次統一して適當なる施設を見るに至つた。當事者の焦心努力する所大なるものがある。

左は明治十五年頃、稍組織の整ひたる「小學校設置伺書」である。當時の學校内容の一斑を窺ふに足れば、参考の爲に茲に掲ぐ。

千葉郡公立星久喜學校設置伺

- 一 設置ノ目的 中等小學校、初等小學校
- 一 位 置 下總國千葉郡星久喜村二十六番地借家假設 但貸借證 書寫添
- 一 名 稱 星久喜小學校
- 一 學科學期試驗法 第一號本縣成規之通

一 教科書目 別冊第二號ノ通

一 教科用器械目 別冊第三號ノ通

一 校 則 別冊第四號ノ通

一 生徒員數 五十名 男三十八人、女十二人

一 該小學區内村名戸口學齡兒童數 星久喜村、矢作村合二ヶ村 戸數九十九戸 人口五百六十八人、内男二百八十六人、女二百八十一人、學齡兒童六十三人、内男三十二人、女三十一人

一 教員職務心得 別冊第五號ノ通

一 教員人員俸額 教員一名月俸金拾圓、同補助一名月俸金參圓

一 教員學力品行及履歷 別冊第六號ノ通

一 敷地建物 別冊第七號ノ通

一 該小學區内村位置 別冊第八號ノ通

一 資本金及附屬地 正金八百圓 地面無之

一 經費收入支出豫算

一金百參拾五圓五拾錢

(内)金八拾圓 資本金利子、金五拾五圓五拾錢 授業料

一金百七拾八圓 一ヶ年支出高

(内)金百貳拾圓 教員給料、金參拾六圓 同補助給料、金貳圓 修繕費、金參圓 書籍器械費

金五圓 薪炭油筆墨紙、金六圓 諸雇給料、金參圓 借地借家賃、金參圓 學事會議費



差引不足金四拾貳圓五拾錢 但不足金協議費ヲ以テ支辨ス  
右之通設置仕度別冊相添此段奉伺候也

明治十五年十月

下總國千葉郡星久喜村學務委員

石原瀧藏

戶長兼學務委員 佐野仁兵衛

千葉縣令 船越 衛殿

公立星久喜小學校位置家屋借受契約書寫

星久喜學校位置家屋借受ニ付取結フ左ノ如シ

- 一 第一條 星久喜村千手院本堂ヲ明治十五年一月ヨリ向明治十九年マテ五ケ年間星久喜小學校ニ借受クル事
  - 一 第二條 借受中借家料ハ一ケ月金貳拾五錢ト相定メ毎月二十八日迄ニ相渡スヘキ事
  - 一 第三條 借受年限中何等ノ事故有之トモ第一條ノ年限中ハ必ス異儀申問敷事
  - 一 第四條 借受中破毀ノケ所ハ學校費ヲ以テ支出スヘキ事
  - 一 第五條 家根葺替等ノ儀ハ一切權方ニ於テ支出スヘキ事
- 右之通契約候處如件

明治十五年十月

學務委員 石原瀧藏

惣代人 深山東左衛門

權方總代 花澤庄兵衛

第二號 教科書目

修身ノ部 修身兒訓(一二、二冊 明治十三年十二月龜谷行編) 小學修身訓(改正波號一二、二冊 明治十四年四月西)

村茂樹撰錄) 修身論略(訂正上下、二冊 同十四年二月吉見經繪著)

讀書ノ部 初學讀本(正續編、二冊 明治十四年三月辻敬之小池民次同著) 小學讀本(一二三、三冊 明治七年八月東京師範學校編) 十八史略(一至七、七冊) 小學讀本(四五、二冊 明治七年五月那珂通高稻垣千顯撰)

漢史一班(一至四、四冊 明治十年一月小永井八郎編)

地理ノ部 新撰地理小誌(元亨利貞、四冊 明治十二年三月山田行元編) 千葉縣地誌略(上下、二冊 明治十二年二月山田吉見編)

歷史ノ部 新撰日本略史(一至四、四冊 明治十三年三月笠間益三編纂)

博物ノ部 訓蒙動物學(上下、二冊 明治十三年九月平坂閔編述) 植物淺解(初編、一冊 明治八年小野職整譯)

金石小學(全、一冊 明治十二年四月白野巳巳郎譯述)

物理ノ部 物理講義(上中下、三冊 明治十四年一月百田重明筆記)

農業ノ部 小學農業書(一二並附錄、三冊 明治十二年十二月塚原苔園著)

化學ノ部 訓蒙化學(上下、二冊 明治十三年九月中川謙次郎編述)

經濟ノ部 初學經濟論(一二三、三冊 明治十二年十一月牧山耕平譯)

家事經濟ノ部 家事經濟訓(一二、二冊 明治十四年四月青木輔清編述) 家政要目(上中、二冊 明治九年八月永峯秀

樹譯)

以上列記ノ分ハ現今所有ノ者

修身訓範(一二三、三冊 明治十四年四月土岐政孝述) 地文學初步(一至四、四冊 明治十年六月片山平三郎譯)

博物掛圖(動植全、明治六年十月文部省刊行) 博物見本



第四章 初等教育

以上將來備付ノ見込アル者

第三號 教科用器械目

一大算盤 一數字圖 一算用九々圖 一地圖 一イロハ圖 一地球儀 一單語連語圖 一五十音圖 將來備付見込ノ器械 一理化學器械 一體操器械 一鞞器 一裁縫器具

第四號 校 則

入學退學規則

第一條 入學ハ毎月一日トス

但當日休業ナレハ次日トス

第二條 入學スル者ハ滿六年以上十四年以下ノ者トス

但事誼ニ由リ學齡外ノ者ト雖入學差許スコト有ルヘシ

第三條 入學セント欲スル者ハ第一號書式ニ依テ願書ヲ出スヘシ

第四條 就學三年未滿ノ者ニハ退學ヲ許サス

但疾病事故等ニテ不得止事情有モノハ此ノ限ニアラス

第五條 退學セント欲スル者ハ第二號書式ニ依テ願書出スヘシ

第一號書式 用紙半紙

入 學 願

何國何郡何村何番地往

族 籍 某(男女)兄弟姉妹

右之者學齡ニ付御校へ入學爲致度御許可之上ハ御規則堅ク相守ラセ申ヘク候此段奉願候也

何 之 誰

年 齡

年 月 日

父兄或ハ後見人

何 之 誰

廿六番星久喜小學校御中

第二號書式

退 校 願

何等科何期生徒

何 之 誰

年 齡

右之者何々事故(或ハ病氣カ)ニ依リ出校難爲致ニ付本日ヨリ退學爲致度此段奉願上候也

年 月 日

父兄或ハ後見人

何 之 誰

廿六番星久喜小學校御中

小學生徒心得

第一條 毎朝夙ク起キ寢具ヲ納メ盥漱シ梳リ父母其他ノ尊長ヘ禮ヲ述ヘ食事終レハ學校へ出ル用意ヲ致シ先ツ筆

紙石版書籍等ヲ取揃ヘ身體衣服等ヲ清潔ニシテ出校スヘシ

但家ヲ出ル時ト家ニ歸ル時ハ必ス父母其ノ他尊長ヘ禮ヲ述フヘシ

第二條 毎日出校ハ授業時限十分前タルヘシ

第三條 校ニ入レハ先ツ教師ニ禮ヲ述ヘ然ル後席ニ就クヘシ、退散スル節モ同様タルヘシ

第四條 教師ノ許可ナクシテ猥リニ教場ニ入ル可カラス

第四章 初等教育



第五條 席ニ就テハ教師ノ教ヘヲ守リ假ニモ他念アル可カラス

第六條 若シ授業ノ時限ニ後レテ出校スル時ハ直ニ教場ニ入ル可カラス遅刻ノ事由ヲ述ヘテ教師ノ指圖ヲ待ツヘシ

第七條 障子襖等ノ開閉ヲ靜ニスヘシ書物ノ取扱方ハ成丈丁寧ニシテ破損セサル様ニスヘシ書物ヲ披クニモ爪ニテ紙ヲ傷メ又ハ指ニ唾スルコトアル可カラス

第八條 常ニ教師ノ教ヲ體認シ一々指揮ヲ受クヘシ、總テ我意我慢ノ事ヲナス可カラス

第九條 授業中自己ノ意ヲ述ベント欲スル時ハ右ノ手ヲ舉ケテ之ヲ知ラシメ教師ノ許可ヲ得テ後ニ言フヘシ

第十條 他人ヲ誹議シ或ハ無益ノ爭論致スヘカラス

但讀書算術ニ付テノ問答タリト雖モ傲慢不遜ノ語ヲ出ス可カラス

第十一條 便所ニテハ能ク心ヲ用キテ便所又ハ衣服ヲ汚サヌ様ニスヘシ

第十二條 朋友相互ノ交リハ親切ヲ旨トシ挨拶應接等謙遜ヲ旨トスヘシ

第十三條 途中ニテ師友其他知リタル人ニ逢フ時ハ禮儀ヲ盡シテ挨拶スヘシ帽ヲ冠リタル時ハ之ヲ脱スヘシ

第十四條 途中ニテ宜シカラザル遊ヒヲナシ又ハ無用ノ場所ニ立入り無益ノ事ヲ爲スヘカラス若シ車馬等ニ逢フコトアラハ早ク傍ニ避ケテ車馬等ノ妨ニナラス自身モ怪我ナキ様ニスヘシ

生徒賞則

第一條 左ノ數項ニ適應セル者ニハ賞狀ヲ附與シ一週間校内ニ揭示スヘシ

一、常ニ品行正シク學業拔群ノ者 一、教師ノ指揮ニ從ヒ他念ナク勉強シ各生徒中最モ著シキ者 一、小試験ノ際平時得點十分ノ八以上ヲ得ル者 一、小試験優等ノ者

第二條 左ノ數項ニ適應セル者ニハ賞狀及ヒ賞品ヲ附與シ二週間校内ニ揭示スヘシ

一、大試験ニテ優等ニ回ニ及フ者 一、行狀肅整ニシテ殊ニ孝悌ノ行アル者 一、一學期內缺席三日以内ノ者

生徒罰則

第一條 左ノ數項ニ抵觸スル者ハ三十分間留置キ教師懇ニ訓誡スヘシ

一、教場必用ノ器械ヲ遺忘シ來ルモノ 一、教場ニ在リテ笑談私語及顧視スルモノ 一、教場中教師ノ令ヲ待タスシテ恣ニ席ヲハナル、者 一、私有ノ錢貨其他無用ノ玩具ヲ提携シ來ル者 一、起業報ヲ聞テ猶遊歩場ニ止ル者 一、履物傘等ヲ粗略ニ扱フ者 一、放課時間中校域ノ庭園ヲハナル、者

第二條 左ノ數項ニ抵觸スル者ハ一時間校内ニ留置教師懇々之ヲ訓誡シ且ツ平時得點行狀ヲ〇トス

一、石彈ノ類ヲ抛ケ危險ノ遊戲ヲナスモノ 一、喧嘩口論スル者 一、猥リニ校庭ノ花木ヲ採摘スル者 一、校内ヲ奔走シ又大聲ヲ發スル者 一、戸壁等ヲ破毀シ又ハ戲書スル者 一、詭言ヲ設ケ他人ヲ誹議スル者 一、父母ノ用ニ托シ缺課スル者

第三條 左ノ數項ニ抵觸スル者ハ教員學務委員協議之上教育課ノ指令ヲ待テ後處分スヘシ

一、竊盜ノ所行アル者 一、行狀不正怠惰ニシテ屢教師ノ訓誡ヲ用ヒザル者 一、詐僞妄談シ屢訓誡ヲ加フルモ悛メザル者 一、定期大試験ニ於テ落第三回ニ及ブ者

休業定日

一、土曜日 一、日曜日 一、大祭日 一、大試験終後五日間 一、學區内氏神例祭日 一、自六月十日至同二十日日間挿秧休業 一、自八月一日至同二十日二十日間夏季休業 一、自十二月廿五日至一月七日十四日間冬季休業 第五號 星久喜小學校教員職務心得



(一)生徒養成上ニ關スル一切ノ事務ヲ綜理スル事 (二)生徒ノ勤惰品行ヲ監督スルコト (三)賞罰規則ニヨリ生徒ヲ賞罰スルコト (四)教場及體操場ヲ整理スルコト (五)生徒ノ受持ヲ定ムルコト (六)生徒試験ノ分掌ヲ定ムルコト (七)生徒養成上ニ關スル雜務ノ分掌ヲ定ムルコト (八)生徒養成上ノ障礙ヲ認ムル等ノコトアルトキハ學務筋ニ開申經伺スルコト (九)學校諸規則ニ就キ改正ヲ要シ又ハ生徒養成上ノ障礙ヲ認ムル等ノコトアルトキハ學務委員ニ協議シテ其ノ改良ノ手續ヲナス事 (一〇)學務委員ニ協議シ生徒入學退學ノ件ヲ調理スル事 (一一)首席教員ノ管掌ニ係ル學事表簿ヲ主管スル事 (一二)生徒養成上ニ係ル學事年報ヲ調製スル事 (一三)書籍器械及其他ノ需用品等ノ調製購求等ヲ要スルトキ學務委員ニ協議シテ其手續ヲナス事 (一四)日誌沿革誌其ノ他生徒養成上ニ係ル諸表簿ヲ調製登錄スル事

以上列記ノ各項ハ首席教員コレヲ負擔シ首席教員病氣又ハ事故アルトキハ次席教員之ヲ代理スヘキモノトス

(一)試驗規則ニヨリ生徒ヲ試驗スルコト (二)教則ニヨリ受持生徒ニ教授スル事 (三)受持生徒ノ德育智育體育ニ就キ其責ニ任スルコト (四)受持教員ノ管掌ニ係ル學事表簿ヲ主管スルコト (五)生徒養成上ニ關スル分掌ノ事務ニ付其責ニ任スルコト (六)各自受持又ハ使用スル學校備置ノ書籍器械等ヲ整頓保存スルコト

第六號 履 歷 書

生 所 千葉縣下總國印旛郡佐倉裏新町十番地  
 當時 同縣同國千葉郡矢作村一番地寄留

千葉縣士族

海 老 原 魁

嘉 永 五 年 一 月 生

當 十 五 年 十 月 三 十 年 十 月

元治元年二月ヨリ明治元年四月マテ都合五ヶ年舊佐倉藩成徳館ニ於テ漢學ヲ修業ス

慶應元年五月ヨリ同三年十月マテ都合三ヶ年舊佐倉藩數學所ニ於テ算術修業ス

明治六年二月ヨリ同年五月マテ舊印旛縣鴻ノ臺假中學校ニ於テ讀書算術修行

明治六年八月千葉郡矢作小學校教員トナル

明治七年四月千葉師範學校ニ於テ教則傳習ノ上授業生ヲ拜命ス

明治八年二月五等訓導拜命曾我野一等校勤務管理内學校巡回申付ラレ候事

明治九年九月ヨリ同年十月迄千葉師範學校ニ入り學術研究ス

同年十一月訓導試補矢作小學校教員ヲ拜命ス

明治十四年十一月小學校中等科教員免許月俸金拾圓

校 舍

學制當初は學校の創設維持に急にして校舎の如きは管内何れの地でも顧みる暇なく寺院又は民家を假用して不完全なる教室で教授した。偶々校舎を建築するものがあつても當局の用意懇到を缺ける爲に、採光の方法其の宜しきを失して教室は晴れたる日にも尙ほ暗く、加ふるに黒盤の位置は窓戸と相接して降雨の日は眼力鴟梟の如き生徒ならざる以上は形色を辨するこゝとを得ない或は天井の高さ僅に六七尺に過ぎないのでこの教室に入るものは何となく頭を抑へらるゝ感じがする。或は教室の分割を誤り教授上に不便を訴ふるものあり或は校内の構造管理上に不利なるものあり、徒に新築の名に誇りて教育の主旨に背戻するものが少くない。これでは折角巨額の費用を投じて新築しても寺院や民家と撰ぶ所がない。縣は小學校舎建築についてこれが標準を示す必要を痛感し、明治十六年四月各郡長宛にて「小學校建築心得」を作成して配布した。左に其



小學校建築心得

- 一 小學校ノ敷地ハ學區内兒童ノ通學ニ便ニシテ空氣ノ流通好ク太陽ノ光線ヲ十分ニ受ケ而シテ喧雜不潔危險ノ場所及卑濕ノ土地ヲ避クルヲ要ス
- 一 敷地ノ廣袤ハ現ニ就學スル兒童ハ勿論將來就學スヘキ兒童ノ數ニ應シ校舍其他體操場遊戲場等ヲ設クルニ足ルヲ要ス而シテ其地形ハ長方形ニシテ兒童一人ニ二坪半ヲ下ラサルヲ可トス
- 一 但シ兒童百人ニ充タサルトコロノ敷地ハ本文ノ比例ヨリ廣キヲ要ス
- 一 敷地ノ方位ハ各地ノ氣候及ヒ衛生上ニ注意シ定ムヘシト雖大概東南若クハ南方ニ面スルヲ可トス
- 一 校舍敷場(女子ノ爲ニハ殊ニ裁縫禮節等ノ敷場ヲ要ス)教員詰所湯呑所便所等ヲ具フヘク又講堂食堂等ヲ備フルハ最モ便ナリトス而シテ其構造ハ素朴ニシテ堅牢ナルヲ要ス
- 一 但シ土地ノ情況ニ依リ戸長役場或ハ町村會議場ヲ校内ニ設クルハ成ルヘク之ヲ階上ニ置キ又其出入口ヲ別ニスヘシ且ツ教員ノ住家ヲ校舍ノ近傍若クハ校舍内ニ設クルヲ便ナリトス
- 一 校舍ノ廣狹ハ兒童ノ多寡ニ應シ且ツ成ルヘク將來就學スヘキ兒童ノ數ヲモ豫算シテ結構スルヲ要ス
- 一 但シ他日増築スヘキ目的アル校舍ハ豫メ其計畫ヲナスヲ必要ナリトス
- 一 敷地ノ廣袤十分ナル學校ニ在テハ其校舍ハ平屋ニ構造スルヲ便ナリトス敷地狹隘ナルハ二階ヲ設クルヲアルヘシト雖幼年ノ兒童及女子ノ敷場ハ成ルヘク階下ニ設クルヲ要ス
- 一 一敷場(期ヲ分テル學校以下同シ)ニ入ルヘキ兒童數ハ凡六十人ヲ最多數トス而シテ授業並ニ管理上ニ便ナルモノハ三十人内外トス

一 敷場ノ面積ハ一人ノ兒童ニ付三尺平方ニ下ラス天井ノ高キハ一丈ニ下ラサルヲ要ス

但シ天井ノ高サ本文ノ如クナシ難キトキハ敷場内空氣容積ヲ増サンカ爲メ屋根裏ニ階裏ヲ露ハシ別ニ天井ヲ

設ケサルモ妨ナシ

一 敷場ハ長方形ナルモノヲ便ナリトス

但シ其長サ五間ニ過キサルヲ可トス

一 兒童出入口ハ男女ヲ別ニシ且ツ其位置ハ恒風ノ向キヲ避クヘシ又入口内ノ兩側適宜ノ所ニ兒童ノ履物傘置臺ヲ設クルヲ要ス

一 敷場ノ壁ハ厚クシテ堅質ナルモノヲ用ヒ又牀面ヨリ三尺五寸許ノ所マテ腰板ヲ附スルヲ可トス且ツ壁色ハ日光ノ射入スル敷場ニハ鼠色等反照ノ少キモノヲ用フルヲ要ス

一 敷場ハ兒童ノ左方ニ窓ヲ設ケ光ヲ採ルヲ便ナリトス而シテ窓ノ面積ハ敷場ノ面積ノ六分ノ一以上タルヲ要ス又窓ノ位置ハ採光ノ便ヨリ論スルトキハ北方ハ光量ノ明暗ナクシテ可ナリト雖室内ヲ快爽ナラシメ溫暖ヲ日光ニ藉ルノ便ニ於テハ東南又ハ南方ニ之ヲ設クルヲ可ナリトス又都テ日光ヲ射入スル窓ニハ敷場ノ光量ヲ加減スル爲メ適宜其設ヲ爲スヲ要ス

但シ本文ノ如ク窓ヲ兒童ノ左方ニ設クルヲ能ハサルノ場合ニ於テモ兒童又ハ教師ノ前面ニ之ヲ設ケスシテ兒童ノ右方ニ設クルヲ要ス又夏季炎熱ノ土地ニ於テハ窓ヲ兒童ノ左右ニ設ケ主トシテ其左方ヨリ採光スルヲ可トス

一 窓ハ牀面ヲ距ル凡ソ三尺五寸ノ所ヨリ天井下ニ達シ且其位置ハ敷場ノ全面ヲ照シ得ヘキ所ヲ撰ヒ其構造ハ單簡ニシテ開閉ニ便ナルモノヲ可トス



- 一 階梯ハ多數ノ兒童ヲ容ル、學校ニ於テハ便宜ノ場ニテケ所ヲ設ケ且ツ昇降シ易キヲ要ス故ニ直行或ハ彎曲ナラス半折シテ喰違狀ニナシ又欄干ヲ設クルヲ可トス
- 一 階梯ノ橫幅ハ四尺以上ニシテ其堅幅ハ八寸ニ下ラス各段ノ高サハ四寸乃至五寸ヲ可トス
- 一 便所ヲ設クルニハ管理上便ナル所ニシテ校舍ヲ離レ且北方樹林アルカ如キ地ヲ撰ミ又通風ヲ好クシ臭氣ノ鬱滯ヲ防キ又校舍ヨリ便所迄ノ通路ハ庇アル廊下ヲ設クルヲ可トス
- 一 但シ西南等ニ方テ便所ヲ設クルキハ其近傍ニ常綠樹ヲ栽ヘ日光ヲ遮リ臭氣ノ飛散ヲ防クヲ要ス
- 一 便所ハ固ヨリ男女ヲ別ニシ其互ニ相距ルヲ遠キヲ可トス又便所ノ數ハ生徒百人ニ付大約三ケ以上ヲ設クルヲ要ス
- 一 體操場及遊戯場モ亦男女ノ區域ヲ別ニシ且砂等ヲ敷キ平坦ニシテ且乾燥ナラシムルヲ要ス
- 一 遊戯場中夏季日光ノ烈シキ所ニハ落葉樹ヲ植ヘ且ツ場中或ハ其近傍ニ危險ノ場所アルハ堅固ナル塙垣ヲ設クルヲ要ス
- 一 學校用卓子椅子ノ高低ハ兒童身體ノ長短ニ準スヘキモノニテ椅板ノ高サハ兒童ノ脛ノ長サト一樣ニシテ後方ニ傾キタル椅背アルモノヲ可トス又卓子ノ高サハ椅板ノ上ヨリ兒童全身六分ノ一ノ距離アルヲ良トス
- 一 講義等ノ如キ卓子ヲ要セサル學科ヲ教フルノ教場ニハ椅子ノミヲ備フルヲ便ナリトス都テ卓子椅子ノ用材ハ堅質ナルモノヲ可トス松材ノ如キハ各地得易クシテ且堅質ナリ
- 一 黑板ハ石盤石ノ堅牢ニシテ久存ノ便アルニ如クモノナシト雖モ木板等ノ黑板ヲ用フルキハ時々黑色ヲ塗抹シテ褪色セサルヲ要ス又位置ハ教師ノ後方ニ在ルヲ便ナリトス

校印及標榜記載方

學校に用ふる校印及標榜記載方區々であつては事務取扱上自然不都合

を來たす恐もあるるので縣は明治十三年四月郡甲第五十七號を以て郡役所に對し左の通相達した各公立小學校學印ノ儀區々相成候テハ不都合ニ付毎校左ノ雛形ニ照準彫刻可爲致候此旨相達候事

何	國	何	郡
公	立	何	々
小	學	校	

方一寸四分  
字體適宜

次で十五年三月乙第五十三號を以て小學校教員、戶長、學務委員に對し校印並標榜記載方を左の如く達した。

小學校印並ニ標榜記載方等ノ義區々相成候テハ不都合ニ付更ニ左式ニ照準彫刻及記載方可致候此旨相達候事

校印式

何	國	何	郡
第	何	番	學
區	公	立	何
々	小	學	校

方一寸四分  
字體適宜  
但私立ハ何國何郡私立何々小學校トスヘシ

校標榜式



○ 何郡  
第何番學區公立何々小學校

本品適宜  
長四尺、横一尺  
但私立ハ第番學區内私立何々小學校ト記入スヘシ

右ハ校門ニ掲ク往來ヨリ入込場所ハ往來ノ入口ニ標柱ヲ建書記スルコト懸札ノ如シ  
更に同年十一月十日附屬校分校、支校の校印並標榜記載方を左の通り定めた。乙第百八十五號  
附屬  
小學校分 校々印並ニ標榜記載方別紙之通相定候條此旨相達候事

但寸法字體及標榜揭示等ハ本年 三月三十一日 本縣乙第五十三號達ニ準據候義ト可心得事  
附屬分支校ノ本校ト名稱ヲ同フスルモノ記載式

校 印

何 國 何 郡  
第 何 番 學 區  
公 立 何 々 小 學 校  
附 屬 支 校

但二個以上ノ附屬分支校アルモノハ附屬分支ノ  
上ニ第一第二等ノ文字ヲ記ス

標 榜

○ 何 郡  
第何番學區公立何々小學校

但書同上

附屬支校ノ本校ト名稱ヲ異ニスルモノ記載式

校 印

何 國 何 郡 第 何 番 學 區 公 立 何 々 小 學 校  
附 屬 支 校 何 々 校

標 榜

○ 何郡第何番學區  
公立何々小學校

附屬、分支校何々校

○ 何 郡  
第何番學區公立何々小學校

本品適宜  
長四尺、横一尺  
但私立ハ第番學區内私立何々小學校ト記入スヘシ



右ハ校門ニ掲ク往來ヨリ入込シ場所ハ往來ノ入口ニ標柱ヲ建書記スルコト懸札ノ如シ

校地 十二年九月發布の教育令第二十六條によれば「公立學校ノ土地ハ免稅タルベシ」とあるが其の土地の取扱方につきて内務卿は大藏卿連署を以て左の通り達せられた。

本年九月太政官第四十號布告第二十六條ニ有之公立學校ノ土地トハ學校構内ノ土地ニ限ルモノニシテ其地ハ民有地第一種ノ儘ニテ免稅スヘキ主意ニ候條爲心得相達候事 明治十二年十二月内務省達乙第五十四號

次で十三年一月、今後學校の敷地は公立小學校は五百坪以内公立中學校公立專門學校の敷地は千坪以内官有地を無代價にて下渡すことになつた。即ち

中小學區學校設立ノ地所無代價下渡ノ義ニ付明治七年九月第三百三十一號ヲ以テ相達置候處今般教育令布告候ニ付テハ自今公立小學校ハ五百坪以内公立中學校公立專門學校ハ千坪以内ノ地ヲ該學校設置ノ地所トシテ無代價ニテ可下渡候條官有地ニ於テ無差支場所ヲ選ヒ内務省ヘ可申出此旨相達候事 太政官達第六號

文部省は又教育令第二十六條公立學校の土地免稅となるべき分は其の地名(何府縣下何國何郡區何町村何番地)坪數地價等詳細取調届出べく、届出後坪數地價増減等あれば更に届出べしと、同年同月文部省達第四號を以て達した。

縣は公立學校に使用する土地にて免稅となるべき分を調査し届出べしと同年二月乙第四號を以て左の通り戸長宛達した。

教育令第二十六條ニ公立學校ノ土地ハ免稅タルベシト有之右免稅ノ土地取調ノ筋有之ニ付別紙書式ニ照準シ來ル二月十五日限り取調可差出候尤公立學校ノ土地トハ學校構内ノ土地ニ限り其地ハ民有地第一種ノ儘ニテ免稅相成候事ニ候條此旨心得旁相達候事

但本文取調後ニ係ル免稅ノ分並坪數地價等増減有之節ハ其都度可届出且免稅ノ土地無之分ハ本文ノ日限迄ニ其旨可申出候事

學校地所免稅調 十三年六月乙第六十六號ヲ以テ「調」ノ一字ヲ「御届」ニ改ム

公立何々學校所有

何國何郡何町村何番地

一 坪數何程

此地價何程

此地租何程 免除相成候分

右之通相違無之候也 同上「也」ノ一字ヲ削リ「間此段御届申候也」ノ八字ニ改ム

年 月 日

縣令宛 同上「縣令」ヲ「郡長」ニ改ム

何町村戸長 何 之 誰

### 三、教則及校則

文部省は明治十四年五月小學校則綱領を府縣に達した。それによると小學校を分つて初等、中等高等の三等とし、その教科目は小學校初等科は修身、讀書、習字、算術の初歩、唱歌、體操を課し、小學校中等科は小學校初等科の續に地理、歴史、圖畫、博物、物理の初歩を加へ、女子の爲には裁縫を課し、小學校高等科は小學校中等科の續に化學、生理、幾何、經濟の初歩を加へ、女子の爲には經濟に代ふるに家事經濟大意を以てすることゝした。尙ほ土地の情況に因り、農工商業の初歩を加ふることを得るとし、十七年十一



月更に英語の初歩をも加ふることが出来るやうになつた。學期は初等及び中等科は各三ヶ年高等科は二ヶ年通じて八箇年とした。土地の情況によつては、これを伸縮することが出来るが、初等科は三箇年を下ることを得ない、各科合して八箇年を過ぐることも出来ない。授業日數は一年を過じて三十二週、一日の授業時間を三時乃至六時間とし各等科の學科程度を示した。この教則綱領に於て特に修身科に重を置ききたるは注目に値す、從來は教科目中讀書を第一位となしたるが、これよりは必ず修身科を首位に置くことゝなつたのを見ても知ることが出来る。明治十四年五月文部省達第十二號小學教則大綱

本縣は教育令發布の直前、明治十一年十二月小學規程を定めてこれを發布した。これによると教則は各學校の教頭當時校長といはずこれを制定することになつて居つたが、其の後縣は明治十四年十月文部省の小學教則綱領に基き小學教則を制定して發布した。其の内容は次の通りである。

第一章 小學科の區分、第二章 學期、授業ノ日及時、第三章 小學各等科課程、附錄 各教科目ノ教授要旨を擧げてある。左に其の教則附録を示す 明治十四年十月千葉縣乙第六十九號小學教則

小學校教則附録

- 一 各等科ノ課程ハ總テ懇切ニ之ヲ授ケ兒童ヲシテ歩々實力ヲ得セシムルヲ要ス且常ニ教授ヲ快活ニシ生徒ヲシテ學業ヲ厭嫌スルノ念アラシムベカラス
- 一 各學科ヲ教授スルニハ單ニ教科書ノミニ依ルヘカラス常ニ他書ヲ參考シ其略セルハ之ヲ數演シ其誤レルハ之ヲ正シ例ニ據リ證ヲ擧ケ詳ニ之ヲ理解セシメ日常之ヲ應用スルヲ得シムヘシ
- 一 修身ノ科ヲ授クルニハ初等科ニ於テハ教訓錦繪童蒙教草伊蘇普物語修身說約等ヲ用キ中等科ニ於テハ日本立志篇西國立志篇刪定家道訓西洋品行論等ヲ用キ高等科ニ於テハ修身叢話論語明治小學等ヲ用キテ嘉言善行等ヲ口

授シ兒童ヲシテ感奮スル所アラシムヘシ又作法ヲ授クルニハ小學女禮式智氏家訓前編等ヲ用キテ之ヲ口授シ或ハ演習セシムヘシ

- 一 讀書ヲ授クルニハ讀法字義句意章意句ノ變化等ヲ理會セシムルヲ旨トスヘシ又讀本中緊要ノ字句ヲ書取ラシムルニハ主トシテ其意義及用所等ヲ説明シ旁ラ運筆ノ順序及偏傍等ノ名稱ヲ教授シ詳ニ之ヲ記憶セシムヘシ
  - 一 作文ヲ授クルニハ近易ノ文字ヲ用キ普通ノ文體ニ從ヒ務メテ民間日用ニ適セシムヘシ殊ニ日用文書ノ如キハ日用適切ノ文題ヲ與ヘ平易ノ文體ニ習熟セシムルコトヲ要ス
  - 一 習字ヲ授クルニハ最モ字體ニ注意シ民間日用ニ適セシムルヲ要ス清書ヲナサシムルニハ毎土曜日習字ノ時間ニ於テ不正ノ文字ハ之ヲ正シ其甲乙ヲ判シ次ノ月曜日ニ於テ之ヲ渡スヘシ精寫ハ別ニ清書ヲ要セス生徒ノ日々認ムルモノニ就キ其不正ヲ正シ甲乙ヲ判スヘシ又其字形ハ大抵左ノ程度ニ從フヘシ
- |       |                         |                         |        |                         |                         |
|-------|-------------------------|-------------------------|--------|-------------------------|-------------------------|
| 等 期   | 習學 <small>半紙 全面</small> | 精寫 <small>半紙 全面</small> | 等 期    | 習字 <small>半紙 全面</small> | 精寫 <small>半紙 全面</small> |
| 初等科初期 | 四 字                     |                         | 初等科第二期 | 六 字                     | 二十四字                    |
| 同 第三期 | 八 字                     | 三十五字                    | 同 第四期  | 十二字                     | 四十八字                    |
| 同 第五期 | 十五字                     | 六十三字                    | 同 第六期  | 二十字                     | 八十字                     |
- 以上毎期之ニ準シテ斟酌スヘシ

一 算術ヲ授クルニハ日用適切ノ問題ヲ選用シ務メテ兒童ヲシテ算法ノ原理及題意ヲ考究セシメ兼テ前期ニ於テ學ヒ得タル諸則ヲ交ヘ授ケテ活用ニ熟練セシムヘシ殊ニ珠算ニ於テハ算珠ノ運用ニ習熟シ施術ニ敏捷ナラシムルヲ要ス

一 地理ヲ授クルニハ地形風土人情物産等ノ緊要ナルモノハ殊ニ詳ニ之ヲ了解セシムヘシ且本邦有名ノ都府港市及



- 一 海外各國ノ現況等ハ務メテ敷演シテ之ヲ授ケ兒童ヲシテ廣ク世上ノ形勢ニ通曉セシムルヲ要ス又高等科地文ノ科ニ於テハ務メテ實地ニ就テ兒童ノ觀察力ヲ養成スヘシ
- 一 歴史ヲ授クルニハ建國ノ體裁神武天皇ノ即位仁德天皇ノ勤儉延喜天曆ノ政績源平ノ盛衰南北朝ノ兩立德川氏ノ治績王政復古等緊要ノ事實其他古今人物ノ賢否風俗ノ變更等ノ大要ヲ了解セシメ殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養成セシムルヲ要ス且兼テ現行ノ制度ノ大略ヲ知ラシムヘシ
- 一 圖畫ヲ授クルニハ眼目手指ノ練習ヲ主トシ初ハ輪廓ヲ畫カシメ漸ク進ンテ陰影ヲ畫カシムヘシ
- 一 博物ヲ授クルニハ務メテ廣ク通常ノ動物植物金石ノ標本等ヲ蒐集シ其名稱性質効用等ヲ了解セシムヘシ
- 一 物理ヲ授クルニハ務メテ單一ノ器械及近易ノ方便ニ依リ實地試驗ヲ施シ其理ヲ了解セシムヘシ
- 一 生理ヲ授クルニハ務メテ實際ノ觀察或ハ模型等ニ依リ其理ヲ了解セシムヘシ又兼テ緊切ノ養生法ヲ授ケンコトヲ要ス
- 一 化學ヲ授クルニハ火空氣水土等ニ就テ化學ノ端緒ヲ開キ漸次通常ノ非金屬元素及金屬元素ニ關スル化學說ノ大要ヲ授クヘシ其實地試驗ニ基クヘキコトハ猶物理ニ於ケルカ如シ
- 一 幾何ヲ授クルニハ線角面體等ノ性質關係等ヲ了解セシメ漸次角及面ニ關スル諸題ヲ與ヘテ其原理ヲ考究セシムヘシ
- 一 經濟ヲ授クルニハ務メテ近易ノ事實ニ據リ其要旨ヲ示シ民間日用ニ活用セシムルヲ要ス
- 一 裁縫ヲ授クルニハ務メテ實用ヲ主トシ通常ノ衣服ノ縫方ヲ熟練セシムヘシ
- 一 家事經濟ヲ授クルニハ務メテ近易ノ事實ニ據リ民間日用ニ應センコトヲ要ス
- 一 農商業ヲ授クルニハ各地ノ情況ニ從ヒ其最モ緊要ノ事項ハ特ニ之ヲ敷演シテ詳細ニ之ヲ授クヘシ

- 一 體操ノ科ハ中等科以上ニ於テ四肢運動ヲナサシムヘキナレトモ土地ノ情況ニヨリ目下實行シ難キモノハ當分ニ之ヲ缺キ適宜ノ遊戲ヲナサシムルモ妨ナシ
  - 一 雨中體操所ナキモノハ雨天ノ節生徒ヲシテ體操ノ時間ニ於テ圖畫ヲ繙閱シ或ハ諸禮ヲ演習セシムル等ノコトアルヘシ
  - 一 初等科初期ノ生徒四時間就學ノ後ハ直ニ歸宅セシムルモ妨ナシト雖モ可成的餘ノ一時間ニ於テ恩物等ヲ與ヘテ其智識ヲ開誘スル設アルヘシ
  - 一 各等科中唱歌ノ科ヲ置カサレトモ各地ノ情況ニ依リ之ヲ課セントスルトキハ其課程ヲ詳記シ縣廳ニ伺出ツヘシ
  - 一 農商業ノ科ハ單ニ其ノ一科ヲ課シ或ハ併セテ其ノ二科ヲ用キ生徒ノ職業ニ從ヒテ之ヲ區分シ各其ノ一科ヲ修メシムルモ妨ナシト雖モ右ノ場合ニ候テハ學區ノ情況ヲ詳具シ縣廳ニ開申スヘシ
- 十八年三月本縣は町村立私立小學校々則を發布した。從來この種の法規は各學校で制定されてあつたが、今後は學校設置伺出の節はこれに準據した校則を作成して添付することになつた。この校則の内容を擧ぐれば

- 第一章 通則
  - 第二章 生徒心得
  - 第三章 生徒罰則
  - 第四章 參觀人心得
- の四項である。明治十八年三月千葉縣乙第  
六十一號千葉縣小學校々則

【参 考】

小學教育の狀況 谷 中 國 樹

明治十三年に私は師範を出て、中學に入つた。初めて就職したのは十四年に八重原の學校で、其の頃は初等科が六



期、中學科が六期、高等科が四期で學級は都へて十六で、教員は三人であつたから、一人で三學級位受持つた。私  
は中學科の六期と高等科とで五學級を受持つた。教科書は初等科は修身見訓、初學讀本、小學讀本、中學科は訂正修  
身論略、小學修身訓、小學讀本、漢史一班、新撰地理小志、千葉縣地誌略、物理講義、小學農業書、小學商業書、新撰  
日本略史、高等科は修身訓範、十八史略、地文學初歩、訓蒙化學、訓蒙動物學、初學經濟論、家事經濟訓、家政要旨  
植物淺解、金石小學、算術は開平、開立、級數、求積、對數、幾何は平面だけであつた。教師は主として上級生に教  
へ、上級生は下級生に教へた。校舎は寺院を借りて使用してゐたので、寺僧は兒童をうるさく思つて、時々苦情を訴  
へて随分困らせられたものだつた。當時は試験が嚴酷で、問題などは縣或は郡の官吏から發せられたものもあるし、  
教頭今の校長の選んだのもあつて難かしいのと、不適當のがあつた。それで手形がなくとも、關門を通過させるといふ、  
情實などは毫も許さない風紀の時代であつて、今のやうに全校一人の不合格者の無いといふ、教育全智全能の時では  
無いので、落第が割合に多く、進級は容易なことではなかつたので、随つて生徒もよく勉強した。高等科へ進む兒童  
となると、中々學力があつたから、師範學校を出て來てもすぐ高等科の最上級を受持たしめるのは、大に考を要した。  
それは兒童にやりこめられるものがあつたからだ。師範學校を優秀の成績で出て來た或る校の教頭が生徒の難問に耐  
へかねて、潜に行季を整へ夜遅く他州へ逃げ走つたといふ噂もあつた。故に當時卒業生徒は師範學校に入學しても初  
めの程は樂なものであつたさうだ。小學卒業後半年ばかりを準備に費し、試験を受けて、醫師開業や、獸醫開業の免  
狀を得たものもあつた。

當時はすべて幼稚であつたが、特に理科の方面に於て一層甚しかつた。其の實例をあくれば資金が乏しかつたので  
私の學校と隣近の四校と共同して理化の器械を購ひ求め、其の使用の傳習を隣校の教頭と、私と、東京上野の教育博  
物館で二週間許り受けて歸り、其の器械は各學校を順次に回すこととし、初めに器械が私の學校に着いたので、關係

學校の先生が集つて、其使用を試みた。其先生が稀硫酸が少くなつたといつて、テーブルの上に廣口瓶を置き、それ  
に硫酸を容れ、次に水を入れようとした。危機一髪しかし十數名の先生は、其のテーブルを取り圍み、泰然自若平氣  
の平左で見つていらつしやる。忽ち水は瓶に注がれた轟然一發、驚天動地の慘劇は演ぜられ、鮮血淋漓、古調の羽織も  
新調の袴も穴だらけとなり申した。これで其の當時の幼稚さの一斑が窺はれる。千葉師範學校には、理化の器械は、  
文部省から交付されたとかいふ立派なものがありました。それはたゞ大切に飾付けられてあつた。三宅米吉先生が  
赴任されて理化の實驗をされましたが、これが恐らく理化實驗の最初のものであつたのでありませう。師範學校ですら  
然り、況んや小學に於てをやで、中川氏の訓蒙化學はたゞ讀むばかりで、實驗に至つては殆ど指を染めなかつたであ  
りましたらう。

## 小學校教育の狀況

石川重之助

明治五年八月學制が頒布され、學區の制を立て、小學校を上等小學、下等小學に分け、下等は六歳より九歳迄、上  
等は十歳より十三歳迄、各四ヶ年毎期の修業期間を六ヶ月として、毎期一級づゝ進級する定めである。其教科目は、  
下等は綴字、習字、單語、會話、讀本、修身、口授、書讀、文法、算術(九々數位加減乗除)、養生法、化學大意、窮  
理學大意で、上等は其上に、史學大意、幾何學大意、算術大意、博物學大意、化學大意、生理學大意を加へた。初め  
教科書として我地方で用ゐたものは、下等小學では、知惠の門、知惠の糸口、うひまなび、單語篇、世界國畫、小學  
入門、小學讀本、勸善訓蒙、筆算訓蒙、洋算、史學の類で、上等では勸懲雜話、日本地誌略、輿地誌略、王代一覽、  
泰西史鑑、萬國通史近代部、博物新篇譯解、格物入門和解、化學訓蒙、具氏博物學等である。

教授の方法は、教則の規定があつて、一々大要を示されてあるが、概ね文字を中心とし、讀方、書方、意義を授け



又文章の講義を授くるものであつて、其方法としては生徒の自學を奨励することの、個性を尊重することの意味が含まれて居る様だ。それから教科書も追々と追加變更されて、下級は最初は掛圖によつて單語、連語を教へ、後小學讀本に移つた、單語圖に糸、大、鑑、始まり、子供の生活など云ふものは眼中に置かず、假名遣を中心として漢字が百五十字許り出て居る。連語も子供の心理といふものには頓着せず、句調のよい對句を用ひ、調子にのつて讀み覚え易くすると云ふことに着眼して、むづかしいものでは「神は天地の主宰にして人は萬物の靈なり善道ヲ以テ身ヲ修メ仁義ヲ以テ人ニ交ルとか、剛きものは折るゝとあり、柔きものは曲るとあり、撓ます折れざるは剛の徳、曲らず逆はざるは柔の徳也」とか云つた様な譯で、やさしい處では「水と乳汁は健康を助け、酒と煙草は養生に害あり」「働く時は勞を厭はず、食する時は厭くを求めず」「堅き人には事を習ひ、若き人には物を教ふ」とか云つた様なありさまである、之れが今の尋一後半期に當る教程である。

兎に角草創の際で、教育教授の方法も混沌として未開の時代であつたから、文部省は米國人を聘して教授法の指導を受け、生徒の座席舉手の方法、問答の體裁など官吏を地方に派遣して傳習させたさうだ、縣では未だ教師の養成機關がなく、應急の策として學區取締の選擇で士族上りや僧侶や舊寺子屋師匠などの讀書の素養あるものを探採採用された。當時は過渡時代で寺子屋教育の遺風猶存して、父兄は衷心より教師を尊敬し、生徒の入退學や、年頭等には子供に心からの挨拶に赴かせる父兄が多くあつて、全く淳朴時代であつた。教員も實に僅の待遇に甘んじて、こつくと勉強した。當時私の入學した學校は、銚子の寶滿寺といふ寺を假用して、第一大區三小區小學第一校で、今の銚子市中央小學校の前身で、當時海匠香の三郡は新治縣に屬して居つた時である。最初に教師として務めた人は、其關係上土浦藩の侍上りが一番多くて三人、其外高崎藩一人、佐倉藩一人、舊寺子屋師匠一人と曰つた譯である。校舎はそれから東岸寺に移し、明治十年五月に至つて新築したのが今の東小學校第二部である。如斯寺子屋時代を去ること遠

からず、寺子屋式素讀教授法の遺風が猶存して、極端な注入主義であつて、無論推理應用などの理解の十分でない、その代りに鵝舌的暗記力の強かつたこと、自己活動の盛んだつたといふことは到底今の兒童などの及ぶ處ではない。私共の様な晩學な劣等生でも下等一級で、今ノ五漢文書下しの南摩綱記の著書の内國史略四冊をそら讀する迄となり、六年上等七級で、今ノ五美濃判一冊八九十枚もある、内田正雄輿地誌略既刊九冊の中、亞細亞歐羅巴の七冊が教科書でそれを讀破し、支那の十八省、獨逸の三十七聯邦などの讀み憎い名前や、地名などの細い處迄も、覺えて、教材が重荷の爲め、學校往復の途中も本を携へて讀みながら行つたことがある。此輿地誌略とか泰西史鑑とか大冊のものは、價が相當高いので、學校に七八部備へ置いて、資力不十分の生徒には貸與へたのである。

斯くして學制の下に教育を施すと六年、教育事務は漸次發達した。そして、設備も追々と進んで參つたが、其規定は西洋制度の輸入で、法令徒らに煩雜にして實質が之に伴はないと云ふ苦い經驗を嘗めたので、明治十二年九月に學制を廢して新に教育令を發布した、之が世に謂ふ所の自由教育で、是迄の小學校の制度を改めて、毎町村若くは數町村聯合で小學校を設置すること、教則教科書は學校の自由裁量とし、學齡兒童は最少限十六ヶ月間は普通教育を受くべきものとし別に入學せざるも或方法に依て普通教育を受くるものは就學と見做すこと、授業料を徴收すると否とは其土地の便宜次第と云つた様には是迄の劃一主義の弊を除かうとして取扱を寛大に、變通自在に土地の情況に應じて施設の如何を町村に一任したのであるが、民智未發達しない其當時に於て立法の精神が下々に徹底せず、教育上停頓退歩の憂ふべき現象を見るに至つた。是に於て十三年十二月又之を改正して大に取締を嚴にし、學區の制を復し小學校の設置區域は必ず府知事の認可を受けさせ學齡兒童の就學は三年の課程を了らざる間は毎年十六週以上就學すべきものとし、小學校の學期は、三年以上八年以下、授業日数は毎年三十二週以上とし教則は文部省發布の綱領に基いて府知事縣令が之を編制する等、中央集權の學に出て諸般の施設次第に改良された。



自由規則時代は、教科書も其地方の自由採撰に任せられたが爲に、各地方數ヶ學校の協定に因つて採用したものが多く随つて地方により區々であつた、私の地方では修身は上級では、貝原益軒の家道訓や、論語、讀書は室鳩巢の駿臺雜話が採用された、西洋心酔主義が國粹保存主義に還元して、和漢學に得意の先生が羽を伸ばした時代である。當時私は上等二級で上等小學卒業間際で教則改正の爲に半ヶ年間に、改正新教科書全部を涉獵して卒業試験を受けた。其時面喰つたのは教則には珠算の開立の算法なく又平常教授も受けていない然るに試験の問題には開立を用ひて複利と求積とで其上紙と筆とを取上げられて筆算代用の豫防線を張られたこと、作文に正風俗論といふ漢文體の文題を提出されたことである。

明治十四年五月小學校教則大綱を定められた。即初等中等高等の三等として、學科は初等科は、修身、讀書、習字、算術、唱歌、體操中等科は此上更に地理、歴史、圖畫、博物、物理の初歩女子の爲に裁縫を加へられ高等科は更に化學、生理、幾何、經濟の初歩とし授業時間は一日五時間を度とし、年限は初等、中等三年高等を二年とし毎級六ヶ月の修業は従前の通りである、是に於て小學校各等科の程度が明に定まつた、當時讀本は綱領に基き中等高等科は漢文若くは高尚なる假名交り文を以て編じたものを用ひた、私の地方では中等三期より六期迄 小永井 漢史一班、高等科は十八史略であつた。其他文部省編纂の地理初歩、日本地誌略、萬國地誌 笠岡 日本略史 片山 物理講義 中川謙 益三 津吉 訓蒙化學等は代用的のもので、學制の進歩と時代の要求とにより輿地誌略泰西史鑑の如き、詳密大部のものが次第に簡略小部のものに移り行く傾を生ずるに至つた。其頃新に開發教授と云ふものが唱道されて、是迄の注入的教授が排斥された。一時若林虎三郎氏の改正教授術が大に持囃され教師と生徒との問答の順序が一々級決、教可、各唱、齊唱で、千篇一律形式に傾くのは嫌はあつたが、生徒を多少とも自發的に活動せしむるの傾向を生じてきた。又直觀教授の効益も唱へられた、之とても繪や圖によつての講演式教授で、兒童自らに實驗觀察させて徹底的知識の把握を期する程度に

迄は進まなかつた。とに角今迄の極端な注入教授に比べれば一段の進歩を劃した時期で、此方法は最長期に行はれた。以上は明治十五六年迄の小學教育狀況の一斑である。

#### 四、生 徒

小學校生徒試験規則 「學制」當時より生徒の試験は學校の重要な仕事の一つになつて居つたのである。明治十四年五月文部省は達第十七號を以て小學校生徒試験ノ儀ハ小學校教則綱領ノ旨趣ニ基キ定時試験臨時試験等ノ別及其方法取調伺出且改正變更候節モ伺出ツヘシと達し、又同年六月同省達第十八號に「學校ニ入ラス巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ受クル兒童學業試験ノ義ハ教育令第十七條但書ノ旨趣ニ基キ其規則相設ケ開申可致且改正變更候節も同様開申致スヘシ」とあつてすべて試験に依つて教育の程度成績を證明したといふてもよいのである。試験は小試験 或は臨時試験 定期試験 大試験 の二種で、小試験は一學期 六ヶ月 に三回乃至五行行ひ、其の成績の優劣によりて生徒の座次を進退した。當時各教室には兒童の成績順に名札が懸けてあつて試験毎に之を上下するので、一目して兒童の優劣が分つたのである。随つて兒童間には随分烈しき競争が行はれたものだ。定期試験は毎年二回と定め、前期は三月十六日より五月十五日迄、後期は十月一日より十一月三十日まで、各二ヶ月間に全縣下を行つた。當時は半年進級制であるので、これに依りて及落を決定したのである。試験問題は、小試験は首席訓導が撰定し、定期試験は校長へ協議の上、首席教員が撰み、數校集合の場合には、各學校長首席教員合議して撰定し、立會官吏の査閲を経て定められたものである。時に依りては立會官吏より臨時に問題を出したこともあつた。試験問題には、随分無理な問題



があつて、児童を苦しめたものであるが、稀には問題を漏洩したとか、豫め問題に撰むべき箇所を定めて教授したとか、種々非難も起つた。縣もこれについて左の通り達したこともある。

小學校定期試験問題ノ儀ハ試験規則第七條ニ據リ立會官吏ノ査閲ヲ經テ定ムルモノニ付不完全ナル問題ヲ編製スル等ノ儀ハ勿論無之筈ニ候處近來教員ニ於テ豫メ該問題ニ撰ムヘキ箇所ヲ記シ教授致候者往々有之哉ニ相聞ヘ不都合ノ至ニ候條爾後右等ノ儀無之様一層注意可致此旨相達候事

明治十八年一月十九日

千葉縣令 船越 衛

試験は其の校限りに行ふ事もあり、組合を作つて數校打寄つて施す事もあつた。一校限りで行つても、隣校の職員主として校長首席訓導等が、手傳に出たものである。かく双互援助して行ふが常であつた。試験期日は、小試験は其校任意に定め、定期試験は豫め郡役所に於て指定された。當日は小試験は學務委員立合ひ、定期試験は縣教育課員又は千葉師範學校教員の内一名及郡役所吏員主とし、郡書一名立會ひ、又學區内戸長、學務委員一同も必ず立會ふことになつて居つた。縣より立合官吏を派遣する否とは、年によつて異なるが大抵期日前これを達して置き、若し縣より派遣せざるときは郡吏員限りで施行せしめた。明治十七年より各等科卒業試験のみに立合ふことにした。試験は一ヶ所、大概一日に完了することになつて居るから、試験をする者と、成績を點檢する者と、豫め其の分擔を定めて置き、先づ其の方法として讀方習字等は一人毎に之を試み、算術、作文、地理、歴史、物理等は毎級一齊に之を試みた。かくして出来上つた草稿は、點檢掛をして調査せしめる。校長又は首席教員は其の調査の結果を竣つて及落を判定し、立會官吏の査閲を受け、優等は立會官吏これを判定し、其の日の内に進級又は卒業證書の授與式まで行ふことであるから、夜分遅くなるまでかかつたこと

もあつた。試験の成績は、すべて校内に掲示し優等児童の氏名は特に之を掲示することに定めてゐる。

小學校児童の試験は、當時各郡とも相當其の取扱に於て又其の方法に於て、考慮し研究したものである。左に各郡に於ける状況を掲ぐることにする。

山邊武射今山武郡 郡役所にては明治十三年九月二日郡内學務委員公立小學校教員に諭告を出された。即ち

定期試験の當否は一學期間生徒の獎勵に關して大に勢力を有するものなれば其方法たる苟くも寛に失すれば怠慢の念慮を醸生し猛に過れば進取の氣象を挫折す故に之が施行に任ずるもの寛猛中を得て力めて公平なるを主とし生徒をして僥倖にして賞賜を得不幸にして落第するの感を起さしむる勿らんことを要す然るに從來施行の秩序未だ全く備はらざる所あるより充分の公平を得るに至らず實に隔靴搔痒の數少からず仍て今般當役所に協議會を開き別冊從來の慣例を斟酌して草する所の概則を協議し決了の上は本年後期試験より履行せんとす就ては大率左記の聯合を目標として至急學務委員教員各一名を議員に撰舉して意見あれば之に囑託し來る二十三日午前第十時迄に當衙へ參集あるべし但當衙に於て協議の日數は大凡二日間とし各議員の旅費日當教員に係る分は該聯合内學校費より學務委員に係る分は組合町村の協議費より平等支辨するものとす。  
(學校聯合は略す)

右及廣告候也

明治十三年九月二日

山邊武射郡役所

右の諭告に依り、同郡内にては九月二十四日より二十六日まで二日間學務委員各校教員集會して左の定期試験概則を議決し其の年後期試験より施行した。



教員

- 第一條 二三校乃至五六校申合便宜試験組合ヲ定メ一組合ハ一試場或ハ二試場位置ト定ム但都合ニ依リ一校ヲ一試場トスルモ妨ナシ
- 第二條 各校教員ハ皆之ヲ行事ト定メ該組合限リ試験ニ從事セシム 但行事不足ナレハ學務委員教員協議ノ上相當ノ者ヲ以テ其缺ヲ補ナフアルベシ
- 第三條 二組以上ノ行事中ヨリ互撰シテ幹事壹名ヲ定ム 但幹事ハ二期毎ニ改撰スルモノト定ム若シ其任ニ堪ヘサルモノト認ルルハ任期中ト雖モ改撰スルヲアルベシ
- 第四條 幹事ハ試験管理ヲ立會官吏ト同行シテ試験ニ關スル事項ヲ行事ニ協示ス
- 第五條 行事ハ豫シメ科題ヲ草シ置キ試験定日ヨリ二日前之ヲ幹事へ差出シ其取捨ヲ受クベシ 但科題草案ニハ必ス各校ノ教則寫ヲ添ユベシ
- 第六條 幹事ハ行事ヨリ差出シタル試験科題ヲ取捨シテ正副二通ヲ作り立會官吏ノ査閱ヲ經然ル後之ヲ試場ニ携帶シ開場發題ノ時ニアラサレハ外見ヲ秘ス
- 第七條 幹事ハ各行事協議ノ上申出タル役割ヲ決定シテ之ヲ分任セシム
- 第八條 行事ハ左ノ掛ヲ分掌ス 採點掛 塗板掛 講讀掛 問答掛 習字掛
- 第九條 講讀問答ノ兩掛ハ壹行事ニテ採點掛ハ幹事ニテ兼務スルモ妨ケナシ
- 第十條 試場ニ在テハ行事タル者幹事ノ指揮ヲ受ケザルヲ得ス
- 第十一條 行事ヲ幫助シテ雜事ヲ辨理スル爲メ行事補ヲ定ムルハ各試場ノ適宜ニ任スレモ其分任並ニ人名ハ行事ニテ取定メ幹事ニ申出ベシ

- 第十二條 幹事タルモノハ何人ニ限ラス科題ニ付質疑スル者アレハ自ら答辨シ或ハ主任行事ヲシテ答辨セシム
- 第十三條 開場發題ノ後ハ無據事故アルニアラサレハ科目ヲ變更スルヲ得ス
- 第十四條 幹事若シクハ行事ハ何人ニ限ラス試験ヲ妨ケ或ハ公平ヲ害スルト認メシモノハ學務委員ニ告ケ又ハ立會官吏ニ請テ退場セシムルヲ得
- 第十五條 幹事ハ該校規則ニ準據シ優及落ノ等第ヲ判別シ且優等生ノ書類ハ一應調査ノ上立會官吏ノ檢閲ヲ受クヘシ
- 第十六條 及第ノ證狀落第ノ採點名刺ハ學務委員幹事或ハ行事ニテ之ヲ生徒ニ授與ス
- 第十七條 試験製表及ヒ書類ハ幹事ノ協示ヲ受ケ行事ニテ之ヲ整理ス
- 第十八條 試験中行事ノ旅費日當ハ其在勤校ヨリ幹事ノ日當旅費ハ其在勤校組合ニ係ル分ハ自校ヨリ其餘ハ管理各校ヨリ左ニ掲クル計算法ニ據テ支辨スルモノトス
- 計算法 幹事在勤校ニテ定ムル所ノ規則ニ照ラシテ旅費日當ノ金員ヲ算出シ内在勤校組合ニ係ル分ヲ控除シ殘額ヲ管理内各校(自校ヲ除ク)ニテ平等ニ割受ク

學務委員

- 第十九條 學務委員ハ行事ト協議シテ豫シメ試験採點簿要試不要試人員表並ニ呼出簿ヲ調理シ置キ採點簿人員表ハ試験二日前幹事ニ差出スヘシ
- 第二十條 學務委員ハ幹事ト協議シテ場屋ノ裝置生徒ノ進退參觀人ノ座席器具供給中食ノ手配等ヲ分掌ス
- 第二十一條 試験當日ニハ大概左ノ掛名ヲ以テ分任ヲ定メ立會官吏ニ申出ヘシ 雜務掛 生徒掛 參觀掛



第二十二條 試驗中數町村ノ委員申合組合ヲ定メ甲乙ノ試場ニ相來往シテ事務ヲ整理スル等ハ便宜ニ任ス

第二十三條 試驗組合校名並ニ幹事行事人名取り極メノ上管理幹事限リ學務委員幹事連署シテ郡役所エ申出ヘシ但變更ノ節ハ其都度届出ヲ怠ル可ラス

又東葛飾郡内にては明治十七年一月定期試驗法細則を定めて實施した。左の通り、

小學校定期試驗法細則

第一條 試驗當日ニハ諸器械其他ヲ整頓シ置キ試場ノ亂雜ナラサル様ニスヘシ

第二條 受試驗生徒ハ一日凡百名ヲ程度トス

但等級ノ多少ニ依リ増減スルコアルベシ

第三條 主試教員ハ受試驗生徒二十名乃至二十五名ニ付一人ノ割合ヲ以テ豫メ用意スヘシ

第四條 各課試驗擔當ノモノハ豫メ定メ置キ其名簿ヲ立會員ニ差出スヘシ

第五條 試驗生徒著席ハ成ルヘク一机ニ一人ヲ著カシム若シ止ヲ得サル場合ニ於テハ能ク看守シ互見ノ弊ヲ拒ク

ヘシ

第六條 試驗終リタル生徒ト未タ終ラサル生徒トヲ混同セシムヘカラス

第七條 試驗終リタル片ハ左ノ順序ニ從フヘシ

一 及第生徒並ニ參觀人着席

一 職員一同着席

一 校長若シクハ着席教員順次證書及賞狀ヲ授與ス

一 教員若シクハ立會員演述

生徒立禮

生徒立禮

一 職員退散

一 生徒並ニ參觀人退散

定期試験には教育課員又は師範學校教員必ず出張立會ふことにした即ち

乙第五百五十八號 (明治十四年九月二十七日)

小學校教員 戸長 學務委員

各小學校生徒定期試験ノ節ハ以來教育課員又ハ千葉師範學校教員ヲ立會トシテ各郡内へ派遣候條此旨爲心得相達候事

又十五年後期及十六年前後期共都合に依り、縣よりの立會を中止する旨、郡役所宛令達した。左に小學校本年後期試験立會ノ儀ハ都合有之教育課員並ニ千葉師範學校教員ヲ派遣不致候條當郡吏員限リ立會施行可致候此旨相達候事

但試験ノ上ハ郡内試験生徒人員一覽表試験規則第四號式ニ依フヲ製シ試験ノ情況ヲ具申スヘシ (明治十五年九月十八日)

各小學校定期試験立會之儀都合有之本年前後期共教育課員並ニ千葉師範學校教員派遣不致候條郡吏限臨可爲致候此旨相達候事

但試験濟ノ上ハ郡内試験生徒人員一覽表試験規則第四號式ニ依フヲ製シ試験ノ情況ヲ具申スヘシ (明治十六年三月二十二日)

印旛下埴生、南相馬郡役所にては、小學校生徒定期試験規則其の他につき疑義の廉ありとて左の伺書を縣に提出した。明治十五年十月

小學校生徒定期試験規則中疑義ノ廉及ヒ立會官吏心得方等左ニ相伺候

第一條 試験規則改正第十一條ニ依ルルハ數校組合ノ試験問題ハ各學校首席教員合議撰ブベキ筈ニ有之然ルニ從來ノ慣行ニテ組合首席教員中互撰シ一名乃至二三名ノ主幹者ヲ相立問題ヲ撰マシムルアリ右ハ關係者等ノ熟議ヨ



リ出デタルモノハ適宜ニ任セ苦シカラス候哉

第二條 規則第十四條定期試験ノ當日病氣等ニテ缺席ノモノ右全快等ノ後最寄試験場ニ招集シ或ハ其他方法ニヨリ便宜試験ヲ受ケシム云々ト有之右其他ノ方法トハ如何ナルモノヲ指シタル儀ニ候哉

第三條 規則第十八條及ヒ十九條ノ試験得點合計基數ノ十分ノ七以上ニアリテ行狀學業生徒ニ超ユルモノ毎校一名乃至數名ヲ取リテ優等トスト有之候ニ付テハ右相當者多數輩出候場合ニ至リテハ其中ニ就キ尙著シキモノ、ミヲ取り賞狀ヲ與ヘ他ハ優等ナルモ賞狀ヲ與ヘサル御主旨ニ候哉若シ然ラハ受験者何名ニ付大凡何名ヲ取ル等ノ目的ヲ立テ然ルベクトノ御内定モ可有之哉

第四條 定期試験ノ施行規則ニ背キ或ハ不正ノ試験ト認メ候時ハ立會吏員ニ於テ試験ヲ止メ若シクハ再試験ヲ行ハシムル等ハ勿論ノ儀ト相心得可然哉  
右急速御指揮有之度候也

(指令)書面伺之趣左ノ通可相心得事

第一條 互撰シテ主幹ヲ置キ問題ヲ撰バシムル儀ハ不相成

第二條 一校ノ試験二日以上ニ涉ルルハ前日缺席ノ生徒ヲ翌日ニ於テ試験スル等ヲ指スモノトス

第三條 優等生ヲ撰拔スルハ百分ノ五乃至七即生徒百名ニ付七名ヲ以テ極度トスヘシ

第四條 試験規則ニ背キ或ハ不正ノ試験ト認ムルルハ之ヲ中止シ直ニ再試験ヲナシ試験經過ノ上其事由ヲ具申スヘシ

從來定期試験又は卒業試験には縣より學務官吏又は師範學校教員を臨監せしめたるがこれを廢止し更に試験組合區を設定し其の組合内の校長又は首席教員を交互立會の上執行せしむるこ

とにした。左に安房平朝夷長狹四郡より上し申たる組合區設定表を擧ぐ。

小學校定期試験組合區設定之義ニ付上申

小學校生徒定期試験立會之儀自今相廢シ各郡適宜試験組合區ヲ定メ其區内各小學校之校長若クハ首席教員ヲシテ交互立會ノ上執行セシメ候様御改定可相成ニ付意見上陳可及旨依命ノ趣ヲ以テ教育課長ヨリ照會有之右ハ素ヨリ企望スル義ニ付御改定相成候様致度即チ本郡組合學區別紙取調及進達候且當期試験時日切迫ニ付至急何分ノ御達有之度若シ一般御改正之場合ニ至リ兼候得者特ニ御聽許ヲ乞ヒ本郡ノミニテモ施行致度左候得者試験手續申合等多少時日ヲ要シ候ニ付速ニ御許可相成候様致度此段併セテ及上申候也

明治十八年十月二日

安房平朝夷長狹郡長 吉田 謹 爾

千葉縣令 船越 衛殿

安房、平、朝夷、長狹郡内各小學校試験組合區取調表

郡名	組合區	計
安房郡	第一番學區一校	合 三學區八校 合 三學區九校 合 三學區八校 合 三學區六校
	第二番學區二校	
	第三番學區二校	
	第四番學區四校	
	第五番學區三校	
	第六番學區三校	
	第七番學區二校	
	第八番學區三校	
	第九番學區四校	
	第十番學區三校	
	第十一番學區二校	
	第十二番學區二校	
	第十三番學區二校	



平 郡	朝 夷 郡	長 狭 郡
第一番學區三校 第二番學區二校 第三番學區一校 第四番學區四校 第五番學區四校 第六番學區三校 第七番學區四校 第八番學區四校 第九番學區三校 第十番學區三校 第十一番學區三校 第十二番學區三校 第十三番學區二校	第一番學區一校 第二番學區一校 第三番學區一校 第四番學區一校 第五番學區三校 第六番學區三校 第七番學區三校 第八番學區二校 第九番學區二校 第十番學區四校 第十一番學區三校	第一番學區二校 第二番學區五校 第三番學區二校 第四番學區二校 第五番學區一校 第六番學區四校 第七番學區三校 第八番學區三校 第九番學區一校 第十番學區二校 第十一番學區一校 第十二番學區一校 第十三番學區二校 第十四番學區二校
合 四學區十校 合 三學區十校 合 二學區八校 合 二學區六校 合 二學區五校	合 四學區四校 合 二學區六校 合 三學區七校 合 二學區七校	合 二學區七校 合 四學區五校 合 三學區八校 合 三學區三校 合 三學區五校

【考】

小學校試験の状況

谷 中 國 樹

君津郡では、試験は、各級の進級試験と、各學科卒業の試験とがあり、其他に毎月小試験があつた。各級の進級試験は、其學校で行ひ、各等科の卒業試験は、組合で行つた。進級、卒業試験ともに、其の試験期日は、郡役所に於て豫め指定せられ、當日には、學事擔任の郡書記が立會はれた。小試験は、其校で任意に行はれた。進級試験は、必ず一日間に結了すべきことゝなつて居つたから、自校の教員のみにては、手が回らないので隣近學校の教員の援助を受けなければならなかつた。進級試験の問題は、其校に於て選み、これを立會官吏に提出して、其認可を得ることであつた。學級十四、生徒數百で、全教科の試験を只一日にて、完了せしむることは、難事中的難事であつた。及落を判決し、登級證書を授與する頃には、雞鳴を聞き、生徒が校門を辭する頃には、夜はほの／＼と明けるのであつた。他校より援助に來りし教員も自校の教員も、其筋で定めた試験日割に隨ひ、甲校終れば、乙校に、乙校終れば、丙校の試験にとつて轉々援助に回るので、數日間は殆ど不眠不休で、疲勞其極に達し、半醒半眠で、道路を行けば、曲り角にて土手に突き當り、机上に點檢を爲さんとし、朱筆を執れば、只答案を徒らに突つて居るのみのもあつた。立會官吏も亦然りで、試験の眞最中、其の官吏席に在つて、いつとなく字予を學ばれ、鼾聲轟々四邊を驚かせしといふ珍談もあつた。卒業試験は五校乃至八校集合し、學事擔任の郡書記これに立會ひ、問題は立會郡吏より發することもあり、或は各校長會議の上、選定し、立會官吏の認可を経て、發することもあつた。問題には、隨分無理な難問題も出された。試験は、進級試験と同じく、一日で結了せしむるので、早朝から始めて、深更までかゝることもあつた。及第の率は甚だ低く、落第が多かつた。落第した兒童は落膽して、父兄の前に、泣き叫ぶやうな、悲惨を演ずること



も、少くはなかつた。賞状は、縣から交付されるので、此の状を多く得られた學校が、成績の良好であるとのことで名譽とした。これが明治十四五年頃の状況である。

就學督責に關する諸規程

明治十二年九月發布の教育令では、小學校の最短學期を四ヶ年と

なし其の間毎年授業すること必四ヶ月以上行はねばならぬが、義務教育年限は僅々十六箇月間普通教育を受ければよかつた。翌十三年十二月の改正教育令では、義務年限を延長して、三箇年とし、其の課程を卒らざる間は、止むを得ない事故があるでなければ、毎年十六週日就學せしめねばならぬとし、尙ほ其の後でも學齡八箇年の間は、相當の理由があるでなければ就學せしめねばならぬ。又教育令では事故あつて就學をせしめざるものは、唯其の事由を學務委員に陳述すればよいのであつたから人民は口實を設けて就學を免るゝものも出來た。改正教育令では已を得ない事故あるでなければ毎年就學せしめねばならぬと規定し、これに因て文部省は十四年一月就學督責規則起草心得を發布し、各府縣は之に準じて、就學督責規則を起草し、文部卿の認可を経て其の管内に實施した。これによれば、就學督責の事務は學務委員がこれを掌理し、郡區長が之を總管することになつて居る。而して學務委員は毎年の終に於て、其の學區内の兒童にして翌年學齡に在りて、左の項目に該當する者を區別して就學調査簿を作製してこれを郡區長に出すことになつて居る。即ち

- 第一項 未タ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ヘサル學齡兒童ニシテ其年就學スル能ハサルノ事故アル者
- 第二項 未タ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ヘサル學齡兒童ニシテ其年就學スルヲ得ル者
- 第三項 既ニ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ヘタル學齡兒童ニシテ其年就學スル能ハサルノ理由アル者
- 第四項 既ニ小學科三ヶ年ノ課程ヲ卒ヘタル學齡兒童ニシテ其年就學スルヲ得ル者

右第一項ノ事故及第三項ノ理由ハ父母後見人等ノ申出ニ因テ兒童毎ニ之ヲ記載シ當否ノ意見ヲ付シテ郡長ノ認可ヲ經ヘシ

學務委員は、又毎年の始に於て、前年中に左の項目に該當する者を調査して、兒童毎に其の事由及理由を記して之に意見を附して、其の第一項及第三項は郡區長の認可を經へく、其の第二項及第四項は、郡區長に具申することになつて居る。即ち

- 第一項 第二條第二項ノ學齡兒童ニシテ不得已事故アリテ就學十六週日ニ滿タサリシ者
- 第二項 第二條第二項ノ學齡兒童ニシテ不得已事故アルニアラスシテ就學十六週日ニ滿タサリシ者
- 第三項 第二條第四項ノ學齡兒童ニシテ相當ノ理由アリテ就學十六週日ニ滿タサリシ者
- 第四項 第二條第四項ノ學齡兒童ニシテ相當ノ理由アルニアラスシテ就學十六週日ニ滿タサリシ者

又未だ小學科三箇年の課程を卒らぬ學齡兒童で就學することの出來ぬ事故ありと認むべき者  
就學免除は概ね左の通り

- 一 疾病ニ罹ル者
- 一 親族疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキ者
- 一 癡疾ノ者
- 一 一家貧乏ノ者 但此等ノ者ヲ待ツヘキ學校等ノ設備ナキ場合ニ限ル

本縣にては同年九月文部省の就學督責規則起草心得に準據して、就學督責規則及貧民學資給與規則を同時に制定發布した。就學督責規則は文部省の起草心得の外、巡回授業の方法を施行する町村の就學督責に關する規定、家庭教育を學齡兒童に授くる父母後見人に對する制裁の規定等が詳細に定めてある。貧民學資給與規則は貧民の子女學齡に及ぶも學資の乏しきが爲め、就學すること能はざる者に、學科の等級によりて學資を學校にて交付し、學務委員に於て該生徒所用の書籍器具



及筆墨紙等を購入し現品を以て之を給するのである。其の割當は左の通りである。

就學資月給表

學科等級	金額	學科等級	金額	學科等級	金額
初等科	金貳拾五錢	中等科	金參拾錢	高等科	金參拾五錢

かくの如く一面には就學を督責強制し他面には就學を勧誘して謂れなく學に就かさる者を就學せしむる途を開いたのである。明治十四年一月文部省達第三號就學督責規則起草心得同年九月甲第九十五號就學督責規則及貧民就學資給與規則發布

當時本縣就學兒童の状態は文部省第九年報明治十四年に據れば學齡兒童の就學率は男兒は百人に對する六十一人四九女兒は同二十人〇四男女合計四十一人九餘であつた。而もこの就學率は一年僅に十六週間の就學を認めたる程度であるから縣民向學心の低き想像に難くない。さればこの督責規則と貧民就學資給與規則とは兩々相待つて相當効を奏したのである。本縣では故なく就學せしめざる父母後見人等に對し制裁を加へなかつたが他府縣では違警罪を以て處分し二日以上五日以下の拘留又は五十錢以上壹圓五十錢以下の科料に處したる所もある。山梨縣より文部省への伺に

客歲御省第三號ヲ以テ御達相成候就學督責規則起草心得第六條第二項及第四項ニ該當セントスル兒童ノ父母後見人等府知事縣令及郡區長ニ於テ懇篤説諭ヲ加へ幾様ノ方法ヲ以テ右兩項ニ該當スルニ至ラサル様注意スルモ到底頑固ニシテ服從セサルモノハ不得已同年一月二十九日御内達ニ依リ處分法可伺ノ處右ハ御省ニ於テ如何ナル法例ニ擬シテ處分ノ御詮議相成候哉既ニ本年一月以後刑法實施ニ付テハ右等ノ者處分スヘキ適當ノ法律無之様被相考候ニ付便宜ニ依リ府縣ニ於テ施行スル違警罪ヲ以テ處分スヘキ歟トモ相考候得共御省ニ於テ別ニ右等ノモノ處分セラルヘキ

御成規有之候哉爲心得此段相伺候也

(指令)

書面伺之趣違警罪目ニ列シ處分可致儀ト可心得事

不就學兒童の内女子は男子に比して一層多い。これは畢竟舊來の慣習の弊に因ることではあるが、普通教育の要は男女に依て差異あるべからず當事者は之を憂慮し先づ女兒の就學を多からしめんには、裁縫の如き女兒に必修の學科を設くるに如くものなし、而して教員は必ずしも女子師範學校卒業生を採用するに及ばず、地方に於て、適宜該科に練熟の者を雇用して教授せしむるも差支なしとて左の訓令を發した。

郡甲第三十二號

郡 役 所

管下各小學校ノ狀況ヲ通觀スルニ女生徒ノ數大約男生徒五分ノ一強ニ過キス這ハ畢竟本邦舊慣ノ弊習ヲ免カレサルノ致ス所ト雖モ普通教育ノ要用タル特ニ男兒ノミナラス女子ニ必須ナル所以ノモノハ他ナシ後來母範タルノ徳義智能ヲ養成スルノ本タレハナリ而シテ各學科中裁縫ノ如キ家政經理上婦人ノ專修ニ屬シ且慣習ノ久シキ中人以上ト雖モ寧ロ讀書算ヲ學修セシメサルモ裁縫ヲ學ハシメサルモノナク旁以テ裁縫ハ女子養成上必需ノ學科ニ有之候處各小學校中其準備アルモノ百中ノ二三ニ過キス蓋シ女子就學ノ數男兒ニ比シテ前行ノ如ク著ク其權衡ヲ失スルハ普通教育ノ趣旨未タ貫徹セサルノ致ス所ナルヘシト雖モ抑亦該科準備ノ有無ニ依リテ就學ノ多寡ヲ異ニスルハ事實ニ徴シテ明晰ナリ、尤各小學校中其準備ノ少キハ經費支辨上不得止ヨリ出ツル儀ニハ可有之候得共女子就學獎勵上密接ノ關係ヲ有シ候義ニ付當分官公立女子師範學校卒業生ヲ任用セサルモ適宜該科練熟ノ者ヲ雇入レ授業セシムルハ苦シカラス且經費支辨上多分ノ増額ヲ要シ候義ニモ有之間敷候條該科準備方學務委員へ懇篤示諭併セテ普通教育ノ趣旨



ヲ貫徹セシメ候様可致此旨相達候事

明治十七年三月一日

五、教科用圖書

教科用圖書の良否は、教育の成果に關係することも少くない。文部省は、學制創定の當時より意を茲に注ぎ、其の編纂採擇の方法共に慎重に留意したるものゝ如くであつたが、事創始の際であつたから、多くは歐米の教科書を翻譯したるもので不適當のものも尠くなかつた。明治十二年學制を廢し、教育令を制定して以來、學事の進歩に伴ひ教科用書の編纂採擇に力を盡くし、翌十三年文部省内に編輯局を置き、小中學校教科用書の編纂に従事した。當時の規則では教科用圖書は、府知事縣令に於て採擇して、文部省に報告する制であつたので、往々教育上有害の記事の掲載したるものもあつた。文部省は明治十三年五月地方學務局に取調掛を置き、府知事縣令より報告に係る教科用書の調査をなして、其の良否を鑑別し、尙ほ進んで民間で出版した教科書を調査檢定することゝなつた。教科書の編輯は従前にも文部省で行つたが、檢定制度はこれより始めたものである。これは裏面に民間の自由主義政治論を學校の教科書に入るのを防ぐ警戒でもあつたらしい。同年十二月府縣に令して、學校教科書は國安を妨害し、風俗を紊亂するが如き事項を記載せる書籍は勿論、教育上弊害ある書籍は採用せざるやう注意した。文部省十年報明治十年に據れば、明治十三年以來同省地方學務局に於て調査したる圖書につき、教科書として適不適を發表した。左に其の一覽表を掲ぐ。

小學校教科書調査一覽表

教科書ニ採用シテ苦シカラサル分

- 師範學校編纂 小學讀本 一二三三冊 ○木村正辭編 日本略史 上下二冊 ○田中義廉編輯 小學讀本 六一冊
- 小林義則編 校正小學修身篇 上下二冊 ○辻敬之小池民次同著 初學讀本 正篇一冊 ○小林義則編 校正小學修身篇 下一冊 ○小野寬藏著 初學讀本はしめ全一冊 ○龜谷行編 修身兒訓 六七二冊 ○木澤成肅編 小學漢文讀本 上中下三冊 ○小林義則笠間益三同輯 小學修身鑑 一冊 ○中川重麗編輯 農家小學讀本附製造問答 二篇一冊 ○吉見經編 訂正修身論略 上下二冊 ○貝原篤信編 初學知要 上中下三冊 ○福井光編輯 訂正修身叢語 上下二冊 ○山田堯扶著 啓蒙地文學 上一冊 ○大島一雄著 小學生徒心得 一二二冊 ○西坂成一編 新撰日本地誌要 上下二冊 ○静岡縣學務課編輯 兒童心得 全一冊 ○笠間益三編 新撰日本略史 自一至四冊 ○福田愛信著 阿淡孝子傳 前編上下二冊 ○田中義廉編輯 日本略史 一三四五四冊續編二冊 ○貝原篤信著 大和俗訓 自卷一至卷八 五冊 ○女四書 女孝經 上一冊 女論語 上一冊 女誠 全一冊 內訓 上一冊 ○前田寅太郎編 婦女必讀家事要訓 前編上下 ○十文字信介編輯 初等階梯農業化學 下一冊 ○神津道太郎譯 筆算摘要 自一至六冊 ○小林義直譯 國民須知解剖生理淺說 上中下三冊 ○高木怡莊譯 述 平面幾何明辨 一 ○切山聽松編輯 小學科用衛生大要 內篇上下 二冊 ○柴田清亮譯 幾何學 前編 一冊 後篇 平面幾何ノ部 ○松山誠二纂 述 人身生理 上中二冊 ○片山淳吉口述 小學物理講義 上中下三冊 ○石川鴻齋批撰 日本文章軌範 一三二冊

口授ニ限り採用シテ苦シカラサル分

- 新部榮太郎綾部開編輯 小學修身書 上下二冊 ○福田愛信著 阿淡孝子傳 前編中 一冊 ○小林義則編 校正小學修身篇 上一冊 ○安藤一郎校補 女四書 女孝經 上下二冊 女論語 上下二冊 女誠 全一冊 內訓 上下二冊 ○吉見經編 修身論略 上下二冊 ○茂木春太郎譯 新式化學要理 上中下三冊 ○小林義則笠間益三同輯 小學修身鑑 中



下二冊 ○福澤諭吉著 訓蒙究理圖解 初篇一二三三冊

止ムヲ得サルノ事情或ハ土地ノ情況ニ因リ採用セント欲スルトキハ其理由ヲ具シテ  
伺出ツレハ採用ヲ許可スルコトアルヘキ分

○福井直正編輯 天然地理書 上下二冊 ○柴田清亮譯 幾何學 後篇立體幾何ノ分 ○平松知貞著 小學化學初歩  
二一冊

教科書及口授ノ用書ニ採用スヘカラサル分

○師範學校編輯 小學讀本 四一冊 ○松平直溫編輯 小學勸善本朝列女傳 全一冊 ○田中義廉編輯 小學讀本 五  
一冊 ○大井鎌吉譯 母親の教 全一冊 ○南摩綱紀編 小學地誌 波號三一冊 ○平松知貞著 小學化學初歩 一冊  
○田中義廉編輯 日本史略 二一冊 續編三一冊 ○松山誠二纂述 人身生理學 下一冊 ○山本義俊編 初等小學修  
身兒訓 一一冊 ○石川鴻齋批撰 日本文章軌範 二一冊

是より先學制時代地方にては教科用書の供給不充分であつて、往々兒童の學習上に支障を來た  
す恐あるを以て、各府縣に於て文部省出版の圖書を翻刻印行して、其の需要を充たしたるが、後には  
これを増補訂正し、又は圖解註譯を加へて、出版する者を生じ却て教育上弊害を醸すに至つたので  
文部省は十二年二月圖書の取締を嚴重にし、同省出版の圖書へ註解圖畫傍訓等を加へ、又は本文を  
増減して出版すること相成らず、尤原本の儘翻刻するは従前の通りたるべしと布達し、文部省達 尋  
第二號  
で十四年三月同省出版圖書中世上に於て、翻刻する圖書に誤刻あるものは發賣を差止むべしと達し  
らざるにつき、自今翻刻の圖書は當省に於て検査を遂げ、誤刻あるものは發賣を差止むべしと達し  
た、文部省布  
達第一號これによつて明治十六年同十七年の二年間に數回に涉りて、教科用は勿論參考用として

禁止されたるものにて文部省の通知により、本縣知事より使用を差止めたるもの左の如し 明治十  
六年九  
月本縣乙第五十九號同十七年四月本縣第  
七十八號同年九月本縣乙第二百三十六號

明治十二年文部省第二號達に違背したる圖書にて使用を禁止された圖書目録

- 小學指教圖教授本 (小林政策編 東京府北澤伊八出版) 小學指教圖問答書 (山本明全編 群馬縣竹内輝吉)
- 小學指教圖教授法 (水野龜橋編 東京府水野龜橋) 小學初等指教圖詳解 (中島泰平編述 山形縣濱村勘太郎)
- 小學指教圖讀本 (大關重志編 東京府内田彌兵衛) 小學初等指教圖略解 (山上幾久馬編述 山形縣平田彌兵治)
- 小學教授本 指教圖連 (鈴木貞次郎編 東京府原亮三郎) 方今正則 小學入門便覽 (長屋山郎編 岐阜縣岡安慶介)
- 小學教授本 博物部 (鈴木貞次郎編 東京府山家伊吉) 小學指教圖教授書 (田中樸太郎編 山梨縣内藤傳右衛門)
- 小學指教圖教授本 (村瀬之直編 東京府山中市兵衛) 初等小學入門便覽 (美山武著 和歌山縣平井文助)
- 小學指教圖便覽 (山川九一郎 京都府山川九一郎) 初等小學指教圖便覽 (田中啓次郎註解 德島縣小川六郎)
- 色圖問答 (内藤彦一編 京都府内藤彦一) 改正増補小學教授書 (中條操・伊藤右衛門編 栃木縣小林八郎)
- 小學教授本 (白石時康編 宮城縣伊勢安右衛門) 初學入門教授解 (長瀬豊編 岐阜縣水谷善七)
- 小學始教 (木村敏編 同人) 小學初等入門 (赤松莞爾編 岐阜縣三浦源助)
- 小學生徒教授法 (新井小八郎編 兵庫縣伊藤和七郎) 小學讀本四五ノ二冊 (稻垣千頌 東京府文學社)
- 小學初等書取本三四ノ二冊 (磯山堅曹 岡山縣北村長太郎)

明治十三年教科用書調査を始めて以來、調査採用し得べき良書も追々出づるやうになつた。而  
るに屢々教科用書の變更をなすときは、常に教授上に弊害あるのみでなく、亦大に民間經濟上に影



響を及ぼすことも尠くないので教科用書の撰擇改正は當時に於て一大問題であつた。縣は小學校教則及小學校生徒試驗規則を發布すると同時に教則中に記載した圖書に據り難き場合は成るべく數學區乃至一郡内協議の上、別表の教科用書を撰用方向出さすべしと達した。左の通り

郡甲第九十五號

郡 役 所

今般乙第六十九號ヲ以テ小學校教則及小學校生徒試驗規則相達候ニ付テハ教科用書ノ儀ハ已ムヲ得ザル事情有之右教則中記載ノ通準據致シ難キ向モ有之候ハ、成ルヘク別表ノ書籍中ニ就キ撰用伺出サセ候様致スヘシ尤教科用書ノ儀ハ定期試驗其他ノ都合モ有之成ルヘク各校一定ヲ要スルハ勿論且屢々改正ヲ加ヘ生徒父兄ノ苦情ヲ惹起スル等ノ儀有之候テハ相成ラサル儀ニ付精々注意ヲ加ヘ右伺出ノ向多分有之候ハ、成ルヘク數學區乃至一郡協議ノ上伺出サセ候様致スヘク又一旦議定認可ヲ經タル後ハ當分改定ノ儀ハ聞届ケサル場合モ可有之候條豫メ夫々ヘ示諭及ヒ不都合無之様致スヘシ此旨相達候事

明治十四年十月十日

千葉縣令 船 越 衛

教科書表

表中○ヲ附ケタルハ教則中ニ記載シタル分ニ係ル

【修身ノ部】 ○修身兒訓(二冊 明治十三年十二月 龜谷行編) ○小學修身訓(改正波號 一二二冊 明治十四年四月 西村茂樹撰錄) ○修身論略(訂正上下二冊 同十四年二月 吉見經繪編) 勸善訓蒙(前篇三冊 同七年九月 箕作麟祥譯述) 刪定家道訓(上下二冊 同十三年二月 貝原益軒原著川島梅坪校訂) ○修身訓範 一二三三冊 同十四年四月 土岐政孝述

【讀書ノ部】 ○初學讀本(正續篇二冊 明治十四年三月 辻敬之小池民次同著) ○小學讀本(一二三三冊 明治七年八月 東京師範學校編) 新撰地理小志(元亨利貞四冊 同十二年三月 山田行元編) 千葉縣地誌略(上下二冊 同十

三年三月 山田吉見編) 新撰日本略史(一至四四冊 同十三年三月 笠間益三編纂) ○十八史略(一至七七冊) 小學讀本(一二三三冊 同十年三月 田中義廉編) ○小學讀本(四五二冊 同七年五月 那珂通高稻垣千穎撰) ○漢史一斑(一至四四冊 同十年一月 小永井八郎編) 萬國地誌略(一二三三冊 同七年四月 文部省刊行) 古今紀要(一至四四冊 同十四年六月 川島梅坪編) 國史要略(上中下三冊 同十一年五月 堤正勝編) 陸軍文庫日本略史(一至四四冊 同九年二月 笠間益三編) 修身兒訓(一二二冊 同十三年十二月 龜谷行編) 小學國史略(一至四四冊 同十四年藤井次郎編) 小學修身訓(改正一二波號二冊 同十四年四月 西村茂樹撰錄) 勸善訓蒙(前編二冊 同四年九月 箕作麟祥譯述) 刪定家道訓(上下二冊 同十三年二月 貝原益軒原著川島梅坪校訂) 論語(一至四四冊)

【地理ノ部】 ○新撰地理小志(元亨利貞四冊 明治十二年三月 山田行元編) ○千葉縣地誌略(上下二冊 明治十三年三月 山田吉見編) 地文學讀本(全一冊 同十三年十一月 小宮山弘道編纂) 改正初學地理書(一至五五冊 同九年九月 山田行元編) 千葉縣地誌略(一二二冊 未刻 千葉師範學校編) 小學日本地誌略(一二改正二冊 明治十一年八月 荒野文雄編纂) 萬國地誌略(一二三三冊 同七年四月 文部省刊行) 地文學初歩(一至四四冊 同十年六月 片山平三郎譯)

【歴史ノ部】 ○新撰日本略史(一至四四冊 前出) 古今紀要(一至四四冊 同) 國史要略(一二三三冊 同) 陸軍文庫日本略史(一至四四冊 同) 小學國史略(一至四四冊 同同) 【博物ノ部】 ○博物掛圖(動植全 明治六年十月 文部省刊行) ○訓蒙動物學(上下二冊 明治十三年九月 平坂閔編述) ○植物淺解(初篇一冊 明治八年 小野職慈譯) ○金石小學 全一冊 同十二年四月 白野己巳郎譯述)

【物理ノ部】 ○物理講義(上中下三冊 明治十四年一月 石田重明筆記) 物理楷梯(同三冊 明治九年四月 片山淳吉纂譯) 土氏物理學(同三冊 同十一年十一月 小林八郎譯) 學校用物理學(同三冊 同十二年一月 山田謙助譯) 理學



問答(同三冊)同十三年一月志賀泰山編纂)

【生理ノ部】 補氏小學生理書(三卷二冊)明治十二年三月古渡資秀譯) ○初學人身窮理(上下二冊)同十三年八月松山棟庵森下岩楠合譯) 小學生理書(上中下三冊)同十二年二月三田村敏行譯) 小學生理訓蒙(一二二冊)同十四年六月宇田川準一編述)

【農業ノ部】 ○小學農業書(一二並附錄三冊)明治十二年十二月塚原菅園著) 農學啓蒙(前後四冊)明治十四年五月十文字信介編) 農學路志留遍(前後編二冊)同十二年十二月堤正勝著)

【商業ノ部】 ○小學商業書(全一冊)明治十三年五月塚原菅園著)

【化學ノ部】 ○訓蒙化學(上下二冊)明治十三年九月中川謙次郎編述) 小學化學書(一二三三冊)明治七年七月市川盛三郎譯)

【經濟ノ部】 ○初學經濟論(一二三三冊)明治十二年十一月牧山耕平譯) 經濟說略(上下改正二冊)明治十二年十一月永田健助編述)

【家事經濟ノ部】 ○家事經濟訓(一二二冊)明治十四年四月青木輔清編述) ○家政要略(上中二冊)明治九年八月永峰秀樹譯)

其の後小學教則中に定めたる用書中左の圖書に變更し漸次換用すべき旨達した。但習字はこれまで手本として使用せしめず各小學校の適意に任せてあつたが、かくては字體不統一の嫌ありとて手本を用ひしめることになつた。

【修身ノ部】 初學修身訓(自一至五五冊)明治十七年十月四日改正再版 小杉恒太郎編) 小學初等修身幼訓(自一至五五冊)明治十五年五月木澤成肅編纂)

【讀書ノ部】 初學讀本(自一至三三冊)小池民次著)

【習字ノ部】 小學習字帖(自第一至第十二冊)新岡久賴著) 小學習字帖(自第一至第十二冊)香川熊藏著)

【地理ノ部】 千葉縣地誌略(上下二冊)千葉師範學校編輯)

【家事經濟ノ部】 校正家政小學(一二二冊)小林義則編輯)

修身科の教材は其の影響の及ぶ所大なるを以て其の選擇は嚴密慎重に取扱はなければならぬ。明治十四年十月小學教則に掲げたる修身科口授用書中明治小學、西洋品行論、伊蘇普物語、西國立志篇、童蒙教草の内容に付きて調査の上不適當と認める別記の箇所を省きて教授すべしと達した。明治十四年十月本縣乙第七十四號當時適當なる教科書に乏しくしてかゝる不完全なる教科書まで一時内容を取捨して使用せねばならなかつたことを思ふとき當局の苦心も推知するに足る。

(別記)

西洋品行論 (二卷四五枚裏) 人民ノ美德ハ國ノ堅實ナル基礎ナリノ全章(五六) (五卷一〇枚裏) 職分ヲ盡シ良心ニ從ヒ死ニ就キシ人ノ全章(八) (五卷一二枚表) 麻爾ノ妻ノ事ノ全章(一〇) (同 一三枚表) 麻爾ノ女子馬加列ノ事ノ全章(一一) (九卷一八枚裏) 儀容ノミヲ專務トスルノ弊ノ全章(一二) (一一卷八枚裏) 男女戀愛ノ事ヲ論スノ全章(八) (一一卷一〇枚表) 戀愛ノ情ハ品行ヲ善クスノ全章(九) (同一二枚表) 眞正ノ愛ハ人ニ知識ヲ與フノ全章(一〇) (同 四八枚裏) 哥羅玄斯ノ妻ノ全章(四一) (同 五〇枚裏) 日耳曼人ノ戀愛ノ事ノ全章(四三) 伊蘇普物語 (五卷二六枚裏) 愛神ト牝猫ノ話ノ全章(二〇) (二卷二九枚表) 獅子ノ戀慕ノ話ノ全章(四二) (六卷一枚表) 童子ト盜人ノ話ノ全章 (六卷五枚表) 旅人ト猿ノ話ノ全章(二二) (同 七枚裏) 驢馬ト牧翁ノ話ノ



全章

西國立志篇 (一編二課) 人民ハ法度ノ本ノ全章 (一編九課) 實事習驗ノ學問ノ全章 (二卷二二編) 維廉、李並織機ノ全章 (三編三課) 薄茶ノ全章 (四編二課) 撒母耳、德留刀惡ノ性ヲ改メ云々ノ章 (五編二課) 機會ヲ拿着シ機會ヲ造ル説ノ全章 (一、二卷一七課) 學問ト智識トノ大運庭アル事ノ全章 (一三編二課) 哥蘭的兄弟ノ家ヲ興セシ事ノ全章

童蒙教草 (一卷一一枚裏) 歷山王母君ニ事フルノ全章 (四卷一九枚表) ショウジデイドノ全章 (五卷三枚裏) マダム、ウキラセルヘノ全章

明治小學 (一、二卷六枚裏) 父在子不得其貨財而遂淫佚云々之條 (一、二卷二〇枚裏) 學士亞孫爾德教弟子指導方向云々之條 (二、三卷七枚裏) 父母有教育其子之職務云々之條 (二、三卷二枚裏) 見其子之愚而知其父之愚云々之條 (三、四卷六枚裏) 浪華豪商鴻池某罹火災云々之條 (三、四卷八枚裏) 天下非一人之天下天下之天下也云々之條 (四、五卷五枚裏) 英王某既即位誅非已黨者云々之條其他

十五年十二月文部省は府縣學務吏員を招集して學事の諮問を爲し席上學制諸般の事項につきて文部卿の訓示あり其の教科用圖書に關する事項は左の如し如何に當時に於ける文部當局の注意せしやを知るに足らう。

文部省ハ明治十三年以來教科書ノ検査ニ着手シ時々其書目ヲ示シタリト雖モ從來ノ検査ハ教育上弊害ノ甚シキモノヲ除却スルニ止マリテ其書ノ適否ヲ精査セシニ非サレハ調査濟教科書表中不問ニ附シタル書籍ハ甚シキ弊害ナキヲ示シタルモノニシテ必シモ善良ノ書籍ノミニ非ス又目下緊急ナルモノヨリ着手セシヲ以テ先ツ小學校ノ教科書ヲ主トシ傍ラ中學校師範學校ニ及ホセシノミ且ツ其検査法タル未タ世上出版スル所ノ教科書ヲ改良スルノ目的ヲ達スル

ニ至ラス明治十四年十二月文部卿ヨリ府知事縣令ニ示論シタルカ如ク漸ク準備ノ整フニ從ヒ教科書ヲ検査スル條規ヲ定メテ諸般ノ學科ニ就キ教科書ノ適否ヲ檢定シ併セテ將來良書ヲ世上ニ出版スルノ途ヲ開カンコトヲ冀圖シ專ラ條規ノ取調ニ從事セリト雖モ其業タル至難至重ニシテ遽ニ成功ニ至ルヘキニ非サレハ目下府縣ニ於テ普通學校ノ教科書ヲ撰擇シ及之ヲ検査スルニハ調査濟教科書表ニ由テ取捨シ其表中ニ掲載セサルモノハ十三年第二十一號達ニ準據スヘキハ勿論ナレトモ該達並ニ調査濟教科書ハ僅カニ弊害ヲ遏止スルノ堤坊ニ止マリテ適當ノ教科ヲ撰擇スルノ標準トナスモノニ非ス況ヤ目下教科書ノ出版者ハ一日ヨリ多クシテ彼ノ調査濟教科書表ノ如キ固ヨリ之ヲ網羅スルコト能ハサルヲ以テ目下教科書ヲ撰擇スルコト實ニ容易ナラス而シテ當初苟且ニ之ヲ選定シ實施ノ後ニ至テ屢々之ヲ變換スルコトアルトキハ經濟上ニ關係スルコト亦少ナカラサルヲ以テ生徒父兄等ノ苦情ヲ惹起スハ勿論教育上許多ノ不都合ヲ醸スヘシ故ニ當初之ヲ選定スルニ方テ深ク注意ヲ加ヘ精密ニ之ヲ検査セサルヘカラス今小學校教科書撰擇検査上ノ概要ヲ左ニ示ス

凡テ普通教育ノ要タル純良ノ國民ヲ養成シ以テ國家ノ福祉ヲ圖ルニアレハ普通教育ヲ施スニ當リ殊ニ教育上主要ノ器械タル教科書ヲ撰擇検査スルニ此趣旨ニ基キ苟モ國憲ニ背戾セルコトヲ登載スル書籍ノ如キハ固ヨリ之ヲ斥除シ務メテ純良ノ國民ヲ養成スルニ足ルヘキ書籍ヲ充用スルコトニ注意スヘシ即チ

修身科ノ用書ノ如キ最モ重要ナルヲ以テ過般文部省ヨリ府縣ニ交付セシ小學修身書編纂方大意ニ準據シテ選擇上殊ニ慎重ヲ加フヘキハ勿論從來交付セシ調査濟教科書表中ニ於テ不問ニ付シタルモノト雖モ該編纂方大意ニ牴牾スルモノハ務メテ之ヲ斥除セサルヘカラス且ツ其志タル忠孝ニ出ツト雖モ法令ニ背キ君父ノ爲メニ復讐ノ舉ヲ爲シ或ハ父母ニ供養スルカ爲メニスルモ其所行ノ法令ニ犯觸スルカ如キハ以テ教トナスヘカラス又兒童ノ徳性ヲ涵養スルヤ之ヲシテ溫良着實タラシムルヲ主トスヘキヲ以テ夫ノ詭激ノ言論及ヒ奇僻激烈ニシテ中道ヲ過クル行爲ノ如キ事實



ノ猥褻ニ涉リ主義ノ放縱ニ屬スルカ如キ若クハ其主意タル猥褻ナラサルモ文字上嫌フヘキモノ、如キ凡ソ是等ノ事ヲ記載セル書籍ハ小學校修身科用書ニハ固ヨリ不適當ナルモノニシテ歴史科讀書科等ニ於テモ成ルヘク之ヲ斥除スヘキモノトス

又讀書科ニ於テハ主トシテ文章ノ雅馴ニシテ趣意ノ有益ナルテ要ス  
作文科ハ浮華高尚ノ文鄙猥迂遠ノ題ヲ避ケ

習字科ハ日用ニ適切ナル文字ニシテ字畫ノ正シキ書法ノ誤リナキモノヲ選ミ其他ノ圖書ニ於ケルモ皆事實精確ニシテ誤謬ナク着實ニシテ迂遠ナラサルヲ要シ殊ニ生理書家政書等ニ在テハ生徒ニ教授シテ危害ヲ招クノ憂アル毒藥劇劑ノ用法ヲ説キ示スカ如キモノハ素ヨリ斥除スヘシ而シテ小學校ノ性質目的ニ背違シ高尚ノ理論ニ涉リタルモノ又ハ外國書ノ直譯ニシテ兒童ニ授クルモ徒勞無益ニ屬スルモノ若クハ學科上普通ノ理ヲ説カスシテ自家ノ私見ヲ主張スルモノ或ハ異常ノ文字卑陋ノ語多ク行文拙クシテ解シ難キモノ材料雜駁ニシテ目的ノ判明ナラサルモノ等ヲ供用スルカ如キ亦皆斥除スヘキモノトス此旨趣ニ依テ教科書ヲ檢査スルトキハ從前不問ニ付シタル書籍モ他書ト交換セサルヘカラサルモノ之アルヘシ然ルニ教科書ノ交換ハ經濟上ニ關シ父兄等ノ苦情少カラス實際處分ノ容易ナラサルヲ以テ其變換ヲ躊躇スルモノアリト雖モ教科書ノ良否ハ教育ノ成果如何ニ大關係アルヲ以テ一日モ忽諸ニ付スヘキニ非サレハ務メテ不良ノ教科書ヲ交換スルノ計畫ニ注意セサル可ラサルナリ

十五年十二月地方官會議の節勸諭と共に地方官に賜りたる修身書幼學綱要は、其の後文部省はこれを全國の學校教科書として採用せしむべく、普通學務局長より左の通牒を發した。  
宮内省藏版幼學綱要ハ別ニ檢査濟教科書表ニ掲載致サス候へ共學校教科書トシテ採用之儀固ヨリ差支無之筈ニ候條此段爲念及御通牒候也

明治十六年七月二十日

普通學務局長 大書記官 辻

新 次

千葉縣令 船 越 衛 殿

右幼學綱要を各學校へ配布方につき縣は宮内省に稟請した。左の通り

幼學綱要御下附之儀ニ付稟請

貴省御藏版幼學綱要縣下公立小學校修身科口授用書トシテ充用爲致度且私立小學校ハ公立ト維持ノ方法ヲ異ニスルモ致則ハ固ヨリ同一ニシテ殊ニ教育令第九條ニ依據シ公立代用ノ儀認可致候モノモ之アリ旁以テ同様充用爲致度候而シテ公私立小學校共設置ノ認可否目下調査中ノ分モ有之候ニ付右認可ノ都度一校一部宛下附致度候條特別ノ御詮議ヲ以テ別記ノ部數御下附相成度此段及稟請候也

明治十七年一月二十二日

千葉縣令 船 越 衛

宮内卿 徳大寺 實 則 殿

記

- 一 幼學綱要 公立小學校九百二十四校分 九百二十四部
  - 一 同 私立小學校八校分 八部
  - 一 同 爾後設置認可ノ公私立小學校へ下附スベキ準備ノ分 五十部
- 合計九百八十二部

書面願之趣公立小學校へ下付スベキ九百二十四部ハ下賜候私立學校へハ下賜難相成製本費ヲ以下附候事

但爾後設置認可ノ公私立學校へ下付スヘキ準備ノ分ハ豫メ下附難聞届候條設立ノ上其校數等更ニ可申出候事

明治十七年五月七日

第四章 初等教育



宮内省より下賜された同書は縣は縣下小學校へ夫々配付の手續を執つた左に

郡甲第六百號 (明治十七年六月二十四日)

郡 役 所

今般宮内省ヨリ本縣下公立小學校修身口授ノ用書トシテ幼學綱要下賜相成候ニ付各公立小學校へ壹部宛配付候條夫々へ示達致スヘシ此旨相達候事

之を要するに本期に於ける教科用書は文部省に於て嚴密慎重に調査を重ね編纂に従事したるも修身教科書讀本、國史、日本地誌の教科書を除きては依然として歐米の教科書翻譯其の儘であつて文字文章も六ヶ敷兒童には適合しなかつた。それゆゑ理科に關する教科書も地理歴史に關する教科書も悉く讀本と同一に取扱ひ、教授上には少しも區別はなかつた。兒童は唯教科書を讀み且文章の字義を理解することを得るのみで其の目的を達したもと思つて居た。

### 六、教 員

教員の資格と學力試驗法 教育の効果は、一に繋りて教員の良否にあるので、學制頒布の當初より、教員に重きを置きて、夫々規程を定め、小學校教員は、男女を問はず其の才に依りて之を任用し年齢は二十歳以上とし、師範學校卒業免狀を有するものでなければ、其の任に當ることが出来ないこととした。はじめ師範學校を東京に置き、次で各府縣に之を設けしめて教員養成に務められたる需用の多くして供給は何れの府縣でも伴はず、是に於て政府は師範學校卒業生にあらざるも、教育に經歷ある者に教員たるの途を開いた。十二年教育令制定の頃に至りても、供給は依然として不足したので、同令第三十八條但書に「師範學校ノ卒業證書ヲ得スト雖モ教員ニ相應セル學力ヲ有スル

モノハ教員タルモ妨ケナシ」と規定し、同時に「公立師範學校ノ卒業證書ヲ有セスシテ公立小學校教員タル者ハ各府縣ニ於テ恰當ノ方法ヲ設ケ該教員ノ相應セル學力ヲ證明スヘシ」と定めた。明治十二年文部省達 第三號 これが小學校教員の學力檢定を本格的に試験した始である。當時船越本縣令より河野文部卿に伺ひたる學力試験の程度は左の通り

#### 公立小學校教員學力試驗ノ義伺

公立師範學校ノ卒業證書ヲ有セスシテ公立小學校教員タラント欲スル者ハ左ノ方法ヲ以テ其學力ヲ試験シ教授免狀ヲ交付致シ可然哉此段相伺候也

明治十三年六月二日

千葉縣令 船 越 衛

文部卿 河野 敏 鎌殿  
教員試驗課目

各 科 用 書	各 科 問 題 表	各 科 得 點 基 數
地 理 輿 地 誌 略	日本二題、坤輿三題	二十點
歷 史 皇 朝 史 略、十八史略、萬國史	日本支那西洋各二題 內講義二、筆記四題	二十四點
修 身 修 身 論	三 題	十二點
生 理 弗 氏 生 理 書	三 題	十二點
物 理 物 理 全 誌	四 題	十六點
化 學 茂 木 春 太 譯 ロ ス コ ー 化 學 書	三 題	十二點
博 物 具 氏 博 物 學	三 題	十二點
第四章 初等教育		八五一



第四章 初等教育

寶氏經濟論

經	三	八五二
濟	珠算二題、筆算四題	十二點
數	幾何、代數 各一題	三十二點
學	三	十二點
授	書簡文一題、雜文一題	十六點
業	楷行草 各五字	十二點
法	楷行草 各五字	八點
文	一	八點
書	書簡文一題、雜文一題	十六點
畫	楷行草 各五字	十二點
計	問十五題、畫一葉	基數總點二百
十	三	
三	科	

右試験ノ得點ニヨリ教授免狀ヲ交付スル左ノ如シ

一等教授免狀 二等教授免狀 三等教授免狀 四等教授免狀

得點百七十一ヨリ二百マデ 得點百四十一ヨリ百七十マデ 得點百一ヨリ百四十マデ 得點八十一ヨリ百十マデ

同ノ通

但試験科目中所載ノ書籍ニ就キ讀書ハ通常ノ和漢文(例ハ皇朝史略、輿地誌略ノ類)ノ誦讀地理ハ日本地理ノ要領坤輿地理ノ大意歴史ハ日本歴史ノ要領萬國歴史ノ大意修身ハ人倫ノ大道職分ノ大要ヲ教授シ得ルニ足ルヲ最下ノ程度トシテ試験可致且修身科試験用書修身論ハ書中妥當ナラサル條件有之候ニ付删除可致事

明治十三年八月五日

文部 卿印

右の如く文部省の伺を経たる後、縣は同年甲第七十二號を以て「小學校教員學力試験法」と題し發布した。但し修身科試験用書の「修身論」を勸善訓蒙編に改めた。試験課目表は同一につき省く。又千葉

師範學校に對しても同様達した 同日達乙 第百一號

- 一 讀書 通常ノ和漢文例ハ(皇朝史略、輿地誌略ノ類)誦讀ヲ教授シ得ルニ足ルヲ度トス
- 一 習字 楷行草三體ヲ教授シ得ルニ足ルヲ度トス
- 一 算術 珠算ノ八算、見一若クハ筆算ノ加減乘除小數分數ヲ教授シ得ルニ足ルヲ度トス
- 一 地理 日本地理ノ要領及坤輿地理ノ大意ヲ教授シ得ルヲ足ルヲ度トス
- 一 歴史 日本歴史ノ要領萬國歴史ノ大意ヲ教授シ得ルニ足ルヲ度トス
- 一 修身 人倫ノ大道職分ノ大要ノ教授シ得ルニ足ルヲ度トス

從前の試験に比すれば、程度も高まり、方法も整つたので、受験者には相當困難となつた。この試験法實施について従前既に小學校準訓導試補の資格を有し、公立小學校の教頭、教師勤務の者に限りては試験を要せず。其の他の助教、及教授假免狀を有する者には試験委員を派し各郡役所下に召集して、試験すべく達した左の通り

郡甲第四百四十四號(明治十三年十月二十日)

郡 役 所

本年九本縣甲第七十二號布達公立小學校教員學力試驗法相定メ候ニ付テハ従前小學校準訓導試補ノモノニテ目下公立小學校教頭教師勤務ノ分ニ限り更ニ試驗ヲ要セス夫々相當ノ教授免狀ヲ交付スヘク同小學校助教外教授假免狀ノモノニテ目下各公立小學校教員タル分ニ限り生徒受業ノ便益ヲ計リ一郡治内毎ニ主試ノ者ヲ派遣シ學力試驗ノ上相當教授免狀ヲ交付可致ニ付別紙甲乙書式ニ準シ其氏名等取調可申出候此旨相達候事  
但小學校教授免狀所持ノ者ハ届出ニ及ハズ且試験開行日限ノ義ハ追テ相達スベシ

甲號書式

第四章 初等教育



郡名	拜命年月	學校名	教員氏名	年	齡
何々郡	明治何年何月	何々學校	一等準指導氏名	明治十三年何月	何年何月
同	同	同	二等準指導氏名	同	同
同	同	同	訓導試補氏名	同	同
同	同	同	三等準指導氏名	同	同
同	同	同	四等準指導氏名	同	同
同	同	同	五等準指導氏名	同	同
右之通り					
年	月	日			

何郡役所印

乙號書式

郡名	助教拜命及假免許狀交付年月	學校名	教員氏名	年	齡
何々郡	明治何年何月	何々學校	小學助教氏名	明治十三年何月	何年何月
同	同	同	教授假免許狀氏名	同	同
右之通り					
年	月	日			

何郡役所印

試験委員は、同年十月一日より三班に分れて、十郡役所に出張し、東葛飾郡役所よりはじめ夷隅郡役所に終つた。

學制頒布以來小學校教員試験につき別段準則の如きもの規定なく、府縣より學力程度並試験方

法を具して伺出でたるに對し、認可を與ふるに過ぎずして全く、府縣に一任してあつたが、十四年一月教育令第三十八條但書の旨趣に基き小學校教員免許狀授與方心得文部省達第六號を定め、これによりて規則を取調べ伺出べしと達した。

これに據れば、官公立師範學校の卒業證書を有せないので、小學校教員にならんとする者には、初等中等、若くは高等の小學校を教授し得るに足るの學力を檢定したる後、其の免許狀を授與し、五箇年間の効力を有せしむることとした。

前項合格の教員を得難き地方は、一科若くは數科の教授をなし得る者を以て代用するを許した。授業者若くは助手等の名を以て授業を助くる者の檢定は、地方の便宜に因ることとした。同年七月文部省は達第二十四號を以て再び改正を施し、自今該心得書に據りて規則取調伺出づべく、且改正變更の節も同様伺出べしと達した。この規程に據れば、初等中等若くは高等科の教員免許狀を與へたる者は、訓導と稱し一學科若くは數學科を教授し得る某學科の教授免許狀を與へたる者は、準訓導となした。又碩學老儒等の徳望ありて修身科の教授を善くする者、土地の情況に因りて加ふる農業工業、商業等の學術に長ずる者は、檢定を要せず特に該學科教授免許狀を授與して、訓導たることを認め、又訓導準訓導に附屬して授業を助くる者を授業者と稱し、其の學力を檢定すると否とは地方の便宜に任す。以上の免許狀を授與するには、豫め品行を檢定し、既に授與したる者でも品行不正により其の職を免じたることは、其の免許狀を沒收すると、十六年七月文部省達第十三號を以て補正した。同日また參照として、普通學務局長より府知事縣令に宛、左の通牒を發した。

(參照) 今般第拾三號達ヲ以テ明治十四年第二拾四號達小學校教員免許狀授與方心得第六條補正相成候ハ元來免許



狀ヲ授與スルニハ教育令第三十七條但書之趣モ有之候ニ付同年第貳拾六號達學校教員品行檢定期則ニ據リ豫メ仔細ニ品行ヲ檢定スヘキハ勿論年齢志望等ニ至ルマテ精密ニ調査シタル上授與スヘキ儀ニシテ其邊ハ既ニ御注意相成候儀ニハ可有之候ヘトモ單ニ學力ノミヲ檢定シテ免許狀ヲ授與シ間々不都合ヲ生スル向モ有之候ニ付明文ヲ掲置候方可然トノ省議ニテ此度右達相成候儀ニ有之候條此段爲念及御通牒候也

明治十六年七月二十七日

文部省普通學務局長

府知事縣令宛

又本規則第五條に掲ぐる碩學老儒の範圍の廣狹につき新潟縣より文部省に伺を出したるに左の通り指令があつた。

(前略)小學校教員免許狀授與方心得第五條ノ碩學老儒ト稱スル者ハ所見ニヨリ其範圍ノ廣狹異ナルヘシト雖モ先ツ一縣一國以上ニ名聲アル者ニテ四書五經ノ講釋ヲ善クシ二十一史無點本ノ講讀ニ差支ナキ者ナレハ碩學老儒トナシ教員免許狀授與方取調可然哉此段相伺候至急御指揮相成度候也

(指令) 書面伺之趣單ニ學力等ノミヲ以テ判定スヘキモノニ非サルカ故ニ其人ニ就キ品行學力經歷等ヲ其中スルニ非サレハ豫テ難及何分之指令候事

教員の年齢は、男女の別なく十八年以上と教育令に定められたるが、本縣では教育令發布前文部省へ經伺の上十六年以上と規定したるを以て、現下教員中には該年齢の者も多分にあり、今更これを差止めては教育上支障を生ずるを以て其儘差置かれたしと、文部省に伺出でたるに伺の趣聞屈難し、但教員に非ずして、授業生若くは助手等の名を以て、授業を助くるものゝ如きは、年齢十八年未滿と雖も妨げなき義と心得べしと、明治十三年一月二十九日文部省より指令であつた。

本縣では十四年九月縣令甲第九十五號を以て、文部省達に基き小學校教員免許狀授與規則を制定して發布した。主として試験の事務的の手續及方法、試験科目表、免許狀の書式等を定めたものである。

従前の準訓導試補及教授免許狀所持の者は新規則に依り免許狀を變更せねばならぬ、これに關し縣は郡役所に對し左の令達を發した。

郡甲第二百五十三號 (明治十四年十二月九日)

郡 役 所

従前ノ準訓導試補及教授免許狀所持ノ者ハ目下罷職中ノモノト雖モ他日教員奉職ノ望アルモノニ限リ其學力檢定ヲ要セス本年九月甲第九十五號布達小學校教員免許狀授與規則ニ準據セル高等中等若クハ初等科ノ小學校教員免許狀交付ノ筈ニ候條各郡内ニ於テ右免許狀望ノモノ有之候ハ、來明治十五年二月二十八日限り左ノ項々取調可及開申此旨相達候事

但目下在職ノ向ヘハ既ニ相當教員免許狀交付済ニ有之候得共萬一交付漏ノ者有之候ハ、本文ニ準シ取調書可差出事

一 本人姓名 一 同年齡 一 同住所又ハ寄留所 一 罷職年月日 一 同業ニ辭令書又ハ免許狀ヲ受ケタル年月日 右

この令達によりて舊訓導試補準訓導及教授免許狀所持の教員へ交換さるゝ免許狀は、一等、二等の準訓導及一等教授免許狀は、小學高等科三等免許狀に、三等、四等の準訓導、二等教授免許狀及訓導試補は、中等科三等免許狀に、五等準訓導と三等教授免許狀は、初等科二等免許狀に、四等教授免許狀は、同三等免許狀に引換へらるゝことになつた

増根社雜誌抄録



小學教員學力檢定は、曩に發布したる小學校教員免許狀授與規則第十二條の主旨により、毎年九回千葉師範學校女子は千葉女子師範學校に於て執行すべき筈なりしが、教員缺乏の折柄殊に需要の最も多き小學中等科教員の爲これを補充する必要上、各郡役所に於て臨時試験を遂行すべく、志願人取調方及開場位置等左の通心得べしと各郡役所に達した明治十五年一月九日郡甲第二號

一 小學中等科教員タランカ爲メ此臨時試験ニ出場セントスル小學校教員若クハ他ノ志願者ハ本月二十五日限小學教員免許狀授與規則中第三號第四號第五號書式ニ準據セル試験願書履歷書保證書取揃へ所管郡役所ヲ經テ本縣へ差出サシムヘシ

但明治十四年十月中各郡役所夷隅、長柄上植生山邊、武射ノ三郡役所ヲ除クノ許ニ於テ小學初等科教員タルヘキ學力ノ檢定ヲ受ケタル者及落第ヲトハスノ外小學校教員免許狀授與規則頒布以後千葉師範學校ニ於テ學力ノ檢定ヲ受ケタル者ハ試験後

六ヶ月ヲ經サル以上ハ當度試験ヲ受クル事ヲ得サルハ勿論ナリトス

一 小學高等科若クハ小學初等科試験ヲ乞フモノモ時宜ニヨリ同時試験ヲ遂クベキニ付其試験願書等ハ前項順序ニヨリ差出サシメオクヘシ

一 開場時日ハ追テ相達スヘシ

一 試験場ハ各郡役所在ノ地ニテ凡三十脚計リノ椅子卓子等ヲ排置シ得ベキ廣潤ノ家屋ヲ撰擇スヘシ

小學校教員志願の者出願の節學務委員より品行保證書を添へ、願書差出すべき旨、客年月本縣甲第九十五號を以て布達に付ては、各町村寄留の者教員志願の旨申出の節、品行取調方本縣管内外を問はず、すべて本籍戸長へ照會し本人寄留以前に係る品行上篤と取調の上保證書差出すべく、且本籍戸長より送付されたる回答書は、永く保存し置き後日の參考になすべしと命令した。

教員不足の當時に於ては、成るべく教員志望者を奨勵する爲、千葉中學校に於て半途退學の者及び卒業の者にて其の學力初等中等若くは、高等科の教員に該當せし者と認定したるときは無試験にて直に各等科の教員免許狀を交付すること、又數年間補助員の名義で小學校に従事し、品行端正授業熟練の者若は生徒養成上の成績佳良なるものは學力試験を省き各等科教員免許狀を交付するも差支なきやとの文部省に伺出に對して伺の通りと指令があつた。右指令に基き各郡長に教員免許狀交付方につき左の通り内達した。

目下小學校教員缺乏ノ折柄教員ヲ採ルニ學力試験ノ一法ノミニテハ何分充備ノ運ニ至リ兼候掛念モ有之ニヨリ管下小學校ニ數年從事シ品行端正授業熟練生徒養成上ノ成績アリ又ハ品行善良兒童及父兄ノ愛敬ヲ得兒童統理方ニ熟シタル者ハ試験ヲ要セス審査ノ上各等科ノ教員免許狀ヲ交附スベク候條其管理内ニ於テ右ニ適當ノ者有之候ハ、精密ノ調査ヲ遂ケ其履歷ヲ添テ免許狀交附方詳細具申可致候此旨及内達候也

十六年二月二十八日

縣 令

各郡長宛

十七年四月小學校教員の進路を開き、且向上せしむる爲、師範學校卒業者以外の者に對し、特に試験の上師範學校卒業證書を授與する規定を設けてこれを應請試験と稱して實施し、従前施行し來りつゝあつた小學校教員試験を當分の内詮議の次第あり中止する旨達した。乙第七十七號

其の後間もなく従來の教員試験を復活して應請試験を廢し、十九年一月より施行した。乙第十七號

十八年八月改正の教育令には教員免許狀授與方につき何等規定する所なく、試験執行上差支を來したので、縣は文部省に對し、小學校教員免許狀授與並應請卒業證書授與方につき左の伺を出し



た。

- 一 教育令御改正ニ付テハ小學校教員免許狀授與方ノ儀本年九月八日岡山縣伺エ御指令ノ趣モ有之公私立學校共教員免許狀授與ノ儀ハ追テ何分ノ御達可有之トハ存候得共先以從前之規則ニ依リ免許狀下附取計可然哉
- 一 師範學校應請卒業證書授與ノ儀教育令中右ニ關スル條項無之様候得共目下教員缺乏ノ際右證書授與不致候テハ本縣教育上差支不尠依テ右ハ從前ノ通應請卒業證書授與候様致度候得共去月十三日附山口縣伺ヘ御指令ノ次第モ有之候ニ付一應相伺候

明治十八年十二月二日

指令

書面伺之趣 第一項 伺ノ通 第二項 難聞屆候事

明治十八年十二月二十四日

【參 照】

教員檢定試験の状況

銚子 石川重之助

學制時代には男女に拘はらず、年齢二十歳以上で師範學校卒業免狀又は中學卒業免狀を得たものでなければ、正式の小學校教員となることは出来なかつた様である。併し其の當時は學制頒布日淺く、草創の際であり、教員の需用甚急で、正式の教員養成機關も時日もない場合であれば、從來の寺子屋師匠、或は士族上りなどの教員志願のものに授業法其他洋算筆算の如き、緊要學科を授けて應急の方法を講じた様である。明治八年頃に至り、毎月縣廳で志願者に對して檢定試験を行つたけれども、當時合格する者至て少く、殊に算術に於て甚しかつたやうである。師範學校の卒業生を出したのは明治十年十月が初めてだと聞いて居る。

明治十二年教育令改正時代には、公立師範學校に入學せずとも、男女を論ぜず年齢十八歳以上の者に、試験によつて合格者に教員免許狀を授與するの制を布いた。此時の小學校教員免許狀は初等、中等、高等の三等に分ち、各等とも成績によつて紅、綠、藍三種の區別を附けた處の輪廓ある免許狀を授與した、そして有効期限は五年であつた。試験は師範學校を會場として縣で行ふのが通例であつたけれども、其當時は交通至て不便で、銚子より千葉へ行くにもどうしても片道二日を要するといふ時代であつたから、受験がおつくうで、受験者の便宜の爲め、教員缺乏の折柄、有資格者を多く作る爲めに、時に試験官を各地方に派遣して、嚴重なる監督下に試問を出し、答案を徴し、之を持歸つて調査決定する、當時之を派出試験と云つた。私は至つて物臭の方で、初等、中等、高等試験も、某科試験も、いつも自分の住所の地元で行はれる派出試験をねらつて受験して、僥倖なことには毎回合格した、随つて縣教育の中心地たる此千葉へは、教員としてその一人前になる迄に御無沙汰をして縁遠くあつた。其頃の海上郡全體の志願者の爲には、いつも銚子が試験場で、此地で派出試験を行つたことは、前後四回だと記憶して居る。其時臨檢の官吏は、縣屬で山下安民、鳥海鯛次郎、外に師範學校教官として一名出張になつたと覺えて居る、明治十九年小學校令時代となつては、小學校教員免許狀を二つに分つて、普通免許狀と地方免許狀とした。普通は文部大臣より授くる處のもので、全國を通じて無期有効である。地方は府縣知事より授けるもので、管轄區域内に限つて有効で、期限は無期又は有期で、有期のものは五ヶ年で尋常師範學校卒業又は小學校教員檢定試験に合格したものである。そして全科でなくも或學科に合格したものには其科の免許狀を授與した。當時俗に之を某科免狀といつた。如此此當時は全科でなく、一科でも數科でも、希望次第受けられる便宜があり、又派出試験の場合にも、豫め檢定願の手續をしなくとも當日試験場で或學科の追願しても許可になつて、受験される便宜を與へられた。かうした便宜を與へられた反面には問題や試験の方法が割合に六ヶ敷て不合格のものが多く、明治廿年五月の銚子に於ける派出試験の際など、數學の



如きは四十餘人許りの受験者中で合格者は出来もしない私が只一人であつた。明治廿年以前の教員檢定試験の状況の大要私の記憶する處以上の通りである。

**町村立小學校教員任免黜陟轉任規則** 町村立小學校教員の任免黜陟は、學制時代は、専ら學區取締の管掌する所であつたが、教育令發布以後は、學務委員の手に移りて、處理する所となつた。縣は十四年八月、町村立小學校教員任免黜陟轉任規則を定めて發布した。これに據れば、新に教員を雇入れんとするには、學務委員に於て、本人と約束をなし、郡役所を経て、縣廳へ任用方を具申するのである。又學務委員に於て、教員に任用すべき適當の者なきときは、其の差向方を、縣廳に具申するのである。其の他契約の年限を過ぎ、又は教員免許狀の期限満ちたるとき、其の職を退かんとするときは、學務委員の奥書を得て、郡役所を経て、縣廳へ差出すのである。又教員の素行修らざるか、怠惰放逸で刑罰に觸るゝ如きことあれば、學務委員及學區内總代連署して、其黜陟方を縣廳に具申し、其の處分を乞ふのである。

本規則發布後、町村立小學校教員の名稱準官等制定せられ、準官吏の待遇を受けることになつた爲、これを改正する必要起り、同年十一月、其の一部分を改正し、從來は任用の際契約書の取換せをなしたるをすべて削除し、又法文中「雇入」の文字を削除し、等、雇傭關係で職務を行ふのでなく、純然たる待遇官吏として、教育の公務に服するものであることが明瞭にされたものである。

公立小學校又は附屬校等資金の乏しき學校では、多數の教員を置くことが出来ないで、生徒百名内外の學校では、教師又は助教一人で授業を爲すもの珍しくないかゝる學校では、教授の外、日課表調整其の他雜務まで、悉く一人の手でなさなければならぬ。甚しきは小使もなき學校があるので

到底一人の手では爲し得ないので、月給一、二圓内外で校用雇を置き、此等の雜務處辨致させ度として、各學校より申出る向もある。海上、匝瑳郡長よりこれ等の伺出に對し、縣は伺の通りと指令した。 明治十三年五月二十二日

教員の等級俸給等に就ては、當初精密の調査をなさざれば、自然本人の不幸を醸し、且、不權衡を生ずる恐ありとて、各郡長に左の通り内達した。

公立小學校教員等級俸額ニ就テハ當初精密ニ調査セサレハ本人ニ不幸ヲ來シ或ハ權衡ヲ失シ候間學務委員ヨリ任用書差出候節ハ學務擔任事務取扱要項第十八項ニ依リ詳細調査セシメ意見ヲ附シ可差出候此旨内達候也

明治十六年九月四日

縣令代理

大書記官

各郡長宛

學校長任用の際も同様精密に調査を遂げらるべしと十七年一月郡長に内達した。

町村立學校長等級ノ儀ハ任用ノ際本人ノ履歴ニ依リテ差等相定候ハ勿論ニ候條學務委員ヨリ任用書差出候節ハ明治十六年九月教員任用調査方内達ノ旨趣ニ依リ彼此權衡ヲ失シ候儀無之様詳細調査ノ上意見ヲ附シ可差出候此旨及内達候也

町村立學校長任免規則

十七年一月町村立學校長任免規則を發布した。これに據れば、町村立學校長は、教員免許狀を有せずとも、教育の大意に通じ、校務を統理する才幹ある者なれば、必ずしも訓導より兼任するを要せず、専任の校長も置くことを得たのである。又學區内の戸長、學務委員若くは、同町村内の他の學校長より兼務せしめても妨げない。要するに、學校長の職務は、實際教授の任



に當らなくも其の事務を圓滿に統轄し、徳望識見兼ね備はつた人なればよいのである。學校長の任免は、學務委員の申請により縣令これを任免し、其の俸給の有無及其の額は、縣に於てこれを定め、町村の適宜に任せ、又刑罰を受けたる者、身代限の處分を受け、辨償の義務を果さざる者、信用若くは風俗を害する罪を犯し、罰金の刑に處せられたる者、荒酷暴激學校長の面目に關する者は、學校長となることを得ない。

學校長の任免規則發布さるゝや、地方より學務委員を以て學校長に兼任せしめ度旨、夫々具申の向もあり、一旦規則として發布したるも、實際任用するに當りて疑義を生ずるに至つた。それは元來學務委員の職たる無官等のものであるのに、これを準官等ある學校長を兼勢せしむるは、妥當を缺くといふので、自今學務委員を學校長に任用する場合は、先づ其學校長を專任し、學務委員の職務自然消滅せる後に於て、更に學務委員を兼勢せしむべしとて、町村立學校長任免規則第五條中左の通り改正した。

本年乙第五號町村立學校長任免規則第五條中戸長ノ下學務委員ノ四字刪除候條此旨相達候事

當時秋田縣より文部省の伺に、戸長學務委員ニシテ小學校長ノ任ニ堪ユル者ト認ルモノハ該學區ノ内外ヲ問ハス兼勢セシムルモ妨ナキヤ御指揮ヲ乞フといふに對し、文部省は、戸長學務委員ヨリ小學校長ヲ兼勢ノ件ハ伺ノ通と指令した。これを觀れば各府縣も同様であつた。文部省も兼勢を許したものである。此等兼勢の校長は、概ね手當として年又は月額にて給與したもので、土地の事情に依つては校長の職は名譽職の場合もあつたのである。其の他神官若くは教導職を、公立小學校長教員等に任用せんとしたこともある。これにつき内務、文部兩卿に伺出でたものは左の通り。

神官若クハ教導職奉務ノ者ヲ公立小學校長教員等ニ任用スル義ニ付伺

神官若クハ教導職奉務ノ者ヲ公立小學校長教員等ニ任用シ兩職並ニ勤務爲致候義實際ニ於テ差支無之以上ハ不苦候哉差掛候義有之候ニ付至急何分ノ御指令相成度此段相伺候也

明治十六年十一月一日

千葉縣令 船越 衛

内務卿 山田顯義殿

文部卿 福岡孝弟殿

書面之趣實際不得止分ニ限り伺ノ通

明治十六年十二月六日

内務卿  
文部卿

小學務教則大綱に依り小學校の教科は初等、中等、高等の三科に區分されたので、これを設置する學校の目的も自ら三種類に分れ、其の内中等科を設置するもの最も多く、初等科は多く附屬學校分教場で、高等科を設置するものは極めて少なかつた。教員は、其學校設置の目的に相當する資格ある教員を任用するのが當然であるが、有資格の教員の缺乏と、地方經濟の窮迫とに依り、町村は成るべく補助教員の如き、下級者を以て間に合せんとする傾向あり、甚しきに至りては、缺員を名として、學校を閉鎖したる所もあり、弊害尠なからざる状態であつた。縣は此等の弊を除去する爲、屢嚴重なる命令を出した。左に

小學校教員ノ義ハ其學校設置ノ目的ニ該當セル者ヲ任用可致ハ勿論ニ候處往々缺員ノ學校有之哉ニ相聞ヘ不都合不尠候條神速相當ノ教員任用具申可致候此旨相達候事 明治十七年八月四日 日乙第百八十號



次で十八年二月には乙第三十三號を以て更に嚴達した。

小學校教員ノ儀ハ其學校設置ノ目的ニ該當セル者ヲ任用可致ハ勿論ニ候處往々教員闕員ヲ名トシ補助員ノミヲシテ教授ニ從事セシメ或ハ初等科教員ニ中等科生徒中等科教員ニ高等科生徒ヲ教授爲致候向有之趣不都合ノ至リニ候條本年後期ヨリ右等ノ學校ニ於テ定期試験執行ヲ停止候此旨相達候事

但各小學校ニ於テ教員轉免等ノ爲メ闕員セルトキハ三十日以内ニ後員任用方申出ツヘシ

又教員ノ轉任ノ爲後任なきを名として任用ノ手續を怠り又は校舎に差支を生じたるを口實として休學するもの往々あるので、山邊武射郡長宮崎直候は其の管内に左の通り嚴重に公達した。

各公立小學校開閉届出方之儀ハ片時モ猶豫不相成筋ニ有之候處教員雇替或ハ校舎ノ都合ニ依リ自然休學相成其儘届出方等閑置候向モ有之哉ニ相聞ヘ教育上不都合不尠候條今後右等ノ場合ニ臨ミ開閉候節ハ其都度急度届出候儀ト可相心得此旨相達候事

各公立小學校教員解雇之際後員定ラザルヨリ自然休學相成候様ニテハ不都合不尠候條豫メ後員雇入ノ手續ヲ爲シ暫時タリトモ休學不相成様精々注意可致若シ差當リ適當ノ教員無之節ハ支給スベキ給額並ニ年齢ノ見込ヲ具シ當役所ヘ可申出候爲心得此旨相達候事

町村立小學校教員申請は、學務委員をして取扱はしめしが、十八年教育令改正に依り、學務委員廢せられ、戸長をして其の事務を處理せしむるに付ては、却て郡長をして其申請方を取扱はせる方便宜との見地より、文部省に左の通り伺を出した。

町村立小學校教員任免申請方郡長ヲシテ取扱ハセ度儀ニ付テハ追々各縣伺ヘ御指令ノ趣モ有之候處本縣ニ於テハ小學綱領等御發布ノ上學區校數ヲモ相定メ其節何分ノ考案モ有之候得共今以御制定無之ニ付テハ先以縣下各郡ノ情況

ニ依リ郡長ニ於テ教員任免ヲ申請スルヲ便トスル向ハ其郡長ノ申立ニ依リ開届可然哉且此後一定ノ規程ヲ設クル場合ニ於テ右郡長ノ申請ヲ便トセハ別段伺ヲ經ス直ニ施行候様致度併セテ相伺候條至急何分ノ御指揮有之度候也

明治十八年十二月十五日

指令 書面數戸長役場ニ涉ル學區域ニ限り伺之通

明治十八年十二月二十七日

小學校職員名稱待遇及俸給

學制頒布以後教員の身分については、何等規定したるものなく、

其の進退は、其の地方人民との締約に、任せ、全く雇傭關係に過ぎなかつたので、其の去就常なく、縱令形式は府知事縣令の命令に出でて、地方人民は之を町村の雇傭視して尊重せず、其の待する俸給亦甚だ菲薄を極めたので、隨つて普通教育を放棄して顧みざるの弊、往々現れたるは、常に識者の憂慮する所であつた。明治十四年六月政府は太政官第五十二號達を以て、公立學校教員準官等を定め、又教育令第四十九條の旨趣に基き、府知事縣令に於て、教員の俸額を規定し、以て俸給減殺の弊源を防止した。これが爲管に地方人民の教員待遇上に優厚を加へ、教員も亦其の職を藐視するの風を、大に減却したばかりでなく、某の地方に於ては人民争て資金を醸し、高等の教員を招聘せんとするも、常に其の人に乏しきに苦む有様であつたことは、地方學事上進の一斑を見るに足る。文部省第九年報明茲に明治十三、十四年兩年度に係る教員給料比較を掲げ、其の増減を示すこと左の如し。

年 次

明治十三年

明治十四年

十三年ヨリ十四年ノ増

一教員平均年額

八四圓五九九

八六圓四七八

一圓八七九

明治十四年六月太政官達第五十二號を以て、府縣町村立學校職員名稱並準官等を定められた。師範



學校の部 同年八月甲第八十五號を以て町村立小學校職員名稱準官等月俸表及旅費日當規則を左の  
に出す 通り定め發布した。

町村立小學校職員名稱準官等月俸表

明治十四年八月十三日  
甲 第八十五號

準官等	十一等以下十三等以上							
小學校	長							
月俸	三十圓以下十八圓以上							但訓導ヨリ兼務セシムルモ ノハ別ニ月俸ヲ給セス
制限	高等科教員		中等科教員		初等科教員			
準官等	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等	十六等	十七等	
小學校	一等訓導	二等訓導	三等訓導	四等訓導	五等訓導	六等訓導	七等訓導	
月俸	三十圓以下二十七圓以上 二十五圓以上二十二圓以上	二十七圓以下二十五圓以上 二十五圓以下二十二圓以上	二十五圓以下二十二圓以上 二十二圓以上	二十二圓以下二十圓以上 二十圓以上	二十圓以下十八圓以上 十八圓以上	十八圓以下十四圓以上 十四圓以上	十四圓以下十二圓以上 十二圓以上	

町村立小學校職員旅費日當規則

第一條 町村立小學校職員ハ管内外渾テ旅行中一切ノ費用トシテ表面ノ通旅費日當ヲ給スヘシ

第二條 旅費日當支給ノ方法ハ明治九年六月太政官第六十四號達旅費定則ニ遵據スヘシ

第三條 教員赴任ノ節ハ辭令書ヲ領受シタル地ヨリ在勤ノ校ニ至ルマテノ旅費ヲ給シ歸國旅費ハ一切之ヲ給セサルモノトス

管内外旅費日當表 並旅行 壹圓 赴任旅行 壹圓 巡回 七拾錢 滞在 參拾五錢

以上制定したる教員月俸額制限は、地方に依りては、其の制限額に準據し難き場合あり、これを斟酌して實際止むを得ざる事情あるときは五等訓導以下六七等訓導に限り、當分俸額最下程度より、金貳圓迄を減額することあるべしと、同年十二月甲第四百四十六號を以て布達した。又旅費日當支給方法は、太政官旅費定則に準じて支給することに定めたりしが、實際支給の便宜上十五年一月左の通り改正發布した。

旅費日當規則第二條を削除し新に六ヶ條を追加し第三條を八條に繰下くることにした。

第二條 旅費ヲ二分シテ並旅行赴任旅行トシ各一日十里詰ヲ以テ表面ノ日當ヲ支給スヘシ  
十里以上ノ端數滿一里以里未滿ハ切捨トス

第三條 並旅行ハ片道六里以上ヨリ之ヲ給ス  
片道六里未滿ハ第六條ニ準ス

第四條 赴任旅行ハ片道三里以上ヨリ之ヲ給ス  
三里未滿ハ一切給セス

第五條 巡回ハ都テ日數ニ應シ日當ヲ給ス但近方派出ハ第六條ニ準ス

第六條 片道六里未滿ノ旅行ハスヘテ近方派出トシ片道三里未滿ニシテ日歸ナレハ日當ヲ給セス一泊スレハ滞留日當ヲ給シ片道三里以上六里未滿ハ日歸一泊ノ別ナク往返ニテ並旅行日當一日分ヲ給シ滞在ナレハ滞在日當ヲ給ス

第七條 歸省其他養病等ノ私事ニ涉ル旅行ハ一切支給セサルヘシ



町村立小學校長の俸給は、月俸三十圓以下十八圓以上と規定したるも、土地の情況に依り、學校長は必ずしも教員免許狀を有する者より任用すべき限りでなく、教員の資格なき私立學校教員又は學務委員等より兼務せしむるも、妨げなき規定なので、かゝる兼務の校長俸給は所定の額を支給せざるも、其の額を減じ、或は年俸を給してもよいのである。されば縣は文部省に左の通り伺を出した。

町村立小學校長俸給之義ニ付伺

本縣下町村立小學校々々長月俸之儀ハ三十圓以下十八圓以上ト規定シ訓導ヨリ兼務ノ者ハ別ニ月俸ヲ給セサル旨豫テ經同濟之處私立學校教員學務委員等ヨリ兼務セシメ月俸又ハ年俸ヲ給シ度旨ヲ以テ校長任用ヲ申請スル向有之學區内ノ情況ニ依リテハ右規定額ニ準據セサルモ任用致シ不苦哉此段相伺候也

明治十六年四月十九日

千葉縣令 船 越 衛

文部卿 福岡孝弟殿

書面伺之通

但町村立小學校長ノ俸額ハ學務委員ヨリ伺出ノ際認可ヲ與フヘキ程度ヲ豫示スルモノニシテ縣令ニ於テ規定スヘキモノニ無之儀ト可心得事

明治十六年五月十六日

文部卿 福岡孝弟印

同上指令の説明として普通學務局長文部大書記官辻新次より左の通達があつた。

本月十九日付教第五四號ヲ以テ町村立小學校長俸給之儀御伺出ニ付本日別紙朱書ノ通指令相成候處抑町村立小學校教員ノ俸額ハ教育令第四十九條ニ據リ縣令ニ於テ規定可相成筋ニ候得共町村立小學校長ノ俸額ハ右規定ノ限りニ無

之學務委員ヨリ伺出ノ際認可否スヘキモノニ付豫テ其俸給額ヲ示スモ畢竟スルニ認可ノ程度ニ過キサルモノニ候ヘハ學區内ノ情況ニ因リ其豫示セラル、所ノ額ニ準據セサルモ勿論御認可相成リ差支無之候尤明治十四年七月中町村立小學校職員名稱準官等及月俸額御伺出ノ節モ小學校長ノ給料ハ全ク前文ノ旨趣ヲ以テ聞届相成候儀ニ付右様御承知相成度此段申進候也

明治十六年五月十六日

普通學務局長 文部大書記官 辻 新 次

千葉縣令 船 越 衛殿

更に再度小學校長月俸規定につき伺を出した。左に

小學校長月俸規定之儀ニ付伺

本縣町村立小學校長俸給ノ儀曾テ經伺ノ上別表ノ通り規定致シ施行相成リ候處貧窮ノ學校等ハ經費ニ關シ自然欲員ニ致シ候情況モ有之却テ校務ノ不整頓ヲ來シ候間寧ロ相廢シ任用申請ノ都度爲申出候方實際便宜ヲ得可申ト存候ニ付右表中月俸科目ノ一行ハ刪除致度此段相伺候也 (別表略ス)

明治十六年十一月五日

千葉縣令 船 越 衛 衛 衛

文部卿 福岡孝弟殿

書面伺之通

明治十六年十一月十二日

文部卿 福岡孝弟之印

右伺濟の上、十四年甲第八十五號布達町村立小學校職員名稱準官等月俸表中小學校長に屬する



月俸の一行を削除した。

教員の俸給支給上辭令書面に記載せる額と實際支給額とに差異あるのみならず、往々延滞する向もあるので、各郡長宛に注意方を内達した。即ち

教員ノ月俸ハ辭令書ニ記載セル月俸ヲ支給スルハ勿論ニ候處過般安房平朝夷長狹郡巡回ノ際親シク其狀況ヲ察スルニ近來往々其額ヲ減シ或ハ延滞スル向モ有之右ハ轉免ノ基ヲ惹起シ自然生徒教養上ニ影響ヲ及ホスコト不尠且此ノ弊タル獨リ安房國一國ニ限ラス各郡モ又同様ノ儀ニ有之候趣ニ付學務委員ニ於テ平素注意ヲ加ヘ右等ノ儀無之様各郡長ニ御内達相成度依テ内達案左ニ相伺候也

内 達 案

教員月俸ノ儀ハ辭令書ニ明記セル全額ヲ支給スヘキハ勿論ニ候處近來往々其額ヲ減シ或ハ延滞スル向モ有之哉ノ趣右ハ甚以不都合ノ事ニ候條學務委員ニ於テ平素注意ヲ加ヘ右等ノ儀無之様可致候此旨及内達候也

教員俸給ノ支給上、辭令面と實際支給額とが相違を來たしたるは、教員の官等等級に由りて、俸給を規定する所より其の弊を生じたるもの、如く、依て縣は俸給の範圍を廣め、本人の功績に依り、官等等級は昇等せしむるも、俸給は必ずしも昇級せしめず、任用上彼此不權衡なかしらしむる爲、月俸欄を訂正せんとて文部省に伺を出した。

町村立小學校職員名稱準官等月俸表訂正ノ儀ニ付伺

町村立小學校職員名稱準官等月俸表ノ儀ハ明治十四年伺定ノ上實行罷在候處右範圍ノ狹少ナルカ爲四等訓導以上ニ在リテハ土地ノ情況ニ依リ規定ノ月俸ヲ支給致兼候モノ及本人ノ志望ト學區内ノ情願トニ依リ敢テ給料ノ多少ニ拘ハラズ在勤若クハ勤績セントスルモノ往々有之右等ノ場合ト雖モ該月俸ノ實額ニ就キ任用可致ハ勿論ニ候ヘトモ然

候テハ本人ノ資格ニ對シ不穩當ナル名稱ヲ附セサルヘカラス將タ又相當ノ名稱ヲ附センカ給料支出ニ苦メリ殊ニ累年勤績セシ者ノ如キ其効績ニ依リ昇等セシメントスルモ一方ニ於テ範圍狹少ナル月俸規定ノ爲ニ制遏セラル、ヲ以テ無據默止候等支障不尠候條更ニ該範圍ヲ擴メ本人ノ資格ト土地ノ情況トニ就キ任用上彼此不權衡無之様致度即チ該表末項月俸ノ欄内ヲ左表ノ如ク訂正致シ且本縣師範學校附屬小學校訓導月俸表モ當初右ニ準シ制定セルモノニ付同様訂正致度此段相伺候也

明治十七年六月五日

千葉縣令 船 越 衛

文部卿 大木喬任殿

準官等	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等	十六等	十七等
小學校	一等訓導	二等訓導	三等訓導	四等訓導	五等訓導	六等訓導	七等訓導
月 俸	三拾圓以下六圓以上						

書面伺之通

明治十七年六月十二日 回

町村立小學校職員名稱準官等月俸表及旅費日當支給規則の改正は文部省へ伺済の上、十七年八月甲第六十三號を以て十四年八月甲第八十五號を改正し、同年十二月甲第四百四十六號布達を廢止した。この改正に由り小學校長の月俸欄を削除し訓導の月俸欄を改正した。左に

町村立小學校職員名稱準官等月俸表



準官等	十一等以下十三等以上						
小學校	長						
制限	高等科教員						
	中等科教員						
	初等科教員						
準官等	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等	十六等	十七等
小學校	一等訓導	二等訓導	三等訓導	四等訓導	五等訓導	六等訓導	七等訓導
月俸	三十圓以下六圓以上						

町村立小學校職員旅費日當支給規則

- 第一條 町村立小學校職員ハ管内外共旅行中一切ノ費用トシテ表面ノ通旅費日當ヲ支給スヘシ
- 第二條 旅費ヲ二分シテ赴任旅行並旅行トシテ各一日十里詰ヲ以テ表面ノ日當ヲ支給スヘシ  
但十里以上ノ端數滿一里以上ハ日當一日分ヲ給シ一里未滿ハ切捨トス
- 第三條 赴任旅行ハ片道三里以上ヨリ之ヲ給シ三里未滿ハ一切給セス
- 第四條 並旅行ハ片道六里以上ヨリ之ヲ給シ六里未滿ハ第六條ニ準ス
- 第五條 巡回ハ總テ日數ニ應ジ日當ヲ給ス但近方派出ハ第六條ニ準ス
- 第六條 片道六里未滿ノ旅行ハ總テ近方派出トシ片道三里未滿ニシテ日歸ナレハ日當ヲ給セス一泊スレハ滞在日

當ヲ給シ片道三里以上六里未滿ハ日歸一泊ノ別ナク往返ニテ並旅行日當一日分ヲ給シ滞在日當ヲ給ス

第七條 職員赴任ノ節ハ辭令書ヲ領受シタル地ヨリ在勤地ニ至ルマテノ旅費ヲ給シ歸國旅費ハ一切之ヲ給セス

第八條 歸省其他養病等ノ私事ニ涉ル旅行ハ一切支給セス  
管内外旅費ノ日當表 赴任旅行 壹圓 並旅行 壹圓 巡回 七拾錢 滞在 三拾五錢

小學校職員名稱準官等月俸表等改正につき郡役所、戸長、役場、學務委員に對し其施行方を注意した。

今般甲第六十三號布達ヲ以テ町村立小學校職員名稱準官等月俸表等改正方相達候處右ハ從前月俸規定ノ範圍狹少ナルタメ實際任用方差支候向有之ニ付詮議候儀ニシテ俸給ノ多少ニ拘ハラス何等訓導ニ任用セラレ、モ無支障トノ趣旨ニハ無之固ヨリ名稱ニ由リ俸給ニ差等可有之ハ勿論ニ候條爾後任用申出候節ハ左表ニ準據シ該職員ノ資格ニ相當セル俸給交付候様可致爲心得此旨相達候事

但不得止事情有之別表ノ範圍ニ準シ難キモノハ事由ヲ具シテ申出ヘシ

準官等	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等	十六等	十七等
小學校	一等訓導	二等訓導	三等訓導	四等訓導	五等訓導	六等訓導	七等訓導
月俸	三十圓以下	廿五圓以下	二十圓以下	十八圓以下	十五圓以下	十二圓以下	十圓以下
月俸支給規則	二十圓以上	十八圓以上	十五圓以上	十二圓以上	八圓以上	六圓以上	六圓以上
發布した左に	十六年十月乙第百八十三號を以て町村立小學校長教員月俸支給規則を定め						

町村立小學校長教員月俸支給規則

第一條 月俸ハ毎月十七日支給スルヲ定規トス



但轉免其他非常ノ事故アルトキハ此限ニアラス

第二條 月俸ハ一月ヲ前後ニ分チ新任十五日以前ニアル者ハ其全額ヲ給シ十六日以後ハ半額ヲ給ス昇等増給モ亦之ニ準ス減給及免職十五日前ニアル者ハ猶舊俸額ノ半ヲ給シ十六日後ハ全額ヲ給スヘシ

第三條 轉任セン者ノ月俸ハ其轉任十五日前ニアレハ新任ノ方ニテ全額ヲ給ス若シ舊任ヨリ俸ヲ減スルトキハ其半月分ノ減額ハ舊任ノ方ニテ之ヲ給シ十六日後ニアリテハ舊任ノ方ニテ全額ヲ給ス若シ舊任ヨリ俸ヲ増ストキハ其増額ハ新任ノ方ニテ給スヘシ

第四條 十五日前後ヲ區分スルトキハ辭令ノ受書ヲ出シタル日子ニ據ルヘシ

第五條 病氣引籠ノ者ハ引籠當日ヨリ出療又ハ歸省スル者ハ許可ヲ得タル當日ヨリ起算シ三十日間八月俸全額ヲ給シ其後ハ三分ノ一ヲ給シ九十日以上ハ一切給セサルヘシ

第六條 忌引中八月俸全額ヲ給スヘシ

第七條 犯罪嫌疑ノ廉ヲ以テ拘引セラル、者ハ拘引セラレシ當日ヨリ起算シ十五日間八月俸全額ヲ給シ其後ハ五分ノ一ヲ給スヘシト雖モ四十五日以上ニ及フカ若クハ刑ニ處セラレタルトキハ其日ヨリ一切給セサルヘシ

訓導の外一時教授を助くるもの當時何れの學校にも必ず一二名ない所はない今日の代用教員と殆ど變りはない今日の代用教員は有資格者が多いが此れは多く無資格者であつた。これまで此等の者に對する俸給の一定したものはなかつたが十六年五月縣は左の規定を設けて達した。

授業生助手補助員等ノ名義ヲ以テ教授ヲ相助ケ候者二月俸金六圓以上給與候儀自今不相成候條此旨相達候事

但官公立師範學校卒業證書各等科教授免許狀所有ノ者ト雖モ任用ノ手續ヲ了セサルモノハ本文之通可相心得候事

小學校教員心得 明治十三年十二月改正の教育令に於て始めて教員に關する資格上品行の

不正なる者は、一般に教員たるを得ずと、明瞭な規定を作つた。學制頒布以來小學校教員に就ては、これを養成する上に於て、又資格を充實する上に於て、あらゆる手段を盡くし、法令を設け、指導督勵怠らなかつたが、これまでは教員の資格として、單に學力のみを考慮し、品行に就ては殆ど顧みなかつた。同十三年の改正教育令に於て、始て品行の事を述べて居る。尋で同十四年六月、文部省は「小學校教員心得」を府縣及び學校教員に頒布して大に尊王愛國の志氣を鼓舞した。其の冒頭に「小學校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル」とし、教員の資質向上の指針として十六項を示し、其の各項に於て道德教育に關しては忠孝、敬信、慈愛、自重の大道に通曉せしめ、智心教育に於て智能を長して其の本分を盡さしめ、身體教育に於て學校衛生保健に留意すべきことを諭し、其の他諸般の心得を指示して居る。この心得は今尙ほ行はれてゐるのである。左に其の全文を掲ぐ。

文部省達第十九號 明治十四年六月十八日

府 縣

小學校教員心得別冊ノ通相定候條右旨趣ニ基キ懇篤教誨ヲ加ヘ教員ノ本分ヲ誤ラシメザル様可致此旨相達候事

明治十四年六月十八日

文部卿 福 岡 孝 弟

(別冊)

小學校教員心得

小學校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト謂フヘシ今夫小學教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ小學校教員タ



ル者宜ク深ク此意ヲ體スヘキナリ因テ其恪守實踐スヘキ要款ヲ左ニ揭示ス苟モ小學教員ノ職ニ在ル者夙夜黽勉服膺シテ忽忘スルコト勿レ

明治十四年六月

文部卿 福岡 孝弟

一 人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ

皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ニスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薰染シ善行ニ感化セシムルコトヲ務ムヘシ

一 智心教育ノ目的ハ專ラ人々ヲシテ智識ヲ廣メ材能ヲ長シ以テ其本分ヲ盡スニ適當ナラシムルニ在リ豈徒ニ聲名ヲ博取シ奇功ヲ貪求セシメンカ爲メナランヤ故ニ教員タル者ハ宜ク此旨ヲ體認シ以テ生徒智心上ノ教育ニ從事スヘシ

一 身體教育ハ獨リ體操ノミニ依著スヘカラス宜ク常ニ校舍ヲ清潔ニシ光線溫度ノ適宜及大氣ノ流通ニ留意シ又生徒ノ健康ヲ害スヘキ癖習ニ汚染スル等ヲ豫防シ以テ之ニ從事スヘシ

一 鄙吝ノ心志陋劣ノ思想ヲ懷クヘカラサルハ人々皆然リト雖モ特ニ教員タル者ハ自己ノ心上ニ於テ最モ謹テ除去セサルヘカラス蓋シ幼童ノ智徳ヲ養成シ身體ヲ發育スルノ重任ニ膺リ以テ世ノ福祉ヲ増進スルノ實効ヲ奏スルハ固ヨリ鄙吝陋劣ニシテ偷安貪利ヲ事トスル徒ノ敢テ能クスヘキ所ニアラサレハナリ

一 學校管理上ニ缺クヘカラサル快活ノ氣象ハ心神萎靡セル人ノ能ク具有スヘキ所ニアラス又生徒教授上ニ缺クヘカラサル許多ノ努力ハ身體孱弱ナル者ノ能ク專耐スヘキ所ニアラス是故ニ教員タル者ハ宜ク特ニ起居飲食等ノ

常度ヲ守リ散鬱及運動等ノ良規ニ循テ其身心ノ健康ヲ保全シ以テ其職務ヲ盡スノ地ニ做サンコトヲ務ムヘシ

一 教員タル者ハ唯小學校教則中ニ掲クル所ノ學科ニ通スルノミヲ以テ足レリトセス博ク教則外ノ學科ニ涉ランコトヲ要ス此ノ如クナラサレハ條々教授上ニ破綻ヲ生シ生徒ノ信憑ヲ失ヒ遂ニ其身ヲ學校ノ上ニ置ク能ハサルニ至ルヤ必セリ

一 教員タル者ハ常ニ整然タル秩序ニ由リ學識ヲ廣メ以テ其心志ヲ練磨センコトヲ務ムヘシ否ラサレハ決シテ教授ノ實効ヲ奏スル根柢ヲ立ツル能ハス蓋シ我カ練磨セサルノ心志ヲ以テ能ク他人ノ心志ヲ練磨シ得ルモノハ未曾テ之アラサルナリ

一 師範學校等ニ於テ嘗テ學習セシ所ノ教育法ハ概ネ其一樣子タルニ過キサルモノナリ故ニ教員タル者ハ徒ニ之ヲ踏襲スルヲ以テ足レリトセス宜ク常ニ自ラ其得失利病ヲ考究取捨シ以テ之ヲ活用センコトヲ務ムヘシ

一 人ノ心神及身體ノ組織作用ニ至テハ教員タル者最モ深ク意ヲ留メ講究ト經驗トニ由テ其原理實際ニ精通センコトヲ要スヘシ否ラサレハ假令致々汲々トシテ教育ニ從事スルモ遂ニ臆度妄作ノ弊ヲ免ル、コト能ハサルナリ

一 學校管理ノ事ハ之ヲ教授ノ事業ニ比スレハ更ニ困難ナリトス故ニ教員タルモノハ常ニ人情世態ヲ審ニシ通義公道ヲ辨シ且事ヲ處スルノ方法、務ヲ理スルノ順序等ヲ諳練セサルヘカラス

一 校則ハ校内ノ秩序ヲ整肅ナラシムルニ止ラス兼テ生徒ノ徳誼ヲ勸誘スルノ要具タリ故ニ教員タル者ハ能ク此旨趣ヲ體認シ以テ之ヲ執行セサルヘカラス

一 熟練懇切黽勉ノ三者ハ亦教育上ニ缺クヘカラサルノ美事タリ故ニ教員タル者能ク此三者ヲ具備シテ其事ニ從フトキハ獨リ教授ノ實効ヲ奏スルヲ得ヘキノミナラス又生徒ヲシテ不知不識此等ノ美事ニ感化シ習慣自然ノ如クナラシムルニ至ルヘシ



一 學校ヲ統率スルハ殊ニ剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等ノ諸徳ニ由ルヘシ蓋シ剛毅ニアラサレハ難ニ勝ル能ハス忍耐ニアラサレハ久ヲ持スル能ハス威重ニアラサレハ人ヲ服スル能ハス懇誠ニアラサレハ衆ヲ懷ル能ハス勉勵ニアラサレハ事ヲ成ス能ハス

一 生徒若シ黨派ヲ生シ爭論ヲ發スル等ノ事アラハ之ヲ處理スル極メテ穩當詳密ニシテ偏頗ノ弊ナク苛刻ノ失ナカランヲ要ス故ニ教員タル者ハ常ニ寬厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ就中政治及宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言論ヲナス等ノコトアルヘカラス

一 人トシテ善良ノ性行ヲ有スヘキハ言ヲ俟タスト雖モ教員タル者ニ至テハ最モ善良ノ性行ヲ有セサルヘカラス否ラサルトキハ獨リ幼童ノ徳性ヲ涵養シ善行ヲ誘掖スルコト能ハサルノミナラス却テ其天賦ヲ戕賊スルニ至ルヘシ蓋シ幼童ノ中心タル至虛至沖ニシテ外物ノ爲ニ感染セラル、コト極メテ鋭敏ナレハナリ

一 教員タル者ノ品行ヲ尙クシ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムヘキハ亦其職業ニ對シテ盡スヘキノ務ト謂フヘシ蓋シ品行ヲ尙クスルハ其職業ノ品位ヲ貴クスル所以ニシテ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムハ其職業ノ光澤ヲ増ス所以ナリ

更に本縣は十四年十二月十六日付を以て縣内一般小學校教員に對し、特に別冊に調製し携帯に便にし「小學校教員心得別冊之通被相定候熟讀玩味日常服膺シテ其教員タル本分ヲ誤ラサル様注意致スヘシ」と船越知事代理岩佐大書記官より示達した。

同年七月文部省達第二十六號を以て「學校教員品行規則」を定めて苟も教員たる面目を汚す如き行爲あるものは、一切教員たることを禁止した。而して其の品行不正と認むべき要款と其處分方法とを示した。其の要旨を摘録すれば

學校教員の品行不正と認むべきものは

(一) 懲役若しくは禁獄若しくは鎖鋼の刑を受けたる者 但贖金、罰金を納むる能はずして、刑に處せられたる者は此

限にあらす 十六年五月文部省達第七號を以て「懲役」云々の上に(舊法に依り)の五字を加ふ

(二) 前款の刑を受け存留養親老小癡疾婦女等の故を以て收贖を聽されたる者

(三) 身代限の處分を受け未だ辨償の義務を終へざる者

(四) 荒酷暴激等すへて教員たるの面目に關する汚行ある者

十六年五月四款の次に左の一款を加へた

(五) 新法に依り輕重禁鋼以上の刑に處せられ、若しくは信用又は風俗を害する罪を犯して、罰金の刑に處せられ若しくは監視に付せられたる者、但信用又は風俗を害する罪にあらざるものを犯し罰金を納むること能はずして輕禁鋼の刑に處せられたるものは除く

十八年三月更に(五)款の次に左の一款を増加した。

(六) 賭博犯處分規則に依り懲罰に處せられたる者

以上の場合には免許狀を沒收し其の氏名等を具して文部省に開申すべきものとして居る。十六年五月更に該規則を學校長にも適用せしめた。

服務義務 政府が教員の地位を高め、待遇を官吏に準じて優にすれば、其の責任も隨つて重く其の服務規律も亦官吏と同様嚴密に遵守せねばならぬ。船越本縣令は縣立町村立學校職員職務上心得につき、内務、文部兩卿に對し伺を出した。

縣立町村立學校職員職務上心得之義に付伺

太政官明治八年七月第十九號達及同明治十年五月號外達ニ官吏タルモノ新聞雜誌等ニテ一切ノ政務ヲ叙述シ又ハ



職務ニ關セス公衆ヲ聚メ講談演説ヲ開ク等不相成ト有之右ハ縣立及町村立學校職員ニ於テモ同一ノ義ト相心得候ヘ共一般官吏トモ少ク異リ候ニ付一應相伺候條急速御指揮相成度候也

明治十五年三月十三日

千葉縣令 船越 衛

内務卿 山田 顯 義殿

文部卿 福岡 孝 弟殿

書面伺之通

明治十五年三月三十一日

右の如く内務文部兩卿へ經伺の上、同年四月號外を以て左の二件を公立小學校長、教員に對して論達した。

過般準官等被定候ニ付テハ新聞紙雜誌雜報等ニテ私ニ一切ノ政務ヲ叙述シ又ハ職務ニ關セス公衆ヲ聚メ講談演説ノ席ヲ開クハ不相成筋ニ候條此旨爲心得論達候事

又同時に

過般準官等被定候ニ付テハ商賣營業ノ儀ハ不相成筋ニ候條此旨爲心得論達候事

同年八月乙第三百三十號を以て行政官吏服務紀律の適用を達し、同九月には一般官吏として遵守すべき服務、義務に關する事項を其の筋の達を添へて示達した。左に參照の爲舉ぐることにする。

乙第三百三十號 (明治十五年八月七日)

町村立學校 校長 教員

今般太政官第四十四號ヲ以テ行政官吏服務紀律別紙之通御達相成候條此旨相達候事

太政官達第四拾四號 (明治十五年七月二十七日)

官省院廳府縣

行政官吏服務紀律左ノ通相定候條此旨相達候事

行政官吏服務紀律

- 第一條 凡ソ官吏ハ法律及職制章程ニ從ヒ各其職ヲ盡スヘシ
- 第二條 凡ソ官吏ハ太政大臣又ハ本屬長官ヨリ下ス所ノ達示ヲ循守スヘシ
- 第三條 所屬官ハ事ヲ本屬長官ニ受ケ其命ニ順ヒ職務ヲ執行スヘシ
- 第四條 凡ソ官吏ハ職務ノ内外ヲ論セス廉耻ヲ勵マスコトヲ務ムヘシ
- 第五條 官吏官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ得ス其職ヲ退クノ後ニ於テモ亦同様タルヘシ
- 第六條 官吏本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ直接ト間接トヲ論セス本職ノ外ニ給料ヲ得テ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス
- 第七條 官吏本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其職務ニ關シ他人ノ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス
- 第八條 官吏他人ノ請托ヲ受ケ私ニ徇ヒ公ヲ亂ルコトヲ得ス
- 第九條 官吏本屬長官ノ許可ナクシテ擅ニ職役ヲ離ルルコトヲ得ス及事ニ托シ疾ヲ引キ職事ヲ曠廢スルコトヲ得ス
- 第十條 官吏前ノ各條ニ違ヒ顯狀アル者ハ本屬長官其輕重ニ從ヒ旨ヲ諭シ職ヲ辭セシメ又ハ懲戒例ニ依リ處分スヘシ其功過相補フヲ以テ處分ヲ宥怒スヘシト認ムル者ハ本屬長官其情狀ヲ具シ太政大臣ニ上申シテ量定ヲ請フヘシ
- 第十一條 長官ハ各其所屬官ヲ檢察スルノ務ニ任スヘシ



第十二條 臨時巡察使ヲ派出シテ官吏ノ治績及功過ヲ檢察シ狀ヲ具シテ直チニ太政大臣ニ上申セシムヘシ  
(別紙寫)

太政官達第六拾五號 明治八年四月二十三日

院省使廳 府縣

官吏商賈ノ營業不相成ハ勿論ニ候處其區分判然タラサルニ付自今左ノ通被定候條此旨相達候事  
但從前ノ指令之レニ牴觸スルモノハ廢止ト可心得事

第一條 一、凡ソ官吏タルモノ並ニ其家族トモ他ノ物品ヲ買入レ之ヲ余人ニ賣リテ利ヲ獲ルモノ或ハ他ノ生産ヲ買入レ製作ヲ加ヘ之ヲ販賣シテ利ヲ獲ル等ノ業一切禁止ノ事 但神官教導職區戸長郵便取扱人學區取締役及  
等外吏ノ分ハ此限ニアラス

第二條 一、官吏ノ家族自己ノ財ヲ以テ商賈ノ業ヲ營マント欲スルモノハ分籍別居ノ上相營ムベキ事

第三條 一、左ノ數件ハ商賈ノ業ニアラサルニ付官吏タルモノト雖ヒ制禁ニアラサルコト 但商賈同様ノ店ヲ開クハ不相成候事 一、礦山田地ヲ所有シ其利ヲ獲ル事 一、田地家屋ヲ貸シテ地代宿賃ヲ獲ル事 一、金銀ヲ貸シテ利息ヲ獲ル事 一、所有地ヨリ生スル物産ニ製作ヲ加ヘ賣拂フ事

太政官達第三十七號 明治十四年五月六日

院省使廳 府縣

官吏商業區分ノ義ニ付テハ兼テ相達候趣モ有之候處自今道路河港ノ修築海陸ノ運輸土地ノ開墾及ヒ殖産ノ事業ヲ以テ目的トナシ設置スル會社ノ株主トナルハ不苦候條此旨相達候事

太政官達第百拾九號 明治八年七月七日

院省使廳 府縣

凡ソ官吏タルモノ官報公告ヲ除クノ外新聞紙又ハ雜誌雜報等ニ於テ私ニ一切ノ政務ヲ叙述スルコト不相成候條此旨相達候事 但百般學科ニ係ル叙述ハ此限リニアラス

千葉縣乙第八十二號 明治十五年十月三十一日

町村立小學校 校長 教員

本年本縣乙第六十二號達之通新年紀元天長三大節ハ別紙書式ニ準シ賀表可差出候此旨相達候事

千葉縣令船越衛代理

千葉縣大書記官 岩 佐 爲 春

明治十五年十月三十一日

料紙大奉書ヲ用ユ 郵送ノ分ハ美濃紙薄葉等ヲ用ユルモ妨ケナシ

謹奉賀
新年
紀元
天長節
年月日
千葉縣令何 某殿

公立何學校(校長)  
何等訓導 姓 名

十六年五月文部省號外達を以て官吏懲戒例並に官吏服務紀律を府縣立町村立學校校長教員及び府縣立學校書記へも適用することゝなつた。即ち

官吏懲戒例並ニ行政官吏服務紀律等ノ儀ハ府縣立町村立學校校長教員及府縣立學校書記ヘモ適用スヘキコト勿論ニ候條此旨相達候事



かく教員の品行を重視し、且つ服務規律を厳にしたるは、十年以降政治論として自由民権説旺盛を極め、學校を政治上の演說會に使用し、教員にして政談演說を爲す者あり、慷慨激烈の言辭を弄して民権の自由を主張する著書も續々として現はるゝに至つた。これを以て政府はこれ等の民権論を抑壓すべく、監督を嚴にした爲である。小學教員心得の中に教員タル者ハ常ニ寛厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ就中政治及宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言論ヲナス等ノコトアルヘカラス」と規定したる如きは、其の取締の目的が那邊にあるか、明白である。

當時本縣教員中にも間々政談演說をなす者ありて、一ケ年間縣内に於て政談演說を禁止され、尙ほ内務卿より一ケ年間全國に於て政談演說を禁止申付られ、更に千葉師範學校卒業證書を褫奪されたる者あり、又某教員は、無斷他出して行先不明の爲、擅に職務を離れたる廉にて即日本職を免ぜられ、某教員は失踪し、擅に任地を離れたる爲其の職を免じ、教員免許狀を無効とされる等其の例尠くなかつた。船越縣令は管内教員中にかくの如く服務義務に違反し規律を紊る者あるを以て縣下各學校教員一般に對し左の告諭を發した。

教員ノ任タル句讀ヲ授ケ理義ヲ講スルノミヲ以テ足レリト爲サ、ルナリ必スヤ身ヲ修メ徳ヲ養ヒ一言一行舉止ノ間自ラ生徒ヲシテ省察感化孝悌忠信ノ道ヲ脩メシムルニ在ルハ校ノ縣立町村立ヲ問ハス皆然リトス蓋シ幼年生徒ハ虚心平氣ナルヲ以テ容易ニ外物ノ誘掖ニ感シ且率ヒテ長上ノ爲ス所ニ模倣セントスル特性アリ故ニ之ヲ誘フテ兇險ノ風ニ汚染セシムルハ極テ易ク又之ヲ導キテ善良ナル徳性ヲ涵養セシムルモ亦太々難シトセス要スルニ教員ノ薰陶如何ニ在ル耳故ニ此責ニ任スル者ハ法律ノ以テ檢束セサルトコロト雖モ行爲ニ於テ謹慎戒飭セサルヘカラス而テ教員ノ常ニ體認スヘキ所教授ニ懇到ナルト性行ニ欲沾ナキノミニ止マラス人情ニ通曉シ世故ヲ觀察シ我邦建國ノ體タル

尊 王愛國ノ大義ヲ明ニシ以テ生徒ヲ作興セサルヘカラサルナリ然ラサレハ何ヲ以テ風ヲ敦フシ俗ヲ矯メ國家ノ福祉ヲ増進スルヲ得ヘケンヤ教育ノ世道ニ於ケル其關スル所如斯甚大ナリ教員タルモノ宜ク深省セサルヘカラサルナリ且夫教員ノ職掌タル尋常官吏ニ異ナルアレハ固ヨリ官等ノ高下ヲ以テ服務ノ繁簡輕重ヲ別タス專ラ世人ノ標準トナリテ其信憑ヲ得人材ヲ發育シ風俗ヲ善良ニシ明治聖代ノ德澤ニ報ユルヲ以テ目的トナスヘシ決シテ浮躁輕薄漫リニ政法ヲ是非シ以テ綱紀秩序ヲ紊ラントスルカ如キ言行アルヘカラス苟モ職ヲ我地方ニ奉スル者ニシテ法律規則ハ勿論道德上爲スヘカラサルノ事ヲ爲シ或ハ素行修ラス教員心得ニ戻リ其本分ヲ忘ル、者ナキハ信シテ疑ハサル所ナリ然レトモ千百人中或ハ其人アルニ於テハ彼人ノ子ヲ賊ヒ教育ノ重任ヲ辱シムルナラン各自其レ之ヲ體セヨ

明治十五年十一月十四日

千葉縣令 船越 衛

學校長教員並に學務委員等の私事他行は所管郡役所へ願出へく、忌服は同所へ願出へく、又私事他行願にして病氣出療に係るものは醫案診斷を添ふへく病氣引籠十日に至れば同しく醫案を添へて郡役所へ届出べし以上の他行並に其發程歸着忌引病氣引籠並其出勤等郡役所へ願若くは届出へき書類は、學務委員を経由すべく、氏名變更貫籍轉換等の如き、縣廳へ届出べき者は、學務委員並郡役所を経由すべしと、又學校授業生助手等の行爲は生徒教養上に影響する所尠なからざるにより公立學校に於て右等教授に従事するものはすべて教員に準し不都合これなき様取締るべしと達した。

學校職員甲第八十七號の席次は、これまで別に定つた規定はなかつたが、縣は十六年十一月十七號を以て戸長及び縣立町村立學校職員甲第八十七號の席次は、其の官等に依つて同官等及び其の官等相當の俸給を受くる無等判任官の下席と定められ、尙ほ戸長と學校職員と同等なるときは、戸長を以て上席とすると規定



した。

町村立小學校長職務章程 明治十七年二月 乙第三十六號

- (一)校内ノ事務ヲ總理スル事 但學務委員事務取扱概目ニ掲クル事項ハ此限ニ非ラス (一)訓導以下ノ勤惰能否ヲ監別シ之ヲ學務委員ニ通告スル事 (一)學務委員ニ協議シ生徒入學退學ノ件ヲ調理スル事 (一)生徒ノ受持ヲ定ムル事 (一)生徒試験ヲ監シ及ヒ之ニ卒業證書ヲ授與スル事 (一)生徒ノ訓誡懲罰ニ關スル件ヲ處分スル事 (一)學校諸規則ニ就キ改正ヲ要シ又ハ生徒養成上ノ障碍ヲ認ムル等ノコトアルトキハ學務委員ニ協議シ其改良ノ手續ヲナス事 (一)日誌沿革誌及ヒ生徒養成上ニ關スル諸表簿ヲ調製登錄スル事 (一)校長不在ノ節ハ首席教員共事務ヲ代理スヘシ (一)書籍器械及ヒ其他ノ需用品等ノ調製購求等ヲ要スルトキハ學務委員ニ協議シ其手續ヲナス事

町村立小學校教員職心得 明治十八年三月 乙第五十七號

- (一)明治十四年六月文部省ヨリ達セラレシ小學校教員心得ヲ日常服膺シ恪守實踐スヘキ事 (一)成規ニ據リ生徒ヲ教授シ及試験ヲ執行スル事 (一)教授上補助員ヲ指揮スル事 (一)毎日始業時限十五分前ニ出校シ生徒退校ノ後ニアラサレハ退散スヘカラサル事 (一)管掌ニ係ル學事表簿書籍器械ヲ整理シ之ヲ保存スル事 (一)生徒休憩ノ時間中ハ危険ノ遊戯ヲナサシメサル様其監護ヲ怠ルヘカラサル事 (一)訓誡懲罰ノ處分ヲ要スル生徒アルトキハ意見ヲ校長ヘ開陳スル事 (一)授業中ハ容儀整肅言語爽快專ラ溫和ヲ旨トシ諄々倦マス生徒ヲシテ欣々課業ニ從事セシムル様注意スヘキ事 (一)生徒ヲ遇スルハ懇篤ナルヘク就中幼稚ノ者ニ至リテハ常ニ父母ノ膝下ニアルノ想ヲナサシムル様注意スヘキ事

教員の他府縣進出

明治十六七年頃より長野、群馬、栃木、福島の縣では當時教學振興の熱勃興

し、教員優遇に努めて其の刷新發展を圖りしも、自縣出身の教員のみでは不足を告げ、他府縣より募集し幣を厚うして招聘した。本縣教育の内容は、當時比較的充實し、師範學校の成績も學り、教育會も早く設けられて雑誌も發行し宣傳機關も具はつて居つたので、他府縣人の眼には一段の進歩を映じたものゝ如く、これが爲有爲有能の教員、中にも師範卒業生の優秀なる者續々招聘に應じて進出したのである。世間ではこれ等を「出稼教員」など、嘲つたものも稀にはあつたが、一般教員に對しては却て奮勵の動機を與へた。これ等の人々は卒業生にしても、然らざる者にしても、皆縣内に於て錚々たる教員であつたので、他にいで、も其の縣の小學督業今の視學に同じ。又は大校長の地位を占め、本縣教育者の名聲は到る處好評噴々たるものがあつた。これは明治十六、七年頃より二十年前後までの事で東京をはじめ、前記の諸縣に五六人乃至七八人多きは十餘人も出で居る。卒業生の重なる者では多田房之輔、青柳殿雄、明石吉五郎、海老澤左七郎、齋藤覺次郎、井上齊、佐野盛門、歌川源太郎、加藤智外、飯尾悰太郎、金子近義、水谷篤藏、岩田信助、廣澤桂藏、秋山國太郎、井上廣、土屋通義、池谷則臣、竹山素次、佐野鉦次、安藤松三郎、平山勘次、石川榮司、伊橋平陸、四宮善雄、正木多聞、武光軍藏、堀角彌、多田米次郎、石毛兼吉、加藤寅吉、中島伴次郎等で卒業生外では柴垣久道、島居忠亮、其他の諸氏で前後三十餘人に上つて居る。韓退之の筆法でいへば「伯樂一たび冀北の野を過ぎて良馬空し」の嘆があつた。本縣は當時に於て教員の冀北の野であつたのである。

### 七、小學校補助金

小學校補助金は初め小學校扶助委託金と稱し、學區を扶助し就學の便を得しむる目的を以て、明治



五年學制頒布の際其の額凡三十萬と算し、同六年一月より督學局に於て之を各府縣人口に分頭配付した。其の配付の方法は小學校普及の目的既に定つた府縣は全年分を、其の他は目的定るを期とし其の月よりこれを配付するものとした。同七年四月從來督學局よりの扶助金配付を止め直接文部省より配付した。同八年に至り教育擴張の主旨を以て更に金額を増加して六月までの配付額を三十五萬圓、七月より翌年六月までの一周年(會計年度以下之に倣ふ)の配付額を金七十萬圓と定め同九年二月以來これまで配付方を改めて學齡子女分頭として同十年二月小學校扶助金を小學補助金と改稱した。此の月初めて公立師範學校補助金を一周年金五萬圓の割を以て各府縣人口に分頭配付することに定めた。又小學補助金を減じて一周年金四十二萬五千圓とした。同年十一月補助金支消目を定めて小學補助金は小學校に配付若くは小學校教員給料書籍器械費、營繕費、學區取締給料等とし、同十二年小學補助金を減じて一周年金三十六萬一千三百圓とし、同十二月小學補助金の支消目を改めて教員給料書籍器械費修繕費とし、同十三年小學補助金を更に減じて一周年金二十二萬圓となした。この年十二月教育令の改正によりこれ等の補助金は十三年度即ち翌十四年六月限り廢止することになつた。

以上列記したる如く文部省小學補助金は、政府財政の情勢、事務著手の順序等によりて年々増減はあつたが、其の八年六箇月間に國幣を以て地方の學費を補足した金額は、合計金四百萬五千五百五拾圓餘になる。學制頒布以來學校の設置、子女の就學等日を追うて旺盛となり、遂に我が國の教育が今日の如き狀況に至りたるは國家の氣運の自ら然らしむるものありとはいへ、亦一にこの補助金が年々民力の缺乏を補費し以て學事を獎勵したる効果と謂ふべきである。

小學校補助金		八、學資金	
年 度	配付金額	年 度	配付金額
明治六年	二六六、四二五・二七六	明治七年	二九六、〇四四・八八一
同 八年	七〇〇、九四六・九〇五	同 九年	七〇〇、〇〇〇・〇〇〇
同 十年	五六二、五〇〇・〇〇〇	同 十一年	四二五、〇〇〇・〇〇〇
同 十二年	三七九、三八六・七五二	同 十三年	二九四、四一三・二三八
同十四年半年間	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇		〇一八

(文部省第九年報に據る)

**學資金蓄積法及其の處分方** 學資金蓄積は、學制頒布の當初、小學校設立に際し、夫々其の學校を維持するに足り、且貧民の子女を救護するに足る資金を造成蓄積して、其の利子を以て、永遠に其の經費に充當せんとする目的を以て、計畫したるものにて、明治八年以後、縣は學資金規則を定め、學區取締、區戶長等専らこれが勸誘、斡旋怠らず、漸く其の旨趣を貫徹し、各學校所定の金額を得たのであつた。然るに最初募集の際寄附者をして、成るべく其の負擔を輕からしめやうとする爲、其の寄附金は直に正金を出さしめないで、預り證書、又は借用證書を出し、寄附者に於て其の金を預り、又は借用する姿に作りて、其の利子を寄附者より徵收することにしたのである。これがはじめ四五年間は、各學區共延納なくよく實行されたが、歲月の久しきに及んでは眞實預らない、又は借用せない金の利子を徵收さるゝ思をなした。又右の資金は、名は有志者の寄付なれども其の實は、各人の身元に應



じて、公課同様に税金するものなるに依り、年月を経る間に、寄附者本人の身上に榮枯浮沈ありて、昔日の富豪、今時必ずしも富裕でない。これに反して、昨の貧者、今必ずしも貧乏でない。寧ろ貧富地を易ふる者珍しくない。當時貧しきを以て寄附金少きもの、今日は昔日の富豪よりも却つて其の富を増したるも、寄附金は依然として寡少なるを以て、募集の方法均衡を失するとの苦情續出して、其の利子を延滞し、甚しきはこれを支拂はざるものを生じた。これは明治十三年頃縣内一般の状況であるが、之を挽回維持せんとするには、資金の方法を改むる外ないとして、各郡役所に於て夫々處分方を講じた。海上、匝瑳郡長より縣に伺書を出したものは左の如し。

學資金處分ノ義ニ付伺

本郡役所管理内各公立小學校之儀ハ一二校ヲ除キ餘ハ悉ク衰頽不振甚シキハ閉校セントスル者モ有之ニ付通朴義今般各戸長役場巡回之際實地夫々取調候處何レモ學資金延滞教員ノ給料タモ支出スル能ハサルヨリ遂ニ今日之委ニ立至リ候義ニ有之(中略)今日之ヲ挽回維持セントスルニハ資金ノ方法ヲ改ムルノ外無之ト思考候ニ付此際左ノ目的ヲ以テ資金ノ處分ヲ遂ケ申度

一 寄附金額僅少ナル分ハ此際一時ニ出金セシムルコト 但金額ハ村々ノ情態ニ依リ差異アリト雖モ五圓乃至一圓以上ノ見込ニ候事

一 寄附金額多キ者ハ必ス富有ノ者ナルニ付一時ニ出金セシムルモ差支無之條理ニハ候得共富有ナル者ニハ利子延滞モ少ク又平生學事ニ付苦情モ少ナキモノナルニ依リ是等ノ類ハ金額ニ依リ此際半額又ハ三分ノ一ヲ出金セシムル事

但寄附人自ラ悉皆出金センコトヲ請フモノハ本文ノ限ニ無之候

一 前二條ノ如ク處分スルニハ實際貧困ナル者ハ寄附金ノ全額又ハ幾分ヲ棄捐セサレハ到底處分方差支可申ニ付其

學校資金總額ノ凡一割以下ヲ目途トシ便宜棄捐學校ノ損失ニ相立度事

但現今ノ利子八年一割ナルニ付今現金ヲ貸付又ハ預クルトキハ其利子年一割二分乃至一割五分流通相成ニ付

假令資金ハ一割ヲ減スルモ利子ハ減少不致見込ニ候事

前條々ノ如ク處分スルハ少シク苛刻ニ涉ルノ嫌有之候得共目下農民ノ富裕ナルニ三年前ニ比スレハ殆ント天淵ノ差

アルニ付今日僅少ノ金員ヲ出スモ生計ニ差支ルモノ等ハ決シテ無之見込ニ候事

右相伺候條御差支モ無之候ハ、迅速御允裁被下度候也

明治十三年十月二十三日

海上匝瑳郡長 河野 通 朴

千葉縣令 船越 衛殿

指 令

書面ノ旨趣ニ據リ學資寄附人へ説諭候儀ハ不苦尤當初該資金ノ成立ヲ了知シ聊強迫ニ涉ラサル様注意スヘシ

明治十三年十一月五日

千葉縣令 船越 衛

又香取郡長は、學資金監理方につき、左の通り郡治内戸長、學務委員に達した。即ち

乾第一號

公立小學校經費ノ義ハ夫々支辨ノ方法相立居候處近來物價騰貴致シ爲メニ會計困難ノ向モ有之哉ニ相聞且ツ資本金各寄附主ニ於テ預リ置該利子月々差出候分家運盛衰ニ依リ今日ニ至リ負荷其當ヲ得ス利子差出方停滯致候向モ有之哉ニ相聞學事ノ隆替ニ關シ不容易義ニ候條月々經費不足又ハ校舍建築修繕等ニ差支ル向ハ早々資本金増募又ハ其他確實ノ方法相立可伺出家運盛衰ニ因リ各自預リ置ノ寄附金利子停滯等ノ義ハ畢竟無謂筋ニ候得共事實無餘義向ハ更



第四章 初等教育

ニ適應ノ方法 甲ノ寄附金額幾分ヲ棄捐シ殘額一時徵收乙ノ寄附金額ヲ増加シ甲ノ棄捐金高ヲ填補スルノ類

相立可伺出候此旨相達候事

明治十四年一月五日

千葉縣香取郡長 吉田 謹爾

明治十二年十二月現在の各郡別資本金額は左の通り

各郡小學校資本金額表 (明治十二年十二月現在)

郡名	校數	學資	金	郡名	校數	學資	金
安房	八	三七、五〇〇	四六〇	平	三三	四七、五一八	〇二〇
長狹	三〇	三五、五二七	八〇〇	天羽	二四	三八、九一三	二九〇
望陀	二四	七〇、七三七	九二〇	夷隅	六五	七九、八九九	二八九
長柄	四三	一五、二五七	〇四〇	山邊	四七	五一、五一七	三〇二
市原	五一	一五七、一五四	九九七	千葉	五〇	三二、四〇四	九二四
印旛	七八	四三、七七五	〇〇六	南相馬	一七	一四、四六七	五七五
香取	六六	九七、八二八	四三〇	匝瑳	二〇	二九、四八五	一一三
計	七三〇	九三三、六〇〇	〇九八	海上	一九	三三、九四二	八八二

學資金處分方に付ては學事の進否に關する重要な問題なるを以て明治十二年以降各郡長は吏員を派してこれが解決に務めたるも當初資金勸誘の際其の造成方を誤り其の寄附金を徵收納付せしめず直に寄附者本人に預入り又は貸付の形をなしたるが爲後來これが禍因となりこれを整理處分せざれば資金あれども無きが如く名ありて實なきに至つた。依つて縣は其の處分方につきて文部省に伺ひを出した。即ち

一學區内ニ於テ公立小學校維持ノ爲メ有志者ヨリ若干ノ資金ヲ寄附シ而シテ學校ト寄附者ノ都合ニヨリ其元金ハ寄附者本人之ヲ預リ月々該出金額ニ對スル幾分ノ割合ヲ以テ利子ヲ出スモノアリ官ヨリハ寄附金額ニ對シ既ニ相當ノ賞賜セラレタリ然ルニ寄附者ノ身上榮枯アルニヨリ昨年拾圓ノ利子ヲ出金シ得タルモ今年ハ壹圓ノ利子ヲ出ス能ハサルニ至リ竟ニ利子ヲ延納スルモノアリ自然學校ノ盛衰ニ關係シ其他種々ノ情況アルニヨリ其預リタル元金ヲ年賦返納又ハ元金ノ幾分ヲ返納セシメ其殘額ヲ棄捐シ永世維持ノ方法ヲ立テシメントスルモ家産ノ衰頹ニ陥リタルヲ以テ預リ金ノ幾分ヲ返納スルコト能ハサルモノアリ此等ハ法理ヨリ之ヲ論スレハ身代限ノ處分ニテ止ムヘキ筋ナレトモ當初義務上ヨリ成リ立チシモノナレハ道德上ニ於テ如何ニモ忍ビ難ク且斷然之ヲ處分スルトキハ却テ學校ノ隆盛ニ障害ヲ來スノ懼レアリ右ノ場合ニ於テ學區聯合町村會ニ於テ右寄附ヲ以テ成立チタル從前ノ資金ヲ棄捐シ小學校ノ經費ニ充分ノ見込ヲ立テ學區内町村ノ協議費ヲ以テ支辨セント議決シ認可ヲ乞フモノアルトキハ學區内ノ情況ノ切實ナルニ出ルモノト視認候ハ、認可致シ可然儀トハ存候得共爲念相伺候條至急御指揮有之度候也

明治十五年十月十一日

千葉縣令 船越 衛

文部卿 福岡孝弟殿

書面伺之通

明治十五年十一月一日 回

學資金處分方に付ては、學區聯合町村會又は町村會に於てこれを決議し認可を乞ふ者に對しては、既に文部省へ經伺濟なるも、右は學事の盛衰に關し影響する所少からざるを以て、慎重に考慮し一應郡長に諮問したる上左案の通り決行せんとした。

學資寄附金之儀ニ付諮問

第四章 初等教育



學資寄附金之儀ハ從前其寄附本人ニ預ケ該金額ニ對スル利子ヲ徵收シテ小學資金ニ充用スルノ慣行タリシカ歷年ノ久キ寄附本人ノ身上ニ榮枯浮沈アリ又ハ其他ノ情況アリテ當初首肯セシ寄附金ノ利子タモ猶ホ今日ニ於テ上納シ能ハサルモノ往々ニ之アリ況ヤ其元金ヲ一時ニ返納セシムルニ於テハ實際ニ行ハレ難キハ又不得巳ノ勢ナリ故ニ學資金ニ苦情アル町村ハ其ノ意嚮ニ從ヒ處分セサレハ教育上言ヘカラサルノ弊害ヲ他日ニ釀成セントス依テ可成從前ノ學資金ヲ以テ維持セシメ不得止情況アリ學區町村會ノ議決ヲ以テ學資金組織變換ノ儀願出ツルニ於テハ左ノ數種ノモノハ許可セントス此ノ旨諮詢ス

從前學資寄附金處分方法

- 第一 資力アル者ハ一時之ヲ徵收シ資力ナキ者ハ之ヲ棄捐シ該徵收金ヲ積ンデ其利子ヲ學資ニ充用シ猶ホ資金ノ不足ナルモノハ協議費ヲ以テ補充スルモノ
  - 第二 寄附金ヲ無利息五年賦若クハ十年賦トナシ其年賦金ハ之ヲ校費ニ支消シ有餘ハ之ヲ積立別途ニ該年賦滿期ノ後學資ヲ支辨スルニ足ルヘキ資金ヲ蓄積スルモノ
  - 第三 從前ノ寄附金ヲ悉皆棄捐シ更ニ該寄附金總額ヨリ生スル一年間ノ利子ニ比シ其利金ノ額ニ貳割以上寄附金總額一千圓ニシテ此利子ヲ金百圓トシ之レニ二割ヲ加フレハ即チ百二十圓ナリヲ增加セシ金ヲ協議費ヨリ支出スルモノ
  - 第四 前三ケ條中ノ二ケ條若クハ三ケ條ヲ通シテ其趣旨ヲ斟酌シ前途ノ維持充分ナルモノ
- 右諮詢に徴シ夫々答申を得たるを以て、各郡役所に對し内達したるものは、左の通り
- 從前學資寄附金之儀ニ付往々申出之趣モ有之候處右寄附金ノ性質ニテハ學校ヲ維持シ難キ情況有之聯合町村會又町村會ノ決議ヲ以テ組織變換之儀願出候節ハ別紙方法ニ照準シ詳細調査ノ上具申可致此旨及内達候也

明治十六年二月十七日

縣 令

郡 長 宛

(別紙方法ハ諮詢案ト大同小異ニツキ省略ス)

是に於て、多年學校經理上の痛であつた學資金の難問題は漸く打開し、爾後數年の間に悉く解消した。而しこれが爲基本財産を有する學校は、一郡内に於て僅に指を屈するに過ぎない程になつた。

九、教育思想界の概況

道德教育の振興

本期に於ける明治十二三年頃より二十年前後に至るまでの我が國の教育界は、其の思想に於て又其の施設に於て動搖息まず、全く混亂時代であつた。殊に道德教育に於て最も然りとする。十三年の教育令は從來智育の一方にのみ偏して一般に道德方面を閑却する傾向があつたのを一變し、漸く道德教育に重きを置き、修身を諸教科の首位に置き、爾來この主義を變更することがなかつた。小學校教則綱領を制定して教育令實施の方法を示し、修身科教授要旨を明かにして次の如く規定した。

初等科ニ於テハ主トシテ簡易ノ格言事實等ニ就キ中等科及高等科ニ於テハ主トシテ稍々高尚ノ格言事實等ニ就テ兒童ノ徳性ヲ涵養スヘシ又兼テ作法ヲ授ケンコトヲ要ス

其の外修身科の教授時數を増加して一週三時間とし之を半時間づゝ一週六回教授することにした。かくて實用本位に流れたのを幾分か中和しようとした。小學教育の徹底を圖る爲に時の文部卿福岡孝弟は小學校教員心得を布達して教員日常實踐恪守すべき要項を定め、教師の規箴とすべきを指示したなどは、一面には民權論に對する警戒であつたが、他の方面からは我が教育界が實用



主義、主知主義の外に道德教育の尊重すべきことに氣づいたとも見られる。

修身教科書の編纂 この時代に於て特に注目し値するは修身教科書の編纂である。これまで「學制」時代よりの教科書で童蒙教草、伊蘇普物語、勸善訓蒙、性法略、勸懲雜話、智氏家訓の如き翻譯書を用ひて居つたが、漸く我が國固有の道德思想を喚起し、歐化主義に對抗した。文部卿福岡孝弟は儒教主義に依つて和漢の賢哲の格言を羅列した格言集といふべき修身書を採用し、各府縣に向つて修身書編纂大意を示して其の教授要旨を明にした。

明治十五年六月 左に掲ぐ。

小學修身書編纂方大意

一 我天祖手ツカラ神器ヲ天孫ニ傳ヘ神武天皇大ニ匪類ヲ掃蕩シ國土ヲ平定シ萬世一系ノ皇基是ニ於テカ建ツ中世以還乾綱紐ヲ解キ大權漸ク武門ニ歸セシモ天位ノ尊會テ一日ノ如ク君臣上下ノ分儼然トシテ犯スヘカラサル此ニ二千五百有餘年

今上陛下始テ宸極ニ御シ大政古ニ復シ百度維レ新ニ寶祚ノ隆盛天壤ト極リ無キヲ見ル國民タル者亦祖孫相承ケ皇家ト終始ス均ク是レ 天祖ノ遺民寧ロ其由ル所ヲ考ヘ其報スル所ヲ思ハサルモノアラシヤ學校ニ從事スル者ハ宜ク先我國體ヲ明ニシ幼穉ヲシテ夙ニ大義ノ在ル所ヲ辨セシメ其尊王愛國ノ心ヲ養成スルヲ以テ一大主腦ト爲スベシ

一 修身ノ主義ヲ講シ明德ノ道理ヲ究ムルハ小學ノ區域ニ非ス小學ニ在テハ只穉幼ヲシテ入徳ノ門戸ヲ認得シ道德ヲ信用敬重セシムルヲ要トス仲尼モ由ラシム可シ知ラシム可カラスト云ヘルハ特ニ中人以下ニ就テ之ヲ言ヘリ兒童ハ眼界狹窄知見偏小ニシテ思惟力未タ十分ニ暢達セサルカ故ニ主トシテ是ニ由ラシメザルベカラザルナリ今小學修身科中道德ノ主義ヲ定ムルニハ首トシテ父兄ノ最モ信用スル所子弟ノ最モ敬重スル所ニ著眼セサル可

ラズ我國中世以還上下ニ通シテ一般ニ其勢力ヲ得タルハ則儒教ナリ佛教ノ如キハ夙ニ世上ニ流布シテ大ニ人心ニ感染セシモ多クハ下等社會ノ信向ニ歸スルヲ以テ若シ人口ニ就テ之ヲ論スルハ其普及スル所或ハ儒教ヨリ多數ノ信向者ヲ得ヘケレモ其勢力ヲ論スレハ却テ儒教ニアリト云ハサルヲ得ス且德育ヲ先ニシテ知育體育共ニ完備セシムヘキ普通一般ノ小學ニシテ其德育全體ヲ一ノ宗教ニ委スルヲ得サルハ論辨ヲ缺タスシテ明白ナリ儒教ハ之ヲ漢土ニ假借スル者ト雖モ而カモ皇國固有ノ道理ト緊接密合シテ以テ久シク我風化ノ開進ヲ補翼シ重要ノ樞機ヲ占メ盛大ノ影響ヲ現シ併セテ文物制度ノ光彩ヲ煥發暢達シ上下古今ニ亘リテ父子君臣夫婦長幼朋友等凡全國社會ノ倫理綱常ヲ扶植維持スル所ノ勢力ヲ保有セルハ今日ニ在テ全然我所有ニ歸セリト爲スモ殆ント之ヲ怪シム者ナキニ至レリ儒教ノ我世道人心ニ向テ信用敬重ヲ與ヘタルヲ殷盛ナリト謂ヘシ而今此儒教ヲ取テ之ヲ用ユルヤ必ス先ツ初學ヲシテ我萬世一系ノ天胤ヲ尊崇シ金匱無缺ノ 帝國ヲ愛重スルノ志氣ヲ涵養セシメサル可ラズ故ニ首トシテ本邦 聖主賢哲ノ嘉言善行ヲ選擇シ之ニ交ユルニ漢土聖賢ノ言行中ニ於テ特ニ我風教ヲ裨補スヘキ者ヲ摘撮シ參伍取舍シテ以テ修身教授書ヲ編纂スレハ其尊王愛國ノ理義ヲ啓迪シ修身齊家ノ要訓ヲ服膺セシムルニ於テ得ルコトアルニ庶幾カラシ

一 輓近歐米凡百ノ學藝我國ニ入り尋テ其修身學科ヲ傳ヘシモ流布未ダ廣カラス信用甚タ切ナラズ且我國ノ歐米各國ニ於ケル土地風習素ヨリ異ニシテ邦制事情亦自カラ同シカラザレハ彼ノ修身學科ヲ踏襲シテ之ヲ我普通小學ノ教育ニ專用スレハ方枘圓鑿相容レザルノミナラズ到底弊害ノ多キヲ免レザルベキナリ

一 本邦儒教ヲ以テ士大夫以上ノ學問ト定メタルコト殆ト千有餘年今日ニ至ル迄君臣上下ノ名分心術品行ノ模範一ニ儒教ニ依ラザルハナシ今其教ヲ舉行スルハ決シテ新ヲ撰ヒ奇ヲ採ル者ニ非ザルナリ

一 小學修身ノ教訓ハ畢竟涵養ヲ主トスルガ故ニ其臨時會得感悟ノ用ニ供スルコト能ハザルモ多ク聖賢ノ格言ヲ記得



- セシメバ自然ニ其涵養ヲ助ケ其有察ニ資シ又事ニ臨ミ所決ヲ取ルノ基礎トナルヘク且後來中平ノ修行ヲ缺ク者ト雖ヒ事ニ當リテ其格言自カラ開導ノ用ヲ爲スヘシ
- 一 小學修身ノ教授ハ修身學ヲ研究セシムルニ非ズ信用謹慎畏敬愛望ノ諸感覺ヲ誘導スルニアリ
  - 一 小學修身ノ教授ニハ勉メテ理論的ノ言ヲ避クヘシ
  - 一 小學修身ノ教授ニハ勉メテ學派ノ爭論ニ涉レル言語ヲ避クベシ
  - 一 往時教育ハ道德ヲ主トシテ知學ニ及ハス近時教育ハ技藝ヲ先ニシテ道德ヲ後ニス各偏スル所アリ蓋シ時勢ノ然ラシムル所ト雖ヒ今日ニ在テハ道德ヲ先ニシテ知學之ニ次ギ必ズ一ニ偏スベカラズ是レ其修身ヲ以テ諸科ノ最第一ニ置ク所以ナリ
  - 一 初等科第一年前期ハ口授ニ止ム初等科ノ口授ハ修身書中ニ掲載シタル聖賢ノ言行若シクハ嘉言ヲ取り勉メテ平易ノ語ヲ用ヒテ演シ粗ヨリ精ニ及ホスヲ要ス
  - 一 初等科第一年後期ヨリ口授ニ雜ユルニ誦讀ヲ以テス
  - 一 小學ノ修身科ハ誦讀ト口授トヲ兼用フヘシ其誦讀ノ爲メニハ必ス教科書ヲ編纂シ口授ノ爲メニモ亦其用書ヲ編纂センコトヲ要ス
  - 一 修身教科書ハ生徒ヲシテ之ヲ誦讀セシムベシ
  - 一 編纂ノ體裁ハ各種ノ節目ヲ分タズシテ上中下或ハ一二三等ノ條項ヲ定メテ彙倫ヲ叙述シタル言語ヲシテ通篇ニ交互錯載セシムベシ唯授業ノ順序ト義理ノ淺深トニ因テ序次ヲ定メ簡短ヨリ繁長ニ至ランコトヲ要ス
  - 一 小學修身教科書並ニ口授ノ用書ハ固ヨリ之ヲ漢ニ求メザルニ非レトモ要スル所ハ皇國ヲ本トシテ漢ニ及ブベシ
  - 一 修身ノ書ハ固ヨリ嘉言善行並ニ學グルヲ宜シトスト雖ヒ小學ノ修身教科書ニ善行ヲ記セントスルニハ二ノ障礙積スルモ可ナリ

アリ一ハ善行ハ嘉言ニ比スレハ其紀事ノ文或ハ冗長ニシテ爲メニ書中ノ紙數ヲ増加スルノ憂アリ二ハ古人ノ善行著明ニシテ典籍ニ存スルモノ或ハ偏倚スル所アリテ往々中庸ニ適ハザルモノアルノ患アリ故ニ今此修身教科書ヲ編成スルニハ專ラ聖賢ノ嘉言ヲ學ケ生徒ヲシテ之ヲ誦讀セシメ其善行ノ如キハ之ヲ別録トシ(但シ適當ナル嘉言ヲ雜ユルモ亦可ナリ)口授ノ用ニ供スルヲ以テ宜シトス尤モ口授ノ用書ハ教科書ト異ナレハ漸ヲ以テ卷帙ヲ増積スベシ蓋シ教育ノ道ハ一端整然萬篇一律ナルヲ要スレヒ其大本大旨既ニ一定スレハ隨テ之カ卷帙ヲ増積スルモ可ナリ

- 一 口授ノ用書ハ古人ノ嘉言善行併セ取ルベシト雖ヒ首トシテ善行ノ人聽ヲ聳動シ善心ヲ感發スベキ者ヲ採輯スベシ
- 一 男子ト女子トハ體質品性ヨリ生涯ノ事業ニ至ル迄皆同ジカラザレバ小學ノ修身書ハ男兒ニ用フルト女兒ニ用フルトノ二種ヲ設クベシト雖ヒ何如セン小學初中等悉ク全國一般ニ男女教場ヲ異ニスルハ學校經濟ノ能ク容ル、處ニ非ザルヲ以テ不得已初等科ノミハ男女一様ノ修身書ヲ用フベシ

**幼學綱要の頒布** 明治十二年夏秋の間侍講元田永孚翁が經筵に侍つた時に、長くも明治天皇より親しく幼學綱要の撰修を命じ賜ひ侍講は爾來聖諭を奉じて、其の事に従ひ十四年に至りて其の稿成り之を奏進したるものにして、實に明治二十三年十月下し賜へる教育勅語の先容をなしたるものといふべく、日本の教學史に於て定に重要なものである。本書はすべて七卷で其の中に掲げたる要目は

孝行、忠節、和順、友愛、信義、勤學、立志、誠實、仁慈、禮讓、儉素。忍耐、貞操、廉潔、敏智、剛勇、公平、度量、識斷、勉職



の二十項目にして當時の教科書は多く外國の教科書の翻譯であつた。理科や數學等の教科書は大して缺陷はないが、修身、國語に至つては國民教育の根本的問題であるので明治天皇は學校訓育の目標にとの御勅諭から各學校に頒賜されたのである。左に元田侍講の序文を掲ぐ。これを讀む者、如何に聖慮の深遠にして教學の厚きに感激せざるものなからん。

幼學綱要序

元田 永孚

明治十二年夏秋之間、臣永孚侍經筵。皇上親諭曰、教學之要、在明本末。本末明則民志定。民志定、而天下安。爲之莫先於幼學。汝與文學之臣、宜編一書、以便幼學也。臣誠恐奉勅、謹審聖意之所、在蓋我祖宗繼天建極、教人化民、莫一不出於至誠。是以民皆純一正直、父子之親篤、而君臣之義明矣。自六經傳我、仁義道德之說益々明愈々廣。雖世運隆替、學科迭興、而至教之要、則莫復加焉。夫本於道德、而達於知識、始於彝倫、而及於事業、教學之要也。故道之以仁義、教之以忠孝、使天下之民志一定於茲、則其智之所進、其才之所成、發於言辭、顯於行實、施爲事業者、莫不出於仁義忠孝也。苟志向未定、而專知識才藝之務、則頽德性、傷教化。其害不可勝言。達觀宇內、其稱華夏稱文明者、猶不免叛亂。是無他。先智力、而後仁義也。苟後仁義而智力是競、則甲乙相軋、上下交々爭、不奪不饜。其如是、則天下之亂、何以止哉。夫三尺之童、知死於忠孝者、我邦固有之俗也。豈非以列聖之所崇在此、而習慣之久也耶。風移俗易、民唯務於智識才藝、棄本趨末、遂將至不知仁義忠孝之爲何物。則其弊害果何所底止哉。今幼穉之兒、智慧未定、慣染猶淺。於是時先教之以仁義忠孝之道、浸漬涵蓄、習與性成、道德由是以淳、彝倫由是以正、而風俗之美、聲教之懿、將有度越上世、而冠絕宇內者矣。聖意懇到如此。誰敢不感激、輒與文學諸員相議、謹擇古今言行之關於彝倫道德、而近切於幼童者、編纂訂正以上焉。辱賜勅覽、令錄梓以布世。嗚呼、皇上憂世愛

民之意深。故垂教道人之方至。但臣等學淺識陋、不足以副聖意之萬一、所以深恐悚也。然觀者由是書、以知本末先後之不可紊、講習匪懈、俛焉竭職、則於所以奉聖旨報國恩之道、庶幾乎不差矣。若夫發揚薰陶、以成德性、則又有望乎教導之人云。明治十四年辛巳六月、一等侍講正五位臣元田永孚謹撰

軍人勅諭の渙發 十五年一月又軍人に勅諭を下し賜ひ、軍人は忠節を盡すべきこと、禮義を正しくすべきこと、武勇を尙ぶべきこと、信義を重んずべきこと、質素を旨とすべきことを示し賜ふ。この勅諭は爾來軍人の精神教育の經典となり士氣振作の生命となつた。この勅諭の御趣旨を擴充し奉れば、單に軍人のみならず一般國民道德の綱領を宣示されたものと稱するを得べく國民皆兵の我が國の制度に於ては道德教育上其の取扱につきて最も尊重すべきである。謹んで左に掲ぐ。

(別紙)

勅諭寫

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ひ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しらしめ給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ひ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふことありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徵兵はいつともなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれば人力もて挽回すへきにあらすとはいひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺聞しき次第なり



き降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖  
仁孝天皇 皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けられ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將  
軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経して海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼あり  
て朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併 我臣民の其心に順逆の 理を辨へ  
大義の重きを知るか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制  
を今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て  
臣下に委ぬへきものにあらす子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以  
降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰  
きてこそ其親は特に深かるべき朕か國家を保護して上天の惠に應じ祖宗の恩に報いまらする事を得るも得ざるも汝  
等軍人か其職を盡すと盡さるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚  
りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生  
は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事  
こそあれいてや之を左に述へむ

一 軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者  
は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術  
に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同  
かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず  
政治に拘らす只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて

不覺を取り汚名を受くるなかれ

一 軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同  
列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すへきものそ下級のものは上官の命を承ること實は  
直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらすとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては  
總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからす公務の爲に威嚴を主とす  
る時は格別なれども其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものに  
して禮儀を紊り上を敬はす下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには嘗に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲に  
もゆるし難き罪人なるへし

一 軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふ  
まし況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきさはあれ武勇には大勇あり小勇あ  
りて同からす血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽  
力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れす己か武職を盡さむこそ誠の大勇には  
あれされは武勇を尙ふものは常々人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛  
威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一 軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りて  
あらんこと難かるへし信とは己が言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思はし始より  
其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて  
信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ是非を考



へ其言は所詮踐むへからずと知り其義はとでも守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一 軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華麗の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて彘に免黜條例を施行し略此事を誡め置きつれど猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心だに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一人の懌のみならんや

明治十五年一月四日

彘には論語を用ひることを許さないで専ら西洋の修身書を講じたのであつたが、今は主として儒教に基いて、經書中の嘉言古今賢哲の言行等を誦讀して教授することゝなつた。これより歐米翻譯の修身教科書は殆ど述を絶つに至つた。明治十四年十月及其の以後の本縣小學教科書に掲げられた修身書は初等科に、小杉恒太郎編千葉師範學校長初學修身訓、木澤成肅編纂修身幼訓、龜谷行編

修身兒訓、中等科に西村茂樹撰錄小學修身訓、吉見經編千葉師範學校二等教諭修身論略、高等科に土岐政孝述修身訓、貝原益軒原著刪定家道訓であつた。此等教科書中初學修身訓、修身幼訓、修身兒訓、小學修身訓の如き和漢賢哲格言集とでもいふべきもの、修身論略、修身訓、修身論、修身訓の如き倫理學の體裁に記述したるもの、家道訓の如き古典的で高尚過ぎるものであつた。編纂記述の體裁統制を缺き兒童の實際生活に適應したものは少なかつた。かくの如く本期に於ける道德教育は歐米文化の美に憧憬して自國固有の道德あるを忘れて顧みざる者あるに反し、一方には其の歐化熱漸く冷めて儒教主義を振張せんとする思潮を形成し、全く混亂時代といふべきである。

體操と音樂熱の高潮 其の他本期に於て新奇の現象として特に世人の注意を惹起せるは體操と音樂の教授を始めたことである。これまで法令の上にはこれ等の教科の明文はあるも實際にはこれを教授する適當の教員がないので當分缺いてあつた。本縣では明治十五年十二月體操傳習所卒業生馬場壽を師範學校、中學校の助教諭に任じてより始めて兩校及女子師範學校に體操科を新設した。これより體操術進歩し、十七八年の頃には全縣下の小學校に普及し到る處體操熱旺盛となり隨て體育の機運勃興するに至つた。音樂は明治十六七年頃より音樂唱歌を實施せんとし、文部省に伺出のもの續出するも、同省にては施設の準備充分整はされば、教育上却て害ありとし、これを實施するには慎重に其の方法を取調たる上着手すべしと普通學務局長より各府縣に左の通牒を發した。

音樂唱歌ノ教育上ニ裨益アルハ勿論ニ候へ共苟モ教授ノ順序樂器ノ適否樂譜歌曲ノ撰擇等ヲ慎マス施設ノ方法宜ヲ得サルトキハ却テ教育上弊害可有之儀ニ付小學校教則綱領師範學校中學校教則大綱ニモ該科ハ教授法等ノ整フヲ待



テ之ヲ設クヘキ旨掲載シ當省ニ於テ專ラ實施ノ順序方法等取調中ニ有之該科ノ實施ハ殊ニ慎重ヲ加フヘキ儀ニ候條  
貴縣學校ニ於テ準備相整ヘ候上音樂唱歌ヲ實施セントシテ御伺出之節ハ樂曲及樂器ノ種類教員ノ學力履歷教授ノ方  
法順序等總テ實施ノ手續詳細取調御申出相成度此旨爲念及御通牒候也

明治十六年五月二十四日

普通學務局長 文部大書記官 辻

新 次

千葉縣令 船 越 衛殿

文部省は更に音樂唱歌の施設を慎重に考慮し、苟もこれを着手する前、些の遺漏なきやう注意を  
促した。左に

貴縣學校ニ於テ準備相整候上音樂唱歌ヲ實施セントスルノ際御伺出可相成事項先般及御通牒候處從來準備ノ爲樂器  
等購求相成候向モ有之候様聞及候然ルニ樂器ノ適否ハ勿論其他準備ノ得失御實施上緊密ノ關係ヲ有シ忽ニスヘカラ  
サル儀ニ候條前以テ當省音樂取調掛ヘ御打合相成候方可然存候將又先般及御通牒候旨趣ハ該科ノ儀ハ新設ニ係リ諸  
事不整ノ際苟モ輕忽ニ實施候テハ却テ教育上弊害可有之ニ付精々慎重ヲ加ヘ徐々着手相成可然省議ヲ以申進候儀ニ  
有之候條其邊御了知有之度此段爲念申添候也

明治十六年七月六日

普通學務局長 文部大書記官 辻

新 次

千葉縣令 船 越 衛殿

作文教授の注意 尙ほ最も奇異の感あるは、小學校作文綴方教授について文部卿より注意した  
ることである。當時の作文教授は教師が模範文を與へて兒童に模倣せしめたるに過ぎないので、兒  
童自己の思想を表出させることは少ない。殊にこの頃小學兒童や青年を相手とする文學雜誌が流

行し時には懸賞を以て募集するものである。少青年は好んで投書し十四五歳にし一瓢を携へ  
て山野に遊ぶとか興に乗じて歸るを忘るとかの類の語句をならべたもので弊害も少くない。左に  
普通學務局長の通牒及文部卿の諭告を掲ぐ。

小學科作文ノ要旨ハ平易着實ヲ主トシ口上書類及近易ノ事實ヲ記スル文等ノ如キ專ラ日常應用ニ慣レシム  
ルニアリテ徒ニ高尚ニ馳セ浮華ニ流ル、ハ教育上最モ戒ムヘキ儀ニ候處近來小學生徒ニシテ詩作又ハ人物ノ評論花  
月遊戯ノ文等ヲ諸雜誌ヘ寄送スルモノ往々有之右ハ素ヨリ小學校ニ於テ教授セルモノニハ有之間敷トハ存候得共猶  
學校監督教授ノ任ニアルモノハ勿論父兄ニ於テモ一層注意ヲ加ヘ弊害無之様平素教導可致旨御示諭有之度此段及御  
通牒候也

明治十七年一月十七日

普通學務局長 文部大書記官 辻

新 次

縣 令 宛

論 告

小學科作文ノ要旨ハ平易着實ヲ主トシ口上書類及近易ノ事實ヲ記述セシムル等專ラ日常應用ニ慣レシムル  
ニアリテ徒ニ高尚ニ馳セ浮華ニ流ル、ハ教育上最モ戒慎スヘキ儀ニ候處近來小學校ニシテ詩作文史論又ハ花月遊戯ノ  
文等ヲ諸雜誌ニ寄送スル者往々有之趣右ハ素ヨリ小學校ニ於テ教授セル限ニハ有之間敷候得共猶學校監督教授ノ任  
ニアルモノ篤ク注意ヲ加ヘ虚飾ヲ崇尙スルノ惡習ニ浸染セシメサル様平素教導可致此旨諭告候事

明治十七年一月十二日

文部卿 大 木 喬 任

船越本縣令は右と同文を以て町村立小學校校長同訓導私立小學校教員に對して示諭し、郡役所戸  
長役場、學務委員へ乙第十二號を以て夫々注意すべしと、同年一月二十二日嚴重に令達した。



【参 考】

體操及音楽の實施經營の當初はいづれも珍しく迎へられたもので當時の狀況の一端を知るに便なれば左に千葉教育雑誌より抄録す。

體操の功と題し、明治十六年七月十日發行の「千葉教育雑誌」に千葉師範學校並に千葉中學校にては、本年一月以來體操教師馬場壽を聘して生徒に體操を授けられしに、其の功驗著しくして大に患者の數を減じ、殊に胃腸病の如きは地を拂ふに至つた。今明治十四年より十六年中に至る二週間以上患者の統計を得たれば左に掲ぐ。

明治十四年中	二週間以上患者	十一名
同 十五年中	同 上	十二名
同 十六年中	同上 (但六ヶ月)	二名

琴を以て唱歌を授くる事

(明治十六年三月十日發行千葉教育雑誌)

木 下 邦 昌

唱歌の徳性涵養に必須なるは人々の信する所なり、余や常に其の實施の一日も速かならんことを希望して止まず、然れども如何せん其の樂器たるや「ピアノ」數百圓「ラルガン」は五六十圓、「バイオリン」は三四十圓の高價なれば到底現時の小學校に望むべからず、是を以て苦慮すること茲に久しかりしがこの頃圖らずも往日東京師範學校にありし時メーソン氏と山瀬氏と「ピアノ」と琴との合奏ありしを想ひ出し琴を以て唱歌を教へんことを計畫し京に出で、之を師友に質すに頗る賛成を得たり。且つ余か益友某氏には既に琴を以て彼の「ピアノ」に彈する蝶々、春の彌生、見渡せば、螢の光り等を彈するに熟したりし。琴は古代より我國中人以上の家庭に用ひ來り其品質卑しからず以て教育品に當つるに足り其價も亦廉にて三圓乃至四五圓なれば現時の小學校とても之を購ふを得、其大さの

如きも長さ二尺許のものより六尺許のものに至るもの種々あれば便宜之を撰ふを得へし且つ其れ我國教育の範を歐米に採ると雖何ぞ事々物々彼れに模倣するを用ひんや、宜しく一機軸を出し彼をして我に模倣せしむべきなり、然らざるも我國從來所用の品を以て事を足すを得ば之を用ひて以て只管之れが改良を計りて可なり。何を苦んで不便不廉の外國品を用ひんや、余や之れが教授の順序方法等を取調べに着手せんとす。云々

又同年五月十日發行の同雜誌に「小池民次氏の書狀」といふ標題の中に

柴垣久道君曰く近頃彈琴を能くするものあれば、幸に之を招きて唱歌を口授せられよと偶房州四郡の教育會開會中なりしかば唱歌てふものは何如なるものか知りたしとて之を希望する者多く、郡長吉田謹爾君を始め來會を約せる戸長教員學務委員の面々も夥多ありしかば、余は大に閉口せざるにあらざれども勢ひ黙止しかたければ(中略)約の如く盲婦を招きて學校用唱歌を誦すれば彼れ二三回にして其正調を整へ頓て琴を彈して歌ひければ恰も樂譜と一致して學校用唱歌の體を得たり、されば此席にある戸長佐生慶一郎君の如きは自ら千葉に赴きて音楽の傳習を受け數校相結んで樂器を求めんと云ふに至れり。依て思ふに琴を以て唱歌を授くるの事は六ヶ敷事にあらず少しく琴を彈じ得れば之を爲し得べし。云々

教育思想界の實際

本期に於ける教育教授の理論及實際に就ては、始めは前期の學制時代と變りなくアメリカ中心で明治九年六月文部省で刊行した。米人ジョハンエスハートの原著を譯した學室要論や、同年七月ノルゼントの教育書の翻譯である教師必讀同十年一月小泉信吉四屋純三郎の共譯に係る那然氏小學教育論が文部省で同じく刊行され、今一つはページの教育論の譯書である彼日氏教授論で汎く教育社會の人々に讀まれ、師範學校の教科書にも使用された。此の外文部省で刊行した教育雑誌が歐米の教育説を反譯し、自然主義的教育思想を紹介したので、同じく師範



學校の教科書に加へられたので一般に讀まれたのである。以上の書は教育の學說といふやうな抽象的理論的に述べたものは少く體験上より實際の事實を捉へて論及したものである。唯ペーシの教授論中に發達の教授法を主張しベスタロッツの教授法の長所を承け傳へて居る所は注目に値する。明治十三年頃より英國の物が多く用ゐられるやうになり、中にもスペンサーの學說が哲學社會學、其の他全般的にもてはやされたので、其の教育論は同年四月文部省は尺振八に囑して之を譯さしめて公にした。譯文がよく出来て居つて翻譯の模範とまで稱賛され、廣く愛讀されたものである。されどこの書は内容は實利主義にあつても、形式は自由主義を説いたものである故、教育令を改正し干渉主義に復歸した文部省には、聊か自家撞着の嫌があるので、折角出版したこの書の發賣を禁じた。しかしスペンサーの學說は、其の後永く哲學界に勢力があつたので、明治十八年頃までに其の教育論は民間で有賀長雄や、國府寺新作等の人に依つて翻譯された。高橋俊乘著明治前中期の教育制度と其の精神に據る

又これと時を同うしてスペンサー思想の系統に屬するペイン及ジョホノット等の著書が續々として翻譯された。殊にジョホノットの教育論は、瑞西の博物學者アガツシーの思想の影響を受けて、大に自然科學を尊重し、心理學を基礎として、ペイジの教育學に大改良を加へ之を科學的に組織したので、スペンサーの教育論に比して遙に穩健中正で而も經驗的、實際的、科學的であつたので、遂にスペンサーの學說を壓倒し我が國唯一の良教科書となつた。而して明治十七年に出版した有賀長雄の譯述に係る如氏教育學は、師範學校の教科書として數年間全國に用ゐられ三萬部を賣上げたといふことである。其の後十八年に出された高嶺秀夫の教育新論は、同じくジョホノットの譯書で而も最も忠實に反譯されたものであるが、少しく時期が遅れたので有賀の書物ほどには用ゐ

られなかつた。其他明治十四年十二月に金港堂より出版された西村貞の譯に成る小學教育新論インギルの原著、同十五年に刊行された伊澤修二の教育學及學校管理法、添田壽一の譯した倍因氏教育學インギル上哲次郎の譯した倍因氏心理新説は、共にこの頃出版した著名のものである。中にも伊澤氏の教育學は心理學を基礎とし東洋の事柄など引用して平易に説いたもので、分り易く未だ小學校教員に心理學の智識の普及せざる當時にありては非常に歡迎されたものである。本縣師範學校では明治十五六年以後三四年間は伊澤氏の著書と井上哲次郎の譯した心理新説が用ゐられ、其の後伊澤氏の教育學に次で有賀氏の如氏教育學が用ゐられた。十九年以後二十二年頃までは殆ど獨占的に行はれた。

開發教授の提唱　かくの如く實利主義の學說が教育の目的論を支配しつゝあると共に、教育方法論に於ても一大革新を促し、茲にベスタロッツの心性開發主義の教授法が出現するに至つた。而してこれを唱道したるは、伊澤、高嶺の兩氏であつて、教科書の繙讀を事とし、教材を注入するを以て能事了れりとする舊來の教授法を排斥し、兒童の自然性に基きこれを啓發誘導すべきことを主張したものである。明治十六年六月に出版した東京師範學校教諭若林虎三郎同校訓導白井毅の共著に成る「改正教授術」はこの主張に基いて各科教授の實際を述べたもので、當時の教員の唯一の寶典といはれたものである。かくて開發主義の教授法は忽ち全國に普及し、これを知らざるものは教育者の耻辱の如く思はれた。今本書の「教授の主義」と題する所に述べてある條項を舉ぐれば

- 一 活潑は兒童の天性なり、動作に慣れしめよ、手を習練せしめよ。
- 二 自然の順序に従つて諸心力を開發すべし、最初心を作り後之に給せよ。



- 三 五官より始めよ、兒童の發見し得るものは決して之を説明すべからず。
  - 四 諸教科は其元基より教ふべし、一時一事
  - 五 一步一步に進め、全く貫通すべし、授業の目的は教師の教へ能ふ所の者に非ず生徒の學び能ふ所の者なり。
  - 六 直接なると間接なるとを問はず各課必ず要點なかるべからず。
  - 七 觀念を先にし表出を後にすべし。
  - 八 已知より未知に進め、一物より一般に及べ、有形より無形に進め、易より難に及べ、近より遠に及べ、簡より繁に進め。
  - 九 先づ總合し後分解すべし。
- 又疑問の心得」と題する所に、左の如く述べてある。
- 疑問の適否は心力の開發學藝の進歩如何に關するを以て教授術中最緊要なるもの、一なり、故に左の條項を服膺し生徒に對しては一問と雖も充分なる注意を加へ決して之を輕忽にすべからず。
- 一、明白なるを要す。二、主意に的中するを要す。三、生徒の力に適するを要す。四、簡約なるを要す。五、論理的なるを要す。六、模擬、語調、顔色等を以て暗に生徒を導くべからず。七、答旨を含むべからず。八、答旨に反對したる意味を含むべからず。九、兩様の語を發し之を選ばしむべからず。十、常に同法を用ゐるべからず。十一、一言半句を以て答へしむべからず。
- これを見れば新教授術が問答法に如何に重きを置いたかを語るものである。次に「方法書の必須」と題し其の要項を示してある。方法書とは今の「教授案」のことである。
- 一 目的 此處ニハ其課ニ於テ練習スベキ諸心力ヲ記シ且其他陶冶スベキ事項ヲ書ス

- 二 大意 此處ニハ開發スベキ觀念ヲ記シ且教授スヘキ言語文字ヲ書ス
  - 三 題目 此處ニハ教授スベキ事項ヲ記ス
  - 四 方法 方法ハ即チ教授ノ手續ニシテ左ノ如ク區分ス
    - (一)復習 此處ニハ前ニ授ケタル事實ヲ能ク記憶スルヤ否ヤヲ試ムルニ要用ナル教師ノ問ト生徒ノ答トヲ記ス
    - (二)教授 此處ニハ授クヘキ事項ノ觀念ヲ開發シ且言語文字ヲ教フルニ要用ナル教師ノ問ト生徒ノ答トヲ詳記ス
    - (三)演習 此處ニハ授ケタル觀念ト言語文字トヲ一層明確ニ爲サンガ爲ニ要用ナル教師ノ問ト生徒ノ答トヲ記ス
    - (四)約習 授ケタル事項ノ要ヲ語リ或ハ書セシムルニ必用ナル教師ノ問ト生徒ノ答トヲ記ス
- 尙ほ方法書に用ゐる「略語の解」を附して其の中に次の如き語がある。
- 級決ハ全級ニテ可否ヲ決定スルノ略
  - 教可ハ級決シタルコト正當ナレバ教師之ヲ可決スルノ略
  - 各唱ハ生徒ヲシテ交番ニ唱ヘシムルノ略又各讀トモ記ス
  - 齊唱ハ全級一齊ニ唱ヘシムルノ略又同唱或ハ齊讀トモ書ス
  - 學手ハ生徒ヲシテ手ヲ學ゲシムルノ略
  - 書板ハ黑板ニ書スルノ略
  - 拭板ハ黑板ニ記シタル文字或ハ圖畫ヲ拭去ルノ略

これに依て見ても當時の教授法が如何に初等教育の實際を整頓したかと云ふことが分る。思ふに我が國の教授の様式はこの時期に確立したものでないかと思ふ。吉田熊次博士著本邦教育史概説文部省發行學制五十年史藤原喜代藏著明治教育思想史に據る



明治十五六年の頃「小學授業法心得」と題し本縣師範學校の編輯で縣の出版に成つて居る小冊子がある。出版年月は記してないので分らぬが大概同年頃のものと思ふ。開發主義の教授法の形式及方法を示したもので當時各小學校に配布したものらしく思ふ。今「假名交り讀本教授法」といふ一節を抄出して左に示さう。

假名交り讀本教授法

教 當日教フヘキ文中ノ漢字或ハ句ヲ摘書シ例ヘハ「心を用ゐて」ナル句アルキハ 生 手ヲ舉グ  
之ヲ黑板ニ記シ之ヲ讀ミ得ルモノハ手ヲ舉ゲヨ

教 一生ヲシテ之ヲ讀マシム 生 之ニ從フ 級決、教可、  
生徒讀ミ得サルキハ教師此字ハこゝろ此字ハもちゐト讀ムベシト説キ生徒ヲシ 各唱、齊唱

テこゝろヲもちゐてト讀マシム 生 知ラス

教 心を用ゐてトハ如何ナル意味ナリヤ 生 之ニ從フ 各唱

教 心を用ゐてトハきをつけてト云フコトナリトテ一生ヲシテ之ヲ云ハシム 生 之ニ從フ

教 此ノ如ク漢字或ハ句ヲ摘書シテ教フル後令シテ書物ヲ出サシメ其讀ムベキトコ 生 之ニ從フ

ロヲ開カシム 生 之ニ從フ

教 衆生ヲシテ其授クヘキ處ニ注目セシメ教師先ヅ一句ヲ讀ミ一生(下位ノ生徒) 生 之ニ從フ

ヲシテ之ヲ讀マシム 生 之ニ從フ

前法ノ如ク一生ニ一句ヅ、授ケ當日授クベキタケテ終ルキハ更ニ他ノ一生ヲ指シ一句ヅ、授クルコト前生ノ如クシ、

凡全級三分ノ二(二級凡三十人ト假定ス)ニ及フベシ 生 一列之ニ從フ

教 自ラ一句ヲ讀ミ一列ノ生徒ヲシテ之ニ倣フ齊讀セシム

前ノ如ク讀方終ル後ハ講義ニ及フヘシ講義ヲ授クルニ先ツ句意ヲ教ヘ續テ其授ケシ處ノ意義ヲ教フベシ凡ソ講義ヲ授クルニハ教師直ニ説明セスシテ問ヲ生シ衆生ヲシテ熟字或ハ句ノ意味ヲ思考セシメ且之ヲ教授スベシ例ヘハ能ク心を用ゐてトハ如何ナルコトナリヤト問ヒ其意義ヲ語ラシメ且之ヲ教授スベシ後當日授ケシ處ヲ概括シテ簡單ニ之ヲ説明シ生徒ヲシテ倣フテ講義セシム 生 之ニ從フ 各唱  
教 一生ヲ指シテ授ケシ處ヲ讀マシム 生 之ニ從フ 各唱  
以上ノ方法ハ初等科三期四期讀方教授ノ一例ヲ示スモノナリ今看者ノ便ニ供センガ爲其順序ヲ左ニ掲ケ付スルニ以テ上諸期教授法ノ順序ヲ以テス

初等科三期四期讀方教授法順序

(1) 摘書 漢字或ハ一句ヲ摘記シ其讀方意義ヲ教フ

(2) 授讀

(一) 一人授讀 前例ニ詳ナリ

(二) 一齊授讀 前例ニ詳ナリ

(3) 指讀 授讀終リシ後各生ヲシテ授ケシ處ノ全文ヲ讀マシムルヲ云フ

(4) 講義 前ニ詳ナリ

(一) 熟字及句ヲ問答ス

(二) 教師講義

(三) 生徒講義

(5) 讀方 發音句調ヲ匡正ス



初等科五期六期讀方教授法順序

- (1) 摘書
- (2) 授讀(一齊授讀ヲ除ク)
- (3) 質問 授讀終ル後授ケシ所ヲ數個ニ區分シ順ヲ追テ讀方及其意義句意ヲ質問セシム又教師問ヲ發シ生徒ヲシテ字義及句意ヲ説明セシムベシ
- (4) 指讀 前期ノ如シ
- (5) 講義
  - (一) 教師講義
  - (二) 生徒講義
- (6) 讀方 前期ノ如シ (以下省略)

以上述べたる如く此の時代の教育の學説は本期の半ば頃より大に進歩の跡が見える。この時期は種々の思想問題に對し徒に盲從することなく必ずや其の當否を検討すべく進んで來たのである。教育上の問題に於ても單に實際上の方法を研究するのみを以て満足せず更に一步を進めて其の理論及學説を研究するに至つたのである。従つて我が國の小學教育の方法はこの期に於てはじめて其の基礎を確立し劃期的時代を造るに至つたといふてもよいと思はれる。要するにこの時期はスペンサー・ジョーホーノットの教育學説が盛んに行はれた時代で教授法に關してはペスタロッチの心性開發主義が我が國の初等教育の實際を統制したものである。然しながら教育の學説としては専ら翻譯的のもので未だ邦人の自ら工夫し組織したる學説は出なかつたと思はれる。

十、私立小學校

教育令第九條但書に據れば「町村人民の公益たるべき私立學校あれば別に公立小學校を設置せざるも妨げなし」とあり、これを地方によつては往々誤解して公立小學校設立の支障となること少からざる以て、文部省は明治十二年十二月布達第八號を以て左の通り達した。

教育令第九條但書町村人民ノ公益タルヘキ私立小學校ハ兒童ノ就學ニ便シ學期等公立小學校ト同様ニシテ學科課程等都テ町村人民ニ於テ公益トナシ而シテ府知事縣令ニ於テ公益ト認メタルモノト可心得尤該小學校ノ教則ハ府知事縣令ヨリ文部省ヘ開申可致此旨布達候事

本縣では當時兎角この但書の旨趣を誤解し公立小學校の教育を厭嫌する者あるを以てこの誤解を釋く爲に十三年五月乙第五十一號を以て「教育令第九條但書町村人民の公益たる私立小學校とは教則完備して公立小學校と同様のものを指し教則不完全なる私立小學校の爲に既に設置したる公立小學校を廢止する義にはこれなし、宜しく各町村人民へ洩なく會得せしめ取違なきやう懇篤諭示すべし」と戸長に令達した。

又私立學校設置に付ては郡役所へ申出づる迄にて差支なきも設置伺の際教則を添付するは自然の順序なれば右開申書は郡役所を経て縣廳へ差出さしむべし、尤從前開申書へ承認の旨を附して下付したるも自今は取置くのみにて追て教則等取調の上不都合の廉あれば開業を停止することもあるべければ、豫て其の向へ示し置くべしと、同年九月郡甲第二百二十一號を以て郡役所へ達した。



私立學校教則開申書の記載方區々により調査上不便につき書式を一定しこれに準據して届出  
べしく相達した。

甲第七拾七號 (明治十三年十月五日)

私立學校教則開申書の記載方區々相成り教育上ノ利害ヲ調査スルニ差支候條別紙書式ニ準シ所管郡役所ヲ經テ可届  
出此旨布達候事

但從前開設ノ私學ニ於テモ本文ノ通更ニ可届出事  
書式

私立中小専門學校教則  
其他各種學校教則

- 一 學校名稱及地名 何々學校 何國何郡何町
  - 一 生徒教養ノ目的 尋常小學校或ハ高等小學校ヲ授クル等ノ類
  - 一 學科課程及教科書 別表ノ通
  - 一 學期 全科授業期限何年何ヶ月一級授業期限何ヶ月
  - 一 授業日限 一ヶ年授業日數何百何十日但何月何日ニ始マリ何月何日ニ終ルノ類
  - 一 授業時限 一日何時間一週合計何十何時間
  - 一 休業 日曜祭日祝日暑中何月何日ヨリ何月何日マテノ類
  - 一 入學生徒ノ年齢 何年以上ノ者或ハ何年ヨリ何年マテノ類
  - 一 入學生徒ノ學力 何學科卒業ノ者或ハ何科ヲ學ヒ得タル者ノ類
- 但初テ就學スル者ヲ入學セシムル小學校ナレハ記載スルニ及ハス

一 試業 試験ノ種別 定期試験臨時試験ノ類 ヲ記載スベシ

右之外教則ニ關シ記載スヘキモノアルトキハ適宜ニ列記スヘシ

右之通候條此段開申候也

年 月 日

持主或ハ結社人 氏 名 印

學務委員 氏 名 印

戶長 氏 名 印

縣 令 宛

吉田香取郡長は讀書習字算術地理歴史修身の六科を具備せざる各種學校に普通教育を授けざ  
る學齡兒童を入學せしむること相成らざる旨戶長學務委員に左の通り達した。

讀書習字ノ二科又ハ其一科ヲ教授スルモノ及ヒ稍高等ノ學科ヲ授クル漢學私塾ノ如キモ教育令第二條各種學校ノ部  
類ニ付本年縣廳甲第七十七號布達私立學校教則開申書式ニ依リ無洩可爲致開申尤モ該令第三條讀書習字算術地理歷  
史修身等ノ六科ヲ具備セサル各種學校エ普通教育ヲ授ケサル學齡ノ兒童ヲ無事由入學セシムル義ハ不相成筋ニ付縱  
ヒ右等ノ私學有之候共學齡兒童ハ總テ公立小學校エ入學可爲致此旨相達候事

但シ本文各種學校從來開業ノ者取調有無共來ル十一月十五日迄ニ可届出候事

明治十三年十月二十一日

千葉縣香取郡長 吉田 謹 爾

私立學校教則規則伺届に關し山邊武射郡役所より伺書を出した。これによつて當時の私立學校  
内容の一斑を知るに足れば左に掲ぐ











遂合資新建<sub>二</sub>豊碑<sub>一</sub>、以報<sub>二</sub>其德<sub>一</sub>、又將營<sub>二</sub>祭典<sub>一</sub>、於是翁子孫相謀、抽<sub>二</sub>其遺稿之一班<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>上梓以頒<sub>一</sub>門人之舉、請<sub>二</sub>余叙<sub>一</sub>、余於心有<sub>二</sub>感々焉<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>舊誼之故<sub>一</sub>、不<sub>二</sub>敢辭<sub>一</sub>、聊述<sub>二</sub>數言<sub>一</sub>、以辯<sub>二</sub>卷首<sub>一</sub>云

明治二十五年九月

如醉 吉見 明撰

○西村 郡司

西村郡司は文化十一年埼玉縣足立郡門前村に生る。夙に倜儻にして大志あり、成年の後江戸に赴き居を深川東永代町に占め、商業に従事した。會々幕府横濱を開港して貿易を許す。されど當時鎖港攘夷の論沸騰して浪士各地に跳梁跋扈して人心恟々貿易に従事するものなし、郡司有志と謀り横濱に商店を設け鋭意貿易に従事して富國の基を圖つた。明治元年奥羽追討に際し、朝廷其の軍費を募るや、當時幕府は已に政權を蒙れる東京市民に於ては絶て之に應ずるものが猶且つ其の順逆を諺る。況んや幕府の盛時を夢みて年來幕府の恩顧を蒙れる東京市民に於ては絶て之に應ずるものがなかつた。於是東京府御用掛山口尙芳、中井弘等苦心焦慮の末、遂に郡司を府廳に召して軍資金の應募を托した。郡司先づ三井八郎右衛門を説きて君國の爲金拾萬兩を應諾せしめた。續て榎本六兵衛、杉村甚兵衛、島田八右衛門其の他の豪商をして之に應募せしめ、其の醜集したる金額更に參拾萬圓に達した。郡司の苦心盡力の功想ふべし。故に朝廷其の賞として五人扶持を給し、且つ苗字帶刀を許した。越て明治二年大藏省より通商爲替會社頭取を命せらる。同年又東京府窮民を救済投産する官諭を奉じて開墾會社を設け、之れが頭取となつて自ら下總八街に移り、荒蕪地の開墾に従事し、會社の經營、窮民の賑恤に具に辛苦を嘗めた。然るに俄に會社の解散に遇ひ、積年の辛勞を一篋に缺くの厄難に陥つた。郡司慨然身を挺して獨立して其の難關を打開し、移民を慰撫して専ら殖林、養蠶、製茶の業を獎勵し、私立八街學校を設立して子弟を教育せしむる等拮据經營盡瘁して殖産教育の實績を挙げ、遂に堅實にして基礎確立したる一大八街村を形成せしむるに至つた。之が爲めに要したる經費は實に拾餘萬圓に上るといふ。依て明治二十

年政府は其の功を賞して藍綬褒章を授け、越て明治二十五年海防資金壹千圓を獻納し其の賞として黄綬褒章を賜はる。明治二十四年新寺創立を官に請ひて認可を得、獨立の一寺を新設し八街山不動院と稱し基本財産として土地十町歩を寄附した。更に明治二十七年には村社氷川神社社殿の改築に當り金參百圓並に基本財産として土地拾町歩を寄附した。此の二事たる氏が如何に敬神崇佛の念に厚きかを徴するに足る、明治二十八年一月三十一日病を得て歿す。大正四年十一月十日大正天皇御即位に方り氏生前の功を御追賞せられ從五位を贈らる。

○取 香 學 校

取香學校は下總下埴生郡取香村 今印旛郡遠山村取香 に在り、明治十四年取香に建設し、取香、駒井野、堀ノ内、長田四區の人奥瀬半三郎を師として學び後學校を駒井野東光寺に移す。教師奥瀬半三郎は米津伊勢守の家臣で水戸の浪人と共に取香に來り土着したものである。校主は岩澤庄兵衛といふ人で土地の有力者であつた。生徒は初等科、中等科、高等科の三つに分れ男二十六名、女四名あつた。入學は春秋二季に行ひ、父兄も必ず同伴す、入學年齢は數へ年七歳になれば入學を許す。毎日の課業時間は午前九時に始まり午後三時に終る。教科目は、讀書小學讀本を用ひる平假名より習ひ始む、習字は手本を與へて草紙に習ひ土曜日毎に清書をなす。算術は加減乗除を授け筆算を用ふ。休日是一定の定めなく各自の隨意とす、月謝は一ヶ月五錢を納めしめ、學期の終りには試験を行ひ優等、及第、落第あり、年中行事として寺子屋の如く、天神講、花見講等を催うす。教室には机腰掛等を整へ正面に黑板を掛けて教授するなど公立小學校と異ならず。

○巽 ふ き 子

巽ふき子は、海上郡銚子町の荒野、巽理平の女で、性伶俐にして學業も優秀であつた。曩に本縣の撰拔を以て東京女子師範學校 今の東京女子高等師範學校 に入學し、卒業の後は故郷に歸り一の私立女學校を經營した。成績頗る學がり内外の信用



を得て多数の女兒を養成し文部省よりも賞與品を下賜された。當時文部省は獎勵法を設けて全国の公立學校の教員生徒並學校の優良なるものに賞與品を下賜されたが、私立學校としてこれを受くるは稀有なことで誠に榮譽のことであつた。然るに惜むべし、ふき子は病痾の爲に空しく死去せられた。妹かね子後繼者として其の跡を繼ぎて校務を擔當し、明治十九年六月進んで教員試験に應じ成績優等を以て中等科教員試験に合格し本縣より其の免許狀を得た。爾來専ら教授に盡力し校運益々隆盛に赴いた。文部省視學官檜垣直右、本縣下巡視の際同校に臨まれ將來大に望を屬し女子教育上につき親しく懇諭されたりといふ。生徒は在籍百六十名出席百四十名、溫習生二十名ありしとぞ

千葉教育雜誌

伊藤士孚墓碣銘

宮内文學兼大學教授 從五位 川 田 剛 撰

君諱顯字士孚稱桂次郎北總匠瑳郡春海邨人家世業農考諱保短稱儀兵衛妣渡邊氏君少好學耕讀兼治秋收始畢馳往江戶寓一堂東條氏塾者數旬歲以爲例後入鹽谷安井二子之門又就余相切磋業既成而不爲鄉人所容動輒致詬病曰桂次何物挾青表紙讀四角字敢爲士大夫所爲青表紙言經史四角字言楷書也君聞而不爲意力學益甚文久甲子有補乙二者自稱南朝忠臣河州後裔託名勤王衆作亂其黨山内額太據八日市場募集軍資聞君家藏一古刀來求焉會君不在搜索不獲謂家人曰明日致之軍門否則刑及妻孥已而君至自外輒持刀往見從容說之曰子學義兵我刀爲之用榮莫大焉願吾家貧好學欲以此換書籍今而見收則廢宿志吾聞忠於君者必仁於民子盍憫吾貧成吾志換以書籍類太沈思良久曰汝言有理抑所求何書其直幾何曰資治通鑑直三十金額太曰且持刀去異日與書籍相交換耳因遣一卒護送到家是時賊殺戮立威民相震懾唯命是聽及亂平齎賫者往往連坐抵罪於是鄉人竊相告曰桂次膽智不愧士大夫君鄉係安中藩封境明年藩主辟至江戶邸爲其造士館教授是時封建門地用人君起編戶班中扈從廉給若干口糧鄉人又相告曰桂次果列士大夫矣中興藩廢君鄉隸新治縣舉爲小味川營教頭居數年以父疾辭職歸養因開家塾弟子四集聲播遠近鄉人遂相推重稱先生不名曰先生學德非尋常士大夫所及也一日

君講尙書金縢篇畢起將入室卒然頓仆口不能言經三晝夜歿實明治癸未十二月十八日也越三日葬於無量院先塋之次春秋五十有二初娶伊藤氏生一男一女繼室某氏生三男一女君性直貌朴事親以孝誨人不倦其治經義考究折衷尤精於論孟尙書左氏及歿門人追慕建碑乞文於余乃按狀叙事係以銘銘曰  
文字是苗植之紙田 湛々硯水以溉以灌 經畦史畝舌耕筆耘 而得秋實粒々苦辛 嘗此苦辛世有幾人  
君兮君兮不愧先民

明治乙酉秋

千葉縣令

從五位勳四等

船越衛家額

香川 熊藏 書

【附】

公私立小學校一覽表

年 度	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年
學校數	公立 七 私立 七	公立 八 私立 八	公立 十 私立 八	公立 九 私立 八	公立 九 私立 八	公立 九 私立 八	公立 九 私立 八	公立 九 私立 八
訓 導	公立 一 私立 一	公立 一 私立 一	公立 一 私立 一	公立 一 私立 一	公立 一 私立 一	公立 一 私立 一	公立 一 私立 一	公立 一 私立 一
授 業 生	公立 七 私立 七	公立 八 私立 八	公立 十 私立 八	公立 九 私立 八	公立 九 私立 八	公立 九 私立 八	公立 九 私立 八	公立 九 私立 八
計	公立 七 私立 七	公立 八 私立 八	公立 十 私立 八	公立 九 私立 八	公立 九 私立 八	公立 九 私立 八	公立 九 私立 八	公立 九 私立 八

第四章 初等教育







第四章 初等教育

公立學校歲入科目統計表

種別	明治十四年度		同十五年度		同十六年度		同十七年度		同十八年度		同十九年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
前年度越金			二七、四六九・三二六	二八、八五八・七一	一六、三六六・六四四	一五、三六八・九八七	一三、五九九・三四一	一一、〇八四・七四七	二七、四六九・三二六	二八、八五八・七一	一六、三六六・六四四	一五、三六八・九八七
協議集金 (區町村費)			二九、一五二・七八四	五八、七九七・六八〇	六八、一九九・七九九	七二、三〇七・七一五	一〇一、四〇三・六二二	九二、四一六・三二四	二九、一五二・七八四	五八、七九七・六八〇	六八、一九九・七九九	七二、三〇七・七一五
積金 利息			一〇二、〇〇七・一四七	一一〇、五六二・三五九	一一六、五七三・六九九	一一四、八〇四・四六二	八〇、九八七・五九五	六六、五二四・六六〇	一〇二、〇〇七・一四七	一一〇、五六二・三五九	一一六、五七三・六九九	一一四、八〇四・四六二
有志寄附金			一九、九六七・〇四六	七、七四一・七九四	一六、九七三・九八六	一三、六七四・八五七	一一、八九八・六四九	六、六三七・二一五	一九、九六七・〇四六	七、七四一・七九四	一六、九七三・九八六	一三、六七四・八五七
生徒授業料			二〇、一六〇・六四四	二五、七二七・二八八	三一、一三七・四一四	三二、三〇八・五七七	三〇、〇七二・九三七	三四、一一四・九二八	二〇、一六〇・六四四	二五、七二七・二八八	三一、一三七・四一四	三二、三〇八・五七七
地方税			一四、七九八・三三一	三〇、四九三・一六九	四三、九五三・二九五	三三、八六五・七〇三	三〇、九二一・六八四	二九、八五五・二八四	一四、七九八・三三一	三〇、四九三・一六九	四三、九五三・二九五	三三、八六五・七〇三
文部省補助金			五、八〇一・一五五	七、〇八四・〇五〇	一〇、六〇五・九一九	七、三三〇・五八一	一一、四一四・二一九	一〇、七三七・八七八	五、八〇一・一五五	七、〇八四・〇五〇	一〇、六〇五・九一九	七、三三〇・五八一
雑納金			一、五七一・一四八	七、〇八四・〇五〇	一〇、六〇五・九一九	七、三三〇・五八一	一一、四一四・二一九	一〇、七三七・八七八	一、五七一・一四八	七、〇八四・〇五〇	一〇、六〇五・九一九	七、三三〇・五八一
總計			二二〇、九九〇・五八一	二六九、二六五・〇五一	三〇三、七七〇・七五六	二八九、六六〇・六八二	二八八、二九七・〇四七	三五一、三六一・三三六	二二〇、九九〇・五八一	二六九、二六五・〇五一	三〇三、七七〇・七五六	二八九、六六〇・六八二

公立學校歲出科目統計表

種別	明治十四年度		同十五年度		同十六年度		同十七年度		同十八年度		同十九年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
學校長給料			七一、六五二・五七八	九四、二九二・二七七	九九、六六二・一〇九	一〇九、四一〇・九〇八	一一二、一九五・七一〇	一二二、一九五・七一〇	七一、六五二・五七八	九四、二九二・二七七	九九、六六二・一〇九	一〇九、四一〇・九〇八
訓導給料			三七、七三一・六二五	四二、三六三・八九四	五六、二九七・四五六	五五、一一〇・九四〇	五六、二二七・七三〇	三七、七三一・六二五	四二、三六三・八九四	五六、二九七・四五六	五五、一一〇・九四〇	五六、二二七・七三〇
授業生給料			五、八八八・五九七	八、九九七・九五九	一二、八九九・九五四	一三、一〇四・三五〇	一三、一〇四・三五〇	五、八八八・五九七	八、九九七・九五九	一二、八九九・九五四	一三、一〇四・三五〇	一三、一〇四・三五〇
學務委員給料			九、四〇九・〇九八	一〇、五七四・三七二	一一、〇〇三・一六三	一一、九二〇・六七四	一九、九二四・二三六	九、四〇九・〇九八	一〇、五七四・三七二	一一、〇〇三・一六三	一一、九二〇・六七四	一九、九二四・二三六
諸給料			五、三九二・一一一	五、六〇三・五七二	五、六一二・四五六	五、四四九・五九七	五、五六三・七〇八	五、三九二・一一一	五、三九二・一一一	五、六〇三・五七二	五、六一二・四五六	五、四四九・五九七
借地借家費			七、五三三・四五九	九、三三七・二四八	五、五七三・〇四六	四、五七三・二六八	一〇、〇三〇・六三二	八、四九一・七六六	七、五三三・四五九	九、三三七・二四八	五、五七三・〇四六	四、五七三・二六八
書籍費			三、七四三・三六九	二、七四八・八四三	三、八五九・八四六	二、九九一・六八八	三、七四三・三六九	三、七四三・三六九	三、七四三・三六九	三、七四三・三六九	二、七四八・八四三	三、八五九・八四六
器械費			三、四三六・九三一	四、七二四・九七四	五、一五一・一四六	三、七九四・六七〇	三、七九四・六七〇	三、四三六・九三一	三、四三六・九三一	四、七二四・九七四	五、一五一・一四六	三、七九四・六七〇
薪炭油費			九、一四五・五七七	九、八七八・四〇八	九、四四二・二二八	八、二四八・八〇五	一六、三二〇・二六三	一〇、一六七・四九八	九、一四五・五七七	九、八七八・四〇八	九、四四二・二二八	八、二四八・八〇五
營繕費			一五、一四六・九二二	一五、五七三・〇六八	八、九六一・四〇三	九、三四八・七八九	一六、三二〇・二六三	一〇、一六七・四九八	一五、一四六・九二二	一五、五七三・〇六八	八、九六一・四〇三	九、三四八・七八九
諸雜費			一九、二一九・九四三	三〇、二六一・〇六七	二七、〇七五・一八六	二二、四六八・一七九	二五、八七四・五八八	二五、七七九・四五〇	一九、二一九・九四三	三〇、二六一・〇六七	二七、〇七五・一八六	二二、四六八・一七九
總計			一九〇、九〇九・三〇三	二二九、一七三・七四九	二七七、八八四・一三三	二六九、六六五・一八六	二五四、七七八・五五四	二三四、三六三・四一五	一九〇、九〇九・三〇三	二二九、一七三・七四九	二七七、八八四・一三三	二六九、六六五・一八六

備考 明治十八年度以降書籍費ハ書籍器械費ト改メ器械器具費ハスベテ書籍費ノ中ニ計上ス

薪炭油費ハ十八年度以降ハ諸雜費ノ中ニ計上セリ

總計ノ金額ハ各年度ノ總金額ヲ示スモノニテ前ニ掲ゲタル費目ノ總計ニアラズ

自明治十四年度至同十九年度訓導及授業生數並俸給一覽表 ×印私立學校

種別	明治十四年度		同十五年度		同十六年度		同十七年度		同十八年度		同十九年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
訓導數	七三七	一八	八五二	二	一一一	八	八三七	一三	八九三	一四	一三〇	一三一
×												
授業生數	七八五	一八	八九九	一	一一三	三	一一五	一	一、三九五	三	八九〇	二五
×												



給		俸					
生業授		導		訓			
全国平均	平均額 男女	最少額 男女	最多額 男女	全国平均	平均額 男女	最少額 男女	最多額 男女
三八・一五	四七・九六〇 四二・二五〇	二四・〇〇〇 二四・〇〇〇	一一〇・〇〇〇 六〇・〇〇〇	八九・四八九	八八・三一九 八七・五〇〇	三六・〇〇〇 六〇・〇〇〇	一三〇・〇〇〇 一六二・〇〇〇
四二・八七九	五三・二六六 四〇・〇〇〇	一・五〇〇 二・〇〇〇	一〇・〇〇〇 五・〇〇〇	九二・四八〇	一〇〇・六五五 一〇・五〇〇	六・〇〇〇 八・〇〇〇	一四・〇〇〇 一三・〇〇〇
四三・六七七	四〇・四九五 二二・二一四	二・〇〇〇 二・〇〇〇	五・九〇〇 四・〇〇〇	九五・九五二	九〇・九二五 六一・五七	六・〇〇〇 八・〇〇〇	二五・〇〇〇 二二・〇〇〇
三九・二八八	五三・〇八 三三・七七一	〇・五〇〇 〇・五〇〇	五・九五〇 五・五〇〇	九七・三五八	一一・五一一 一〇・七二六	六・〇〇〇 八・〇〇〇	二五・〇〇〇 二二・〇〇〇
三七・七四二				九〇・六七三			
四一・四九一	五三・〇〇〇 三一・四七	一・〇〇〇 一・〇〇〇	六・〇〇〇 六・〇〇〇	九五・四〇三	九・五五五 九・四二〇	六・〇〇〇 五・〇〇〇	二五・〇〇〇 一四・〇〇〇

備考 十四年度俸給ハ年額ヲ示シ其ノ他ノ年度ハ月俸額ヲ示ス全国平均ハスベテ年額ヲ示ス

第二節 幼稚園

學制には幼稚小學とありて男女ノ子弟六歳迄ノモノ小學ニ入ル前ノ端緒ヲ教フルナリとある。これが法規上幼稚園の起源である。明治十二年十一月文部省布達を以て學校と同様幼稚園の設置

廢止は公立は府知事縣令の認可を経へく私立は府知事縣令に開申すべきことと定めた。明治十三年の改正教育令には其の第二十條乃至第二十二條に其の設置、廢止は府縣立に係るものは文部卿の認可を経べく、町村立に係るものは府知事縣令の認可を経べく、私立幼稚園の設置は府知事縣令の認可を経べく其の廢止は府知事縣令に開申すべしと定め、又其の設置廢止の規則は府知事縣令起草して文部卿の認可を経べしとある。十四年一月文部省達第四號を以て府縣立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則を發布した。其の中に府縣立幼稚園を設置するには(一)設置の目的(二)位置(三)保育の課程(四)入園退園の規則休日等(五)保姆等職務心得及其人員俸額(六)敷地建物略圖坪數等(七)經費收入支出及其細目(八)名稱(九)保育用器具等(一〇)幼稚の概數(一一)保姆學力及履歴につき其の一項乃至七項までを具して伺出べく八項乃至十一項までは開申すべしと命じ、更に各項中に變更ある場合には其の都度伺出若くは開申すべしとした。又町村立私立幼稚園の設置廢止規則は同月文部省達第五號を以て其の起草心得を定めこれに準據して伺出べしと達した。其の設置の要項は、大略府縣立のものと同じである。同年九月縣は町村立私立學校幼稚園書籍館設置廢止及巡回授業、家庭教育町村立教育會開廢規則を發布した。それに據れば、町村立幼稚園を設置合併分離廢止の場合は、該學區内町村會の決議により學務委員連署の書面を以て郡役所の調査を経て縣廳へ伺出べしとある。私立幼稚園の場合は持主より學務委員の添書を要し同様の手續をなすべしとある。

學齡兒童の半數は、未だ就學せざるに、一面には學齡に達せざる兒童を學校に入學せしめんとする者が漸く興つた。これは世の父兄等が子をして一時も早く學ばしめんとする好學心より身心の



發育不充分なるに拘はらずこれを入學せしむる弊を生じたのである。文部省は此等の兒童の入學を禁止すると共に幼稚園の設置を促すに至つた。

文部省達第三號（明治十七年二月十五日）

府

縣

學齡未滿ノ幼兒ヲ學校ニ入レ學齡兒童ト同一ノ教育ヲ受ケシムルハ其害不尠候條右幼兒ハ幼稚園ノ方法ニ因リ保育候様取計フヘシ此旨相達候事

文部省ハ前項第三號達に關シ其の旨趣を貫徹すべく更に普通學務局長より各府縣の知事又は令に向け左の通牒を發した。

【參 照】

學齡未滿ノ幼兒ハ幼稚園ノ方法ニ因リ保育スヘキハ勿論ノ儀ニ有之候處右幼兒ヲ學校ニ入レ學齡兒童ト同一ノ教育ヲ受ケシメ候向往々有之右ハ心身ノ發育ヲ害スルコト不尠候ニ付今般別紙之通達相成候尤右幼稚園ノ編制ニ就テハ既ニ前年府縣學務課長ヘ示諭相成候趣モ有之必スシモ完全ノ規模ヲ具スルモノ、ミニ限ラス種々簡易ノ編制方モ有之候事故土地ノ情況ニ應シ或ハ別ニ之ヲ設置セシメ或ハ學校ノ一部ヲ以テ之ニ充テシムル等夫々適宜ノ方法御計畫ノ上御伺出相成可然存候條此段爲念及御通牒候也

明治十七年二月十五日

本縣にては文部省第三號達の旨趣を普及せしむべく、縣教育會に該問題を提供し會員の意見を問ひたるが現在縣下の情勢にては實施困難なりとの意見が多數であつた。左に

學齡未滿ノ幼兒ヲ學校ニ入レ學齡兒童ト同一ノ教育ヲ受ケシムルハ其害不尠旨ヲ以テ文部省本年第三號達ノ旨趣モ有之候處簡易ナル幼兒保育法ハ他府縣ニ於テ設置シタルモノ無之追テ其方法ヲ設ケ管下ヘ施行セント存シ本年千葉

教育會ヨリ該問題ヲ發シ會員ノ意見ヲ問ヒ候處一般ノ考ニ於テハ方今定メラレタル學齡兒童スラ學校ニ入レ教育スルハ頗ル困難ヲ覺エ且小學校ノ教育ニ於テモ未タ完全ノ域ニ達シタルモノト云フヘカラス此際又幼兒保育ノ法ヲ設クルモ教育上裨益ナカルヘシトノ衆議ニ有之猶ホ町村ノ實況熟察候處議ニ考案セシ簡易ノ保育法ヲ制定シ一般之ニ準據セシメ伺出サセ候程ノ必要無之乍去若シ簡易ノ保育法ヲ設ケ幼兒ヲ保育セント欲スル者有之候ハ去十四年本縣甲第九五號達幼稚園設置規則ニ據ラシムル儀ニ有之候依リテ御達案左ニ相伺候也

達 案

學齡未滿ノ幼兒ヲ學校ニ入レ學齡兒童ト同一ノ教育ヲ受ケシムルハ心身ノ發育ヲ害スルコト不尠儀ニ候條右幼兒ハ總テ幼稚園ノ方法ニ因リ保育スヘシ尤モ幼稚園ハ完全ノ規模ヲ具スルモノニ限ラス簡易ノ編制法ヲ以テ別ニ之ヲ設置スルカ或ハ學校ノ一部ヲ充用スル等適宜計畫伺出ツヘシ此旨相達候事

右の通り同年九月十日付を以て郡役所、戸長役場、學務委員宛乙第二百十八號を以て令達した。我が國の幼稚園は明治九年十一月東京女子師範學校今の東京女子高等師範學校の附屬として開設したるが其の起原である。其の規則に依ると幼稚園の目的は學齡未滿の幼兒をして天賦の知覺を開達し固有の心意を啓發し、身體の健全を補翼し、交際的情誼を曉知し、善良の言行を慣熟せしむるにある。而して其の大體の編制は獨逸の「フレイベル」の法則に據つたものである。

本縣には本期中に其の設置の必要を力説するものありしも未だこれが開設を見なかつた。

### 第五章 中等教育

概 說

明治十二年九月教育令が發布され中學校に關しては其第四條に「中學校ハ高等ナラ

第五章 中等教育



普通學科ヲ授クル所トス」とあるのみで、何等の規定する所なく、全く地方に一任した形であつた。同十三年十二月の改正教育令も亦中學校に關しては何等の改正を加へなかつた。是を以て教育令發布以來地方に於て隨意經營することとなり、修業年限、教科目も依然として統一する所がない。加之地方人士中には「新教育令」の要旨を誤解し中には既設の中學校を廢止し、或は師範學校に合併したるものもあつた。されども中學校は高等の學校に入らんとする者の爲め、豫備教育を施す所であることに於ては學制以來變りはなかつた。

明治十四年七月文部省は中學校教則大綱を發布して、其學科及程度を定め、中學教育の統一を企て、一大整理を斷行せんとした。其第一條に「中學校ハ高等ノ普通學科ヲ授クル所ニシテ中人以上の業務ニ就クカ爲メ又ハ高等ノ學校ニ入ルカ爲メニ必須ノ學科ヲ授クルモノトス」と定めた。

從來の中學校は、高等の學校に入る者の爲めに、豫備教育を施すを目的とせるもの多くあつたが、教科目の不完全な所より之を卒業しても、其目的を達することが出來ず、又高等の學校に入らざる者は、之を卒業しても、實際生活には裨益する所なく、折角の修業も實用極めて少くあつた。之が爲め中學校教則大綱は、一面には高等の學校の豫備教育たらしめ、他面には退いて實業に就く者の爲めに中等程度の専門實業の學科を授けることを圖つたものである。これより初等中學校卒業生は、高等中學校を高等中學校卒業者は大學科又は高等専門學科を修むることの出來る制となり、はじめて大學中學の聯絡を通じ、隨つて小學より大學に至る學校の連絡系統を完成するやうになつたのである。

明治十七年一月、文部省は、更に中學校教則大綱の趣旨に基き、中學校教育を統一整備する爲めに

中學校通則を制定して、各府縣に達した。該通則に據れば、中學校の教則はすべて中學校教則大綱に據るべきものとし、中學校は中人以上の業務に就く者若くは高等の學校に入る者の爲めに、忠孝舜倫の道を本として、高等の普通學校を授くべきものとした。從來の中學校教育が動もすれば國體觀念を沒却し、若くは之に矛盾したる急激なる西洋思想の輸入に没頭して、國粹を破らんとする傾向があるのを戒める必要があつたからである。又校長及職員の資格を規定し、高等中學校を置かずして、農業、工業、商業校の専修科又は初等中學校のみを置くものは、文部卿の許可を得て、職員の制限を斟酌することを得しめた。其他設備に關する規程を設けて、大に設備の整頓を圖つた。

同年八月文部省は、中學校師範學校教員免許規程を定め、中學師範學科若くは大學科の卒業證書を有せずして、中學校師範學校の教員たらんと欲する者には學力檢定の上、文部省より免許狀を授與することにした。從來中學校師範學校教員の資格を定めざりしは畢竟適當なる人物を得ること困難なる爲めであつたが、今や各般の教育も進歩したので、この規程を定むる必要を生じたのである。而して學力の試験檢定は試験委員を命じて、毎年三月東京に於て執行することとし、其第一回を十八年三月舉行した。

中學校の學科修業年限は中學校教則大綱に據り「中學校ノ修業年限ハ初等科ヲ四ケ年トシ高等科ヲ二箇年トシ通シテ六箇年トス」とあるも地方の情況によりて、悉くこれに遵據する能はざる憾みありしが、十七年七月これを改正して「シ通ジテ六箇年ト」の八字を刪除し、これより公然初等中學校の存立を許すことにした。又同十一月に、同教則大綱第五條を改正し、土地の情況により、學科目の加除を許し、或は高等中學校の外若くは高等中學校を置かず、普通文科、普通理科を置き又農業、工業、



商業等専修科を置くことを許可した。されど、大體に於て中學校の施設は年々進展整備して従前とく全其面目を一新するに至つた。當時全國中學校中、最も完備したるは、官立の大阪中學校で模範とれされたのである。後にこの學校は第三高等學校の前身となつたのである。女子の中等教育は京都の府立が最も古く、明治十五年七月に、東京女子師範學校に附屬女學校が附設され、中學校と同じく、倫敦道徳を本とし、高等の普通學科を授け、淑良なる婦女を養成するを目的とした。後東京女子師範學校に併合となるに及び、東京師範學校の附屬となり、二十年六月東京高等女學校と改稱し、其年十月獨立して單一の學校となつた。これより先十二年に、栃木、岐阜に高等女學校が設置され、爾來之に倣うて數校の府縣立學校を見るに至つたが、女子教育は微々として振はなかつた。當時の中學校の状況を示せば左の通りである。

年次	學校數	教員數		生徒數	
		男	女	男	女
明治十二年	七八四	一、六九一	五二	三七、一四〇	二、七四八
同 十三年	一八七	九〇五	一九	一一、八六七	三〇九
同 十四年	一七三	九一一	一〇	一一、七六七	二二〇
同 十五年	一七三	九八三	二	一三、〇一〇	七八
同 十六年	一七三	一、一〇七	一	一四、七六三	一
同 十七年	一七三	一、〇六〇	一	一五、〇〇〇	一
同 十八年	一〇七	一、〇五〇	一	一五、〇五七	一

この表中明治十二年に學校數及生徒數の多いのは教育令發布以前の數であり、女生徒の多いのは高等女學校がない爲めである。教育令發布以後學校數も生徒數も俄に減じた。

### 第一節 千葉中學校

**概 說** 本縣の中等教育は明治八、九年頃までは、縣は小學校の施設經營と、教員養成とに没頭して、他を顧る餘裕がなかつた。爾後年を経るに従ひ、小學教育の進展に伴ひ、小學校を卒業して中學校に進むもの漸く出で來り、中學校設置の氣運にまで進んだ。明治十一年八月、始めて縣立として千葉中學校が設立さるゝに至つたことは、既に前期に述べた通りである。後數年を出でざるに志願者激増し、明治十二年の縣會には、縣は管内便宜の地を選び、公立中學校を各郡役所下に設立の議を諮問した。縣會は時機尙早の議員勝を制して沙汰止みとなつた。明治十二年文部省第七年報に據る同年二月千葉中學校規則を改正し、從來修業年限三箇年でありしを、三箇年半とし、同時に學科課程を改正し、内容の充實を圖つた。

**縣會經費を否決す** かくの如く、創立以後校運隆々として發展に向ひたるに、果然こゝに本校の存廢を賭する一大危機に逢着した。明治十五年の縣會に於て、如何なる風の吹き廻しにや、本校經費の削除の議が現れた。其の動機は那邊にありしか明瞭を缺くも、現在殘存せる縣の文獻に據れば、否決論者には二様の見解があるものゝやうであつた。一は本校を敢て無用視するにあらず、當時民費多端の際、物價低落して、經濟界の不況を來たし、縣經濟上地方税を以て維持せず、他の方法によりて存続維持せんとするもの、一は本縣は帝都に隣接し、青年學生の一とたび郷關を出づるに於ては



距離の僅の遠近の如きは問題とするに足らず、況んや東京は文化の淵藪で、青雲の壯圖を抱いて蜚集する天下の青年を收容する官公、私立の學校頗る多い、何を苦んで縣經濟緊肅の今日、これを設置するの要あらんと、絶對に廢止を論ずるものであつた。

當時縣會の成行を觀るに、第一讀會は原案に異議なく決し、第二讀會は原案維持者二十六名、廢棄論者十五名で、原案維持者過半數を占めて可決、第三讀會になつて、俄然原案維持者十七名、廢棄者十八名となり、僅に一名の差で廢棄に決した。船越縣令はこの不意の決議に狼狽し、其の利害の存する所を詳述し、其に其の事情を訴へて、更にこれを再議に付したるも、縣會は其の體面に捉はれ、議員の感情硬化して、前の維持論者もやがて廢棄論者に加はり、二十二名の絶對多數を以て、再度否決の運命に陥つた。これが爲、これまで順調に發達したる本校の前途に一時暗影を與へて一頓挫を來さしめた。

當時議員中にも熱心なる存続者もあつた。此等の議員は、一旦原案否決の議通過するや、當局の提案を待たず、再議に附されたしと、當局を鞭撻した。されど大勢は、既に定つて動かすことは出來ないのは、遺憾であつた。左に議員武本章三郎の建議文を掲げ、縣會の動靜を知る參考に供する。

國家ノ福祉ヲ増殖シ世運ノ上進ヲ期セント欲セハ道德智識ヲ開進セサル可カラサルハ固ヨリ論ヲ竣タサルナリ故ニ學校ヲ設立シ教育ノ道途ヲ疏通シ其順序ヲ踏マシムルハ目下ノ急務ニシテ世ノ先覺タルモノハ須ラク其情況ヲ詳ニシ時機ニ應シ宜シク張弛ノ法ヲ設クヘキナリ

今ヤ本縣小學ノ業大ニ進ミ生徒ノ卒業スルモノ頗ル多シ隨テ高等普通ノ學ヲ教育スルノ準備ヲ要スルヤ益々切ナリ而シテ高等普通ノ學ヲ教育スル所ハ中學是ナリ

夫レ中學ハ篤志俊才ノ學生ヲシテ益々進達ヲ期スルノ念慮ヲ振作セシメ隨テ之ニ應スルノ準備ヲ完全ニシ以テ其入學ノ機會ト便利トヲ與フルモノナレハ之ヲ學生進達ノ目標ト云フモ敢テ不可ナキナリ

我縣明治十一年千葉中學校ノ設ケアリシヨリ大ニ學生進達ノ針路ヲ與ヘ余輩ハ益々之ヲ擴張シ大ニ隆域ニ躋ラシメント期望セシニ何ソ圖ラン前日會議ニ於テ之ヲ廢スルノ不幸ニ決セリ是レ余輩ノ痛嘆措テ已マサル所ナリ

夫レ教育ノ事ハ一朝一夕ノ能ク終始スヘキモノニアラズ必ラズヤ幾多ノ星霜ヲ經過シ初テ其効ヲ見ルヘキモノナレハ一朝之ヲ廢セハ四年間ニ經營セシ所ノモノハ水泡ニ屬シ九仞ノ功或ハ一篲ニ闕クノ恐レアラシカ

且學生ヲ誘導シ道德智識ヲ開進シ世運ノ上達福祉ノ増殖ヲ期セントセハ豫メ之カ目標ヲ設ケ其進路ヲ指示スルハ先覺ノ責ナルノミナラス事ノ今日ニ急ニシテ擴張スヘキノ時機ニ際スルニ於テテヤ

說者或ハ云ハン本縣ハ東京ニ近シ東京ハ文物ノ淵藪ナリ其淵藪ニ赴カスシテ茲ニ就學スルハ事ノ謬レルモノナリト余輩ハ曰ク然ラス幼年志向ノ未タ確定セサルノ學生ヲシテ大都繁榮ノ地ニ遊ハシメ各種ノ誘惑物ニ眩惑セラレハ其情意或ハ移リ其弊竇ニ陥ルモノ往々ニシテ見ルアリ豈是ヲ本地ニ教養シテ年漸ク壯ニ志漸ク確ナルヲ待ツニ如カンヤ且京地ハ萬物皆奢靡ニ流レ其學生ノ費用モ亦之ヲ本地ニ比スレハ幾倍ヲ増サ、ルヲ得サルナリ

是故ニ本縣ヲシテ假ニ中學ノ設ケナカラシムルモ猶設立ノ議ナカルヘカラス況ンヤ四年ノ經營ヲ以テ稍成績ヲ見ルヘキ中學ノ存スルニ於テハ益々之ヲ隆盛ナラシメ大ニ他日ノ結果ヲ期シ俊才篤志ノ學生ヲシテ其方向ニ迷ハシムルナカラシコト是レ特ニ余輩ノ切望ニ堪ヘサル所ナリ

仍テ聊意見ヲ陳シ本案再議センコトヲ述フ

縣會議員 武本章三郎

武本章三郎は市原郡大和田村 今高瀧村 大和田 出身の議員で、第二十二番中學區 市原、夷 隔上墳生 の學區取締



を務め當時の議員中教育には熱心且精通したる人であつた。

かくの如く熱心に、復活に盡力したる功も空しく廢棄に決したので、生徒中には、一時疑惑を來たし爲に退學したる生徒三十四名を出し、衰微の兆を表はしたるが、當局の英斷を以て、便宜維持の方法を講じ、文部卿に経伺の上、別途金と授業料を以て維持することになし、其の指令を俟つて實行し、生徒の動搖も漸く安堵して鎮靜に歸した。翌十六年には極力復活を圖りて効を奏し、従前の通り存續維持するに決した。文部省十年報明治十年に據れば、十四年と十五年とにては經費に於て、十五年前半期は地方税より支出し、當時の會計年度は其の年七月より翌年六月に至る後半期は、生徒授業料及び別途金の利子を以て支出す。明治十五年の經費收入の額は三千百九圓八錢二厘、支出の額は二千五百四十七圓四十三錢七厘、之れを十四年に比較すれば、收入に於て二百二十四圓八錢三厘を減じ、支出に於て五百二十四圓四十四錢九厘を減少した。教員は二等教諭一名、三等教諭一名、一等助教諭一名、二等助教諭一名、三等助教諭一名、雇教員一名合計七名、此の内千葉師範學校より兼務するもの二名で、十四年より四名を減少した。生徒は總員八十名で、これ亦前年より十名を減じて居る。其の生徒階級の比較は左の通り

十四年	二二	二二	二三	九	五	四	六	九〇
十五年	二九	一七	六	九	八	五	六	八〇
	初級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	計

これまで年々増加したるに縣會に於て經費削除の影響を受けてかくの如く頓挫した。

**規則改正** 十七年二月文部省達中學校教則大綱に遵據し、千葉中學校規則を改正し、學科を初等中學校、高等中學校の二種となし、修業年限を初等中學校を三年半、高等中學校を一年半通して五

箇年とした。後亦文部省は地方の事情に徴し、教則大綱の改正を行ひ、高等中學校を設けず、公然初等中學校のみの存立を許したので、これより本縣にては初等中學校のみを設置した。

**入學資格修業年限** 明治十三年二月改正したる規則には、入學者は小學科卒業の者若くは滿十四年以上の者と定め、別に入學試験を行はず採用し、修業年限は凡三箇年半で、これを七期に分ち、每半年であつた。明治十七年二月定めたる規則には、志願者は滿十二歳以上、二十歳以下品行端正の者とし、但し小學校中等科及高等科卒業の者は入學試験を行はず、其の他の者には講讀、作文、地理、歴史、物理、算術を試験した。其の年間もなく、改正して中等小學高等小學を卒業したる者も、悉く試験の上合格したる者に限り、採用することになつた。修業年限は、初等科を三年半、高等科を一年半通して五箇年と定めた。然し實際に於ては高等科を置かず、初等中學校のみであつた。

**學科課程及教科用圖書** 學科課程及び教科用圖書は、其の時代の教育の程度を示すものなれば、左に其の概要を述ぶることとする。本校創立後、明治十三年の規則には、學科目及教科用圖書も整頓せず、主として外國語に重きを置き、英語、地誌、理化學、地質、動物、植物、歴史、日本史、支那史、歐羅巴史、英國史、佛蘭西史、日耳曼史、合衆國史、算術、代數學、度數學、幾何、三角學經濟論、政體論、心理學、生理學、星學、今の體操等を課しこれ等の教科用書はウキルソン讀本、ビネラ文典、コルネル地誌及植物地誌、クエツケンボス合衆國史、フリーマン歐羅巴史、グリーン英國史、ザイム日耳曼史、ロスコー大小化學、ゲイギイ地質學、モウルス動物學、フウケル植物學、スチワード物理學、ホステル生理學、ロツケル星學及び數學書等にして悉く英文の原書を用ひ、只僅に石村貞一の國史略漢籍は論語孟子十八史略、元明清史略を使用したに過ぎない。明治十四年七月文部省が、中學校教則大綱を發布して以來、學科目も整頓し、教科用圖書も漸く整理したる觀が



ある。學科目は修身を諸教科の首位に置き、次に和漢文、英語、算術、代數、幾何、三角法、地理、歴史、生理、動物、植物、金石、物理、化學、經濟、本邦法令、習字、圖畫、唱歌、體操等で現行の教科目と大差がないまでに進んだ。教科用書も亦以前に比して、面目を一新した。されど修身、和漢文、日本地理、國史及支那史の外依然として翻譯書が多い。隨つて教科書として適當の良書といへない。左に其の圖書表を掲ぐ。

千葉中學校教科用圖書表

- 初等科修身ノ部 孝經(全一冊漢孔安國) 忠經(全一冊明治十五年十一月出版漢馬融撰山井幹校輔) 小學(一、二冊宋朱熹) 論語(一至四 四冊宋朱熹)
- 和漢文ノ部 小學新聞(一至三 三冊明治十五年八月出版岡本監輔編纂) 日本政記(一至十六 十六冊賴襄子成著) 春秋左氏傳(一至三十 十五冊明治十四年四月出版尾張秦鼎校本) 文章軌範正編(一至三 三冊明治十一年十一月出版中村鼎五編) 詞の八衢(上下 二冊文化三年三月出版本居春庭著) 神皇正統記(一至六 六冊准后源親房公撰) 源平盛衰記(一至四八 二十四冊)
- 英語ノ部 スペルリング(全一冊ウエボストル) ホウルスリードル(全一冊キルソン) アライマルリードル(全一冊キルソン) イントルメシエートフェイスリードル(全一冊キルソン) ホルストリードル(全一冊キルソン) ファイフスリードル(全一冊キルソン) セCONDリードル(全一冊キルソン) イングリツシユグラママー(全一冊ビネヲ) セCONDリードル(全一冊サアセント) 同(全一冊レニー) サードリードル(全一冊キルソン) 習字帖(一至六 六帖ヒリツプ) イントルメシエートホウルスリードル(全一冊キルソン)
- 算術ノ部 筆算摘要(一至五 五冊明治八年十月出版神津道太郎翻譯)
- 代數ノ部 代數學(一至六 六冊明治十年十月出版石川露譯)

同 幾何ノ部 幾何新論(全一冊明治九年八月出版宮川保全譯) 幾何學(前後二 二冊第七編ヲ除ク明治十一年十月及同十二年九月出版柴田清亮譯)

同 地理ノ部 日本地誌要略(一至六 六冊明治十年六月出版大槻修二編) 輿地誌略(一至三 三冊明治三年四至六 三冊同四年七 一冊同六年八九 二冊同八年三月出版内田正雄編輯十 一冊同十年二月出版内田正雄遺編西村茂樹校定同十一 上下二冊同十二 一冊同十三年十月出版西村茂樹編輯) 地形論(一卷一冊明治十年十二月二卷一冊同十二年三月三卷一冊同十二年四月四卷一冊同十二年十月出版帆足義兼譯) 萬國地圖(一 一掛地理局編) 日本地圖一 一掛同地理局論)

同 歴史ノ部 明治國史略(一至七 七冊明治九年十月出版石村貞一編輯) 十八史略(一至七 七冊明治十二年一月出版曾先之編次) 元明清史略(一至五 五冊明治十年九月出版石村貞一編輯) 泰西史鑑(上編一至十冊明治己巳秋官許西村鼎重譯中編一至十冊同九年二月西村茂樹譯) 近世西史綱記(一至四 四冊同四年七月五至七 三冊同十年七月出版堀越愛國譯八至十 三冊同十年七月出版保田久成譯) 續西史綱記(一、二 二冊同十二年二月出版保田久成纂譯)

同 生理ノ部 弗氏生理學(一至七 七冊但附錄ヲ除ク明治八年七月出版坪井爲春小林義直同譯) ポルテープルウオールマツチヲフヒーウマンアナトミー(一、二 二枚)

同 博物ノ部 普通植物學(全一冊明治十四年九月出版丹波敬三高橋秀松柴田承桂同譯) マニユエルオフヅイロシー(全但口授一冊テンニー) 動物掛圖(一至五 五軸文部省) 植物掛圖(一至六 ヘンスロー)

同 物理ノ部 物理全誌(一至九 九冊明治十二年三月出版宇田川準一譯)

同 化學ノ部 訓蒙化學(上下 二冊明治十三年九月出版中川謙次郎編述)



- 同 記簿ノ部 帳合ノ法(一、二、三冊明治九年二月出版福澤諭吉譯)
- 同 經濟ノ部 寶氏經濟學(一至五 五冊明治十年九月出版永田健助譯)
- 同 圖書ノ部 小學普通畫學本(乙)ノ一ヨリ乙ノ七ニ至ル七冊明治十一年六月出版宮本三平編)
- 高等科修身ノ部 劉氏人譜(一、二、三冊宋宗因) 大學(全一冊宋朱熹) 中庸(全一冊宋朱熹)
- 同 和漢文ノ部 唐宋八大家文讀本(一至二十 十六冊明治十一年三月出版井上揆纂輯) 三體詩(上中下三冊 享保十龍集乙巳出版大陽周弼伯選) 古今集(但卷十一ヨリ卷十五ニ至ル迄除ク全一冊延曆五年乙丑四月)
- 同 英語ノ部 ブリチスエンバイヤ(全一冊コーリエル) イングリシユリテラチュル(全一冊シヨウス) コン  
ボジョーションエンドレトリツキ(全一冊クエツケンボス)
- 同 幾何ノ部 幾何學(後一第七編一冊但本書中誤謬ノ箇所ハ教授ノ際訂正ス明治十二年九月出版柴田清亮譯)
- 軸式圓錐曲線法(全一冊明治四年七月出版上野清譯)
- 同 三角法ノ部 三角新論(二乾坤二冊明治十一年十二月出版宮川保全譯) ロアリスム(全一冊チャンバー)
- 同 博物ノ部 勞氏地質學(上卷一冊明治十二年十月下卷二冊同十二年十二月出版佐澤太郎譯) 金石學必携  
(全一冊明治十一年三月出版松村次郎抄譯) 金石掛圖
- 同 物理化學ノ部 羅斯珂氏化學書(一 一冊明治九年二至四 三冊明治十年五 一冊同十二年六 一冊同十  
三年七至十 四冊同十四年出版茂木春太譯) 士都華氏物理學(全一冊明治十一年一月出版川本清一譯)
- 同 記簿ノ部 帳合ノ法(三四 二冊明治九年一月出版福澤諭吉譯)
- 同 圖書ノ部 小學普通畫學本(乙)ノ八ヨリ乙ノ十一マテ明治十一年六月出版宮本三平編)
- 同 法令ノ部 類聚法規(九冊目錄共明治十一年十月續編三冊目錄共同十二年八月三編目錄共同十四年五月出)

版司法省)

授業料 當時學校にとりて、唯一の財源は授業料であつた。僅に千五百圓か二千圓の地方税を惜む縣會であるので、授業料収入の多少は、直に學校の經費に影響を及ぼしたのである。今日の如く縣の雜收入として收納し學校の經費には何等關係を及ぼさないのでなく、當時は一旦收入として收納してもそれを再當該學校の經費に組入れ使用させたのであつた。即ち

千葉 中學校

其校生徒受業料之儀ハ自今毎月二十五日限り縣廳出納課へ上納シ更ニ請取方申出候様可致候此旨相達候事

但七八兩月分ハ此際悉皆上納スヘシ

明治十三年八月三十日

千葉縣令 船 越 衛

十三年二月規則改正に依り、授業料は一人一ヶ月金五拾錢なりしが、十七年二月規則改正に際し金七拾錢に増加の儀縣より文部省に經伺の上決定した。左の通り

縣立中學校受業料増加ノ儀ニ付伺

本縣々立中學校生徒受業料ノ儀ハ一人一ヶ月金五拾錢ニ有之候處右ハ中人以上ノ業務ニ就キ又ハ高等學校ニ入ラント欲スル者ヲ養成スル所ニ候ヘハ金壹圓ニ引直シ相當ト被存候ヘ共一時ニ二倍ノ額ニ引直シ候モ從來ノ慣行ニ對シ聊カ穩當ナラサル儀ニ付差向キ金貳拾錢ヲ増加シ本校規則中學費規則受業料ノ項金五拾錢トアルヲ金七拾錢ト訂正シ本年七月ヨリ施行致度右ハ十七年度地方稅收入豫算完結ニ際シ差掛候儀ニ付電報ニテ御指令相成度此段相伺候也地方財政急迫を告ぐるに際し、文部省は學校經濟の一助として師範學校を除く外府縣立學校はすべて授業料を徵收するを本體とした。左の通り



自今府縣立學校ニ於テ授業料ヲ徵收スヘキモノトス其額及徵收ノ方法等ハ當省ヘ伺出ヘシ此旨相達候事

明治十八年八月十九日

文部卿 大 木 喬 任

職員名稱待遇及月俸表

從來學校職員の職制及待遇等に關しては何等規定する所なく、學校長の進退に就ても縣令と當該本人との間に一年乃至二年を限りて締約し期滿つれば猶繼續するか然らざれば解雇するのみで其の去就常なく教育上識者の憂ふる所であつたが、十四年六月太政官達第五十二號を以て府縣町村立學校職員名稱並準官等の制定があつた。こゝに始めて準官吏の待遇を得ることとなり、縣も亦太政官の公達に依り同年七月乙第百二十一號を以て師範學校、中學校職員名稱準官等月俸表を定めた。從前の教師、教師補、監事、事務掛の名稱は廢止し、教諭、助教諭、書記に改め、教諭、助教諭は各一等より三等に段階を附し、一等教諭は月俸七十五圓以下五十五圓以上、二等教諭は五十四圓以下四十圓以上、三等教諭は三十九圓以下三十圓以上とし、一等助教諭は二十九圓以下二十五圓以上、二等助教諭は二十四圓以下二十圓以上、三等助教諭は十九圓以下十五圓以上とした。書記は月俸八圓以上二十五圓以下とし、これを七階級に分つた。明治十四年六月太政官達第五十二號府本縣乙第百二十一號達縣立師範學校中學校職員名稱並準官等月俸表同十、五年二月本縣乙第三十二號達縣立師範學校中學校書記準官等及月俸表、縣町村立學校職員名稱並準官等同年七月十八年一月更に府縣立學校長、一等教諭は奏任に進む途を開かれ、太政官第二號を以て左の通り公布された。

府縣立學校長 準官 一等教諭ノ儀特別ノ詮議ヲ以テ奏任トナスヲ得此旨相達候事  
官吏服務紀律適用 教員の身分を官吏に準じて其の待遇を進むれば、これに伴うて其の責任

を重くし、其の職務に對する服務義務も、官吏服務紀律を適用さるゝこととなり。十六年五月文部省は號外を以て府縣に左の通り達した。

官吏懲戒例並ニ行政官吏服務紀律等ノ儀ハ府縣立町村立學校校長教員及府縣立學校書記ヘモ適用スヘキコト勿論ニ候條此旨相達候事

其の他準官吏の待遇を受ける者は、商賣營業相成らず、新聞雜誌等にて政治を論議し、公衆を聚めて講談演說會を開くこと相成らざる旨縣令より校長、教諭、書記に對して嚴達した。明治十五年四月十日、又學校長教員の任用を、慎重且つ嚴重にし、其の經歷を詳査すべきは勿論、任用の際には豫め本人の管轄廳又は奉職の官廳若くは學校等に就き、詳細照會を遂げて遺漏なきを期すべしと、文部省は號外を以て府縣に令達する所があつた。明治十六年六月一日、日文部省號外達

學校長及び職員 初代の校長は木間瀬柔三で、縣廳の學務課長が本官で、師範學校長を兼任し、傍ら本校の總理校長とを兼ねて居つたが、創立間もなく東葛飾郡長に轉じ、其の後任は師範學校兼本校の教師長であつた那珂通世が師範學校長より兼任して總理となつた。これも僅に一年有餘にして、明治十二年十一月文部省に轉任した。三たび千葉師範學校長小杉恒太郎に校長を兼務せしめた。この時は總理といはず名實共に校長であつた。小杉恒太郎は、十九年五月文部省書記官に轉任するまで、六年有餘其の職に在つて、校務を統制し、銳意本校の經營に努力したるのみならず、縣會に於て一旦本校廢止の運命に遭遇するや、當局に進言して、地方税以外に其の財源を求めて、辛うじて維持存續し、其の間復活の途を劃策し、翌年の縣會には其の素志を貫徹して目的を達し、一旦衰微の兆を現したる状態を挽回し、漸く本校の基礎を確立したのである。



職員の重なる旨を擧ぐれば教師長の手島春治教諭山崎忠興吉見經綸武田篤初瀧川重太郎倉田  
 俊作伴徳政菊地熊太郎秋山長明助教諭鎌田正七宮内直學小林義季宮島鎗八馬場壽市郷弘義里見  
 法二香川熊藏生形定之助大久原安次宮村三多村山自彊中島幹事等であつた。當時職員は専任も七  
 名乃至十名位あつたが實際は師範中學兩校を兼任したものが多かつた。左に此等の氏名及就職と  
 退職との年月を一覽表に示す。

職名	就職年月	退職年月	氏名	職名	就職年月	退職年月	氏名
總理	二、八	二、二	木間瀬柔三	助教諭	一五、三	一九、三	馬場壽
教諭	二、八	一五、七	堀均一	同	一六、一		大久原安次
教師長	二、八	二、二	那珂通世	同	一六、二	一九、五	永田銈輔
同	二、八	二、二	山崎忠興	同	一六、二	一九、五	小代爲重
總理	二、二	二、二	那珂通世	同	一七、三	一九、五	市郷弘義
校長	二、二	一九、五	小杉恒太郎	教諭	一七、九	一九、五	菊地熊太郎
教諭	二、二	一九、五	手島春治	助教諭	一七、〇	一九、三	小原可夫
同	二、三	二四、三	三宅米吉	同	一七、二	一九、三	中島幹事
同	二、三	二七、七	吉見經綸	同	一七、三		村山自彊
同	二、九	一七、三	倉田俊作	教諭	一八、五	一九、三	秋山長明
助教諭	二、一	一六、二	宮内直學	助教諭	一八、五	一九、九	宮村三多
同	二、三		香川熊藏	試助教諭	一八、五	一九、三	柴垣久道

教諭	一四、七		瀧川重太郎	助教諭	一八、五	二〇、三	木村忠
同	一四、七	一九、三	武田篤初	同	一八、〇	三、五	松村重剛
助教諭	一四、九	一八、四	鎌田正七	同	一八、二	二〇、三	小川岩尾
同	一四、九	一七、九	里見法二	同	一八、二	一九、三	加茂東作
同	一四、九	一七、四	伴徳政	助教諭	一九、二	二〇、三	岩橋四郎
教諭	一四、九	一七、九	小林義季	試助教諭	一九、二	二〇、三	明石吉五郎
助教諭	一五、七	一七、九	宮島鎗八	助教諭	一九、三	二〇、四	
同	一五、〇	一七、九	生形定之助				

生徒の學校生活狀況 此の頃の生徒には未だ服制の定めがないので服装も洋服を着する者  
 漸く出で來たり帽子も中には中折帽を冠つた者もあつた。しかし多くは二子縞の木綿服羽織は太  
 織紬の物を着て居る者もあり袴は普通小倉織を用ゐた。下駄は朴齒の足駄を穿き中には靴を穿い  
 た者もあつた。手にはステッキを携へて往來を潤歩したものである。十六年頃より體操傳習所卒業  
 生馬場壽が師範學校及び本校助教諭として來任してより體操が正科となり熱心其の教授に當ら  
 れたのみならず其の潑刺たる元氣と快潤なる氣象とはよく當時の青年に歓迎せられ體育の氣運  
 俄に旺盛になつた。又此の頃土曜會と稱し土曜日の夜には師範學校の講堂に集りて辯論修養の爲  
 演説討論會を催うした。時には師範生徒と合同して行ふことも屢々あつた。演説には随分振つた題  
 もあつた。

自由民權論とか、壓制政府倒すべしとか、支那伐つべしとか盛んに天下の政治を論議した者もあ  
 つた。しかしこの頃の書生がかかる思想にかぶれて居つたのでなく、當時辯論修養といふことが流



行した時代であつた爲、題材として選んだに過ぎなかつた。師範生徒とは、寄宿舎も、食堂も、同構内にあつて唯室を異にするのみで、浴室の如きは全く共同であつた。寄宿舎は平家造で、殆ど長家に類似し下宿屋と變らない。其の位置は、本校舎と附屬小學校との間に在つて、約二十人位を收容したに過ぎない。舎中取締今もも、師範學校と共通で兩校の教員が兼務して居つた。それゆゑ師範生徒とは頻繁に往來し、親密に交際したものである。寄宿舎の食物は兩校共同一の賄人であつた。利に敏き彼等は折々食物の材料を落とす。すると忽ち不平が起り兩校共同して賄征伐をしたもので之を十字軍別の名を十と稱しかくした賄人を懲してものである。十字軍は聖地奪還の爲に起したのであるが、これを賄人懲罰の爲にへるの意一杯、一杯又一杯遂に又秋冬夜長の候に至れば各室申合せたる如く、一錢二錢を集め、焼芋又は餅飯糰を空にするまで増し食ふ。又天下の形勢を談論しながら食して樂しむこれを「募り」と稱した。生徒は概して素撲で懦弱を忌み、瑣事に頓着せざる風であつた。

**學校生徒取締** 明治十六年十月文部省は東京大學及同豫備門今の東京帝國大學及び第一高等學校に於て、學生生徒中約百五十名不穩の行爲を爲したる者ありて文部省は周章狼狽の極、突如退學を命じ、其の氏名を全國各府縣に通達して府縣公私立學校を問はず、入學を禁止した。本縣は此の旨趣に基き、各縣立學校規則を改正し、入學の資格に但書を加へ、文部省より入學禁止中の者は志願者たるを許さずと規定し、又各縣立學校に於て、退學せしめたる生徒にして入學禁止の處分を要するときは、生徒の族籍姓名、年齢、學業、履歴及事由を詳細具申すべしと命じた。又十八年一月文部省は公私立學校生徒の多衆集合し又は躁暴危險若くは奇異の行爲あるものに對し府縣に命じて嚴重に取締をなした。本縣亦文部省の旨趣を承けて縣立學校へ左の通り達した。

生徒ニシテ多衆集合シ躁暴危險若クハ奇異ノ行爲有之候テハ教育上不都合ニ候條右様ノ儀無之様其學校ニ於テ嚴敷取締可致ハ勿論ニ候得共若シ右様ノ舉動有之ニ於テハ其情狀ニ因リ生徒ハ本縣明治十六年甲第九十二號布達ニ據リ職員ハ本縣明治十四年乙第三百三十八號達第五條同明治十七年乙第五號達第六條及官吏懲戒例ニ據リ處分スヘシ此旨相達候事但運動等生徒集合候節ハ其校教員ヲシテ臨視セシムヘシ

**生徒の徴兵猶豫** 徴兵令及徴兵事務條例に依り官立府縣立學校に在學中の者は當該學校長の證明により在學中徴集猶豫の特典を得らるゝにつき文部卿より其の書式を左の通り令達した。  
達第一號 (明治十八年一月十二日) 府 縣

府縣ニ於テ徴兵事務條例第十六條但書ニ據リ生徒へ在學證明書ヲ交付スルトキハ左ノ書式ニ據ラシムヘシ此旨相達候事

證明書

族籍 姓 年 齡

右ハ本校何學科第何級修業中ノ生徒ニシテ既ニ幾箇年ノ課程ヲ卒リタル者ナリ依テ之ヲ證ス  
何府縣立何學校長 姓 名 印

本縣より同年一月乙第十號を以て同文の達を郡役所、戸長役場、學務委員に對し令達した。  
**卒業生** 明治十四年七月始めて第一回の卒業生五人を出し爾來年々二回づゝ多きは二十八人少きも九人を下らない。十九年七月迄に十一回に八十三人を出した。この卒業生中社會的地位の優れたものは第一回で木内重四郎、第二回で藤代市之輔、第三回で白鳥庫吉、第四回で吉植庄一郎、第



七回で小林辰之助、三橋彌、第九回で伊藤祐之、瀨川良太郎等である。現樞密顧問官子爵石井菊次郎氏の如きも在學中他に轉學したものである。第一回より第十回までの卒業生の氏名は左の通り

- 明治十四年七月第一回卒業 木内重四郎 水谷篤藏 齋藤和三郎 中島喜一 平田金巳
- 同 十五年二月第二回卒業 小野岩太郎 影山責巳 三枝常八 齋藤堅太郎 野澤常太郎 藤代市之輔
- 同 十五年七月第三回卒業 越川勳顯 白鳥庫吉 吉堀敬助
- 同 十六年二月第四回卒業 越川俊次 小岡尤之助 前田忠次郎 水鳥川唯一 山田比古次 吉植庄一郎
- 同 十六年七月第五回卒業 小池駿平 白井勇次郎 戸塚爲藏 永尾唯一
- 同 十七年二月第六回卒業 鮎川孝一郎 齋藤利三郎 鎌田孝子郎 小池彌太郎 千頭和隆太郎 吉野眞太郎
- 同 十七年七月第七回卒業 小林辰之助 杉山彌太郎 田村儀太郎 中里金之助 石橋鐵太郎 三橋 彌
- 湯淺覺藏
- 同 十八年二月第八回卒業 小高 隣 小川儀助 相馬辰之助 押尾常太郎 長谷川次郎
- 同 十八年七月第九回卒業 伊藤祐之 石井房松 榎本保五郎 加瀬爲吉 松原新七郎 市東倉藏
- 瀧田正義 常泉琴治 高橋小一郎 村田 彌 高力俣男 山野井虎市
- 横堀平藏

本校經費復活の願末 十五年の縣會に於て、本校經費を削除されたのは、本校にとりて一大打撃であつて、生徒中には他に轉せんとする意向を生じたる者續々出て來り、一時衰微の兆を現はしたるが、當局の英斷を以て學資金の利子、有志者の寄付金、生徒の授業料を以て一ヶ年間は支持すべき計畫を立て、文部卿に經伺の上其の指令を俟つて實行し、生徒の動搖も稍安堵して鎮靜に歸した

左に當時の實情を審にするに足る一二の文書を擧ぐ。

縣立中學校金種變換之義ニ付伺

本年本縣通常縣會ニ於テ十五年度教育費豫算ノ内中學校費ノ項ヲ删除スルニ議決シ認可ヲ得度旨議長申出候然ルニ中學校ノ義ハ夙ニ人才養成ノ忽諾ニスヘカラサルヲ察シ兼テ管内各地ニ設立スヘキ中學校ノ模範タランコトヲ企圖シ明治十一年八月千葉師範學校内ニ創設シ爾來維持セリ而シテ客歲文部卿ヨリ第二十八號ヲ以テ中學校教則大綱ヲ達セラレタレハ十五年度ヨリ該校ノ規則ヲ改正シ一層學業上進ノ生徒ヲ出シ中學校ノ各地ニ缺クヘカラサルヲ知ラシメンコトヲ豫期セリ然ルニ十五年度ニシテ廢止スルキハ豫テ企圖スル所ノ目途モ一朝水泡ニ歸シ從前支出スル所ノ經費モ多クハ徒爲ニ屬センノミ且ツ現在百名許ノ生徒ヲシテ志氣ヲ挫折シ其方向ニ迷ハシメンコトヲ傷ム而シテ各地ニ中學校ヲ興スノ學モ亦期スヘカラス小學科ヲ終ルノ生徒ヲシテ就クヘキ中學校ナキノ歎アラシムルニ至ルナリ斯ノ如キ事情アルヲ以テ最前ノ議案ヲ彼是斟酌シ十五年度ハ新タニ生徒ヲ募集セス現在生徒ノ成立ノミヲ務メ十六年度ハ何レカ維持ノ方法ヲ案シ議會ニ議ルヘキ見込ヲ以テ前案ノ金額若干ヲ減縮シ更ニ再議案ヲ發シ再議セシメ候處尙又否決ノ旨申出候右中學校ハ縷々陳述候事情ナルヲ以テ到底廢止スヘカラサルモノニ付不認可ヲ内務卿ヘ上申致スヘクト相考候處尙熟考候ニ該校費ハ他ノ方法ヲ以テ支辨スル見込モ有之且ツ地方稅ノ支出ニ係ルモノ許多ニシテ獨リ中學校費ノミナラス實ニ多額ニ昇レリ該校費不認可候テハ他ニ影響ヲ及ホシ可申ト苦慮不勘旁ヲ以テ認可致度候他ノ方法トハ本縣學資金ノ利子及縣下有志者釀金生徒受業料等ヲ以テ該校費ニ充ツルノ義ニテ此方法ニ據レハ現在百名許ノ生徒ハ一切離散セシメス該校ノ事業上ニ於テ差支ナク繼續維持可致見込ニ有之候乍併十五年度ノ義ハ時日切迫ニ至リ釀金等ノ手配十分行届カス候ニ付曾テ經伺ノ上準備致シ置候小學校補助金二十分一ノ殘金四千五百圓ノ内千五百圓該年度經費ノ内へ補助致シ度十六年度以降ハ前陳ノ金種ヲ以テ支辨致シ候見込ニ候抑中學校ノ



緊要ナルハ言テ俟タスト雖モ他ニ費用支辨方法ノ道モ有之且ツ前述ノ事情モ有之候ニ付右等ノ義厚ク御洞察ノ上議會決議認可及小學校補助金二十分一ノ殘金ノ内千五百圓補助ノ義併テ御允許相成度該校將來維持方法經費見込書相添此段相伺候也

明治十五年六月二日

千葉縣令 船越 衛

文部卿 福岡孝弟殿

追テ縣下ニハ官有ノ山林原野等有之ニ候付取調ノ上可然場所モ有之候ヘハ該校準備ノ方法ヲ設ケ申立候義モ可有之此段御含迄申添候也

書面伺ノ趣不得止事情ニ付聞届候事

明治十五年六月二十三日

收入ノ部

中學校費	ニ、一〇〇、〇〇〇
學資金利子	一〇〇、〇〇〇
有志者釀金利子	一、五〇〇、〇〇〇
生徒受業料	三〇〇、〇〇〇

支出ノ部

俸給	一、五〇〇、〇〇〇
教員月給	一、五〇〇、〇〇〇
但六人平均一人ニ付二十圓	
書記月給	一〇〇、〇〇〇
但一人一ヶ月拾圓	

中學校費 二、一〇〇、〇〇〇

雜給	一、五〇、〇〇〇	旅費	五〇、〇〇〇
諸費	三、七〇、〇〇〇	但教員書記登用及免職歸國	
		恩賞	五〇、〇〇〇
		但教員書記及生徒賞與	
		雇給	五、〇〇〇
		但舍中監事及小使	
		需用費	三、二五、〇〇〇
		但書籍器械筆墨紙薪炭油等	
		雜費	一〇、〇〇〇
		但郵便運搬廣告料	
		修繕費	三、五〇、〇〇〇
		但寄宿舎修繕費	

當局は本校の入學者年々増加するを見て、縣内に一二の學校を増設し、本校を其の模範たらしめやうと豫期したるに、其の計畫は水泡に歸したので、十五年度は一時應急の策を講じて小學補助金の殘餘金の一部を借用してこれに充て、本年度は新に生徒を募集せず、原狀維持を以て辛うじて繼續することにした。この故に縣立ならざるも建物及圖書器械は從前の儘使用することを許した。左の通り

縣立千葉中學校

本年通常縣會ノ決議ヲ認可セシヨリ其校經費地方稅ヨリ支出ノ儀本年六月三十日限相廢止候條此旨相達候事



但建物其他書籍器械等處分方ノ義ハ追テ相達候迄從前ノ通心得ヘシ

明治十五年六月二十八日

千葉縣令 船 越 衛

縣立千葉中學校

其校從前使用セシ書籍器械及教場生徒寄宿等十五年度中ハ其儘使用可致候此旨相達候事

明治十五年七月七日

千葉縣令 船 越 衛

縣立千葉師範學校

其校々舍内從前千葉中學校教場ニ充用セシ分十五年度中ハ其儘使用爲致候此旨相達候事

明治十五年七月七日

千葉縣令 船 越 衛

民費多端に名を籍りて、僅に貳千圓の中學校費を否決したる縣會は其の後縣當局の不斷の努力により、前年不要視したる議員も本年は其の主張を翻して賛成したるが爲地方稅復活問題は順調に轉向し、一面維持資金の募集は着々効を奏して十六年度豫算編成期迄には維持存続の見透しはついた。即ち左に

縣立中學校經費金支辨之儀ニ付伺

金貳千圓 小學校補助金二十分ノ一

殘貯蓄金三千圓之内

本縣々立中學校經費之儀ハ十五年度通常縣會ニ於テ廢棄セルニ因リ客年六月二日付號外ヲ以テ經伺之上右決議ヲ認可シ更ニ小學校補助金二十分ノ一ノ殘金四千五百圓ノ内金千五百圓學資利子金百圓及授業料金五百圓合計金貳千圓ヲ以テ該校定額トナシテ繼續シ猶十五年以降ハ適宜維持ノ方法ヲ講究候處追々該校繼續ノ資金トシテ獻金申出候

有志者モ有之依テ本年度ハ明治十四年御省達第二十八號中學校教則大綱ニ基キ本校諸規則ヲ改正シ一層其規模ヲ擴張セントシ乃チ別紙之通經費豫算致シ縣會ニ下附スルノ見込ニ有之候然リトテ本年度經費ヲ悉皆地方稅ニテ負擔爲致候ハ前年度決議ノ認可ニ對シ聊カ不穩當ニモ有之且該校維持方法ヲシテ永ク鞏固ナラシムルカ爲ニ差向キ金壹萬千圓ヲ資本トシテ該校ニ準備シ豫算額ノ内俸給中教員給料金貳千百圓ハ地方稅ヨリ支出シ其他一切ノ費途ハ右資本金利子ヲ以テ支辨致候見込ニ有之右準備ニ屬スル資本金ハ有志者寄附金凡三千圓及舊育兒資本金トシテ有志士民ヨリ獻納セル金貳千六百圓餘ニシテ猶ホ不足ノ分ハ有志者ニ募リ及他ノ方法ヲ以テ漸次充足セシムル心得ニテ目下夫々調査中ニ候得共差迫リ時日モ無之右資金補充ノ方法ニ苦慮致候就テハ小學校補助金二十分ノ一ノ殘貯蓄金三千圓之内金貳千圓ヲ補充トシテ該校資本金ヘ一時組入置追テ全額具備之上引戻シ候様致度候條事情篤ト御賢察特別之御詮議ヲ以テ本文之金額一時該校資本金ヘ組入之儀御允許相成度此段相伺候也

明治十六年三月二十六日

千葉縣令 船 越 衛

文部卿 福岡孝弟 殿

書面伺之趣不得止事情ニ付開届候事

明治十六年三月三十日 回

明治十六年度縣立中學校經費豫算

收入ノ部

中學校費	三、一九六、八三三	地方稅支辨	二、一〇〇、〇〇〇
		資本金利子	一、九六六、八三三



中學校費 三、一九六、八三四		俸給 二、三三〇、〇〇〇	教員月給 二、一〇〇、〇〇〇 書記月給 二二〇、〇〇〇
雑費 二九三、〇〇〇	旅費 八〇、〇〇〇 賞與 六二、〇〇〇 廣告料 七、〇〇〇	滿年賜金 五〇、〇〇〇 雇給 九四、〇〇〇	
需用費 五六三、〇三四	生徒費 四一八、〇三四 郵便税 一〇、〇〇〇 修繕費 一四〇、〇〇〇	運搬費 一三、〇〇〇 電信料 三、〇〇〇	

かくして十六年度豫算は難なく縣會を通過し、一旦廢止されんとした中學校は最早順調に進捗し、存続に關しては些の憂なきに至つた。更に十七年度豫算調査委員の照會に對して教育課長の回答案は、左の通り

客月十九日付縣第八號ヲ以テ十七年度教育費豫算中夫々節減スヘキ廉御照會ニ對シ異議無之旨御答申候處右ノ内中學校ハ文部省十四年七月第二十八號達中學校教則大綱ニ準據シ規則改正ノ儀既ニ客年十月伺定相成リ爲ニ生徒級數モ増加シ從前任用セル教員ノミニテハ授業上行届キ難ク殊ニ同省客月第二號達ヲ以テ中學校通則被相定候ニ付テハ中學師範科又ハ大學科卒業ノ者三名ヲ任用候カ否ラサレハ右ニ相當セル資格ヲ有スル者三名ヲ任用セサルヘカラス旁以テ十六年度豫算ノ儘ニテハ校務執行相成兼候然リトテ他ニ節減ノ途ヲ求メス該校費ノミ當初上申致候額ニ引戻シ候テハ御照會ノ旨趣ニ對シ穩當ナラサル様被存候ニ付該費目中節減ニ節減ヲ加ヘ千葉女子師範學校費中旅費ニテ

金拾九圓需用費ニテ金百貳拾壹圓修繕費ニテ金百七拾圓合計金參百拾圓ヲ減シ候見込ニ有之且十七年度ハ中學生徒概數百六十名ニ相達スヘキ豫算ニ候ヘハ此授業料一ヶ月金百拾貳圓トシ暑中休業ヲ引去リ合計金千貳百參拾貳圓ト相成可申右金種ハ勿論地方稅雜收入ニ戻シ入ルヘキモノニ之レアリ九百圓ヲ増加候モ其實收支上差タル響無之様被存候條事情御賢察ノ上可然御取計相成度此段及御照會候也

年 月 日

課 長

委員長宛

この委員長とあるは廳内に於ける豫算査定之委員長なるか、將た縣會に於て議員中より撰みたるものか判然せざれども兎も角豫算に關する重要な機關であつたことは疑もないことである。かくて十七年度の豫算も生徒の増加により縣會に於て他の學校の經費より節減の率も少くなりいよく學校の基礎も安定するに至つた。

千葉中學校經費 (年度割)

費目	明治十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年
俸給	二、一三〇、〇〇〇	二、一三〇、〇〇〇	二、一三〇、〇〇〇	二、一三〇、〇〇〇	二、一三〇、〇〇〇	二、一三〇、〇〇〇
教員月給	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇
監事事務掛月給	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
書記給	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
雜給	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
雇給	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

第五章 中等教育

九六三



旅費	40,000	40,000	57,000
賞與	310,000	5,000	315,000
廣告料		7,000	7,000
手数料			
校費	217,100	503,330	720,430
需用費	202,100	330,930	533,030
運送費	6,000	6,000	12,000
郵便税	1,200	3,000	4,200
電信料	1,200	1,200	2,400
雜費	2,000	1,200	3,200
生徒費		121,000	121,000
賄費			
修繕費	20,000	20,000	40,000
修繕費	20,000	20,000	40,000
合計	11,200,000	3,112,000	14,312,000

備考 一、十三年度ハ細目詳ナラズ總金額ヲ計上ス十三年度ノ經費中ニ受業料三百圓ノ收入ヲ計上ス十四年度ハ總經費三千二百二十四圓六十錢ノ内二千七百七十四圓六十錢ヲ地方税ヨリ三百五十圓ハ受業料ヨリ支辨ス  
 二、十六年度ヨリ賞與ヲ經常費ニ編入セズ縣廳ニ存置ス同年度六十二圓十七年度同上十八年度四十二圓

三、十五年度經費ハ地方税ヨリ削除シ不明ノ廉アルヲ以テ載セズ

第二節 私立中學校

學制頒布と共に當局は小學校の設置經營に忙殺され苟くもこれが施設に障害を爲すものは嚴重に取締り悉くこれに閉鎖を命じたので幕末の頃より庶民教育の重要機關であつた私塾、寺子屋の如きは一大打撃を蒙つた。其の後小學教育の普及充實するに従つて各地に漸く中學程度 of 私立學校を見るに至り、明治十年頃より一年に其の數を増し明治十二年には中學校と稱するもの既に五十餘校に達した。されどこれ等の中學校は其の内容を検討すれば極めて不完全で従來の漢學塾に變則的な英語を加へたに過ぎない。寧ろ中學程度 of 各種學校といふべきである。教育令發布以後中學校教則大綱に適せざるものはこれを廢止し、或は各種學校に變して存置した。文部省九年報<sup>明治十四年</sup>に據れば著しく其の數を減少し僅に數校を存置するに過ぎない。左に十四年に於ける設立認可を得たるものを擧ぐ。

私立中學校一覽表 (文部省九年報)

名 稱	所 在 地	設 立 年 代	學 期 年 數	教 員	生 徒	一ヶ年授業料	學 校 本 主
盈進學校	千葉郡千葉町	明治十二年	二年	男 一 女 一	男 二五 女 一	五三・〇〇〇	增川 蚶雄
鹿山學校	印旛郡佐倉宮小路町	同 六	四年	男 三 女 三	二二三 一	四六・〇七〇	島田 衷
振起學校	匝瑳郡椿村	同 十一	五年	男 二 女 二	一九 一	七五・五〇〇	青木 不動



○盈進學校

縣廳前にあつて校舎は塾主の住宅を教場に充て、こゝに入學する生徒は概ね師範學校、中學校、醫學校の入學試験若くは小學校教員試験の準備教育をする者であつた。教員は師範、中學の教員が公務の餘暇これに當つたものが多い。一時盛んなときは五十名乃至七八十名の生徒を收容したものである。明治十八九年頃まで繼續した。

○鹿山學校

佐倉藩學の後を承けたるもので漢學を主とし、多くは、士族の子弟を教養した。後には小學校に組織を變更し明治二十年頃閉鎖した。

○振起學校

匝瑳郡椿村菅治兵衛の設立したる作新學校の中に建設したるもので高野隆、青木不動等が主として教鞭を執つた。作新小學校と共に一時斯界に名を馳せたものである。次で翌十五年の同省年報に據れば左の二校が出て居る。

私立中學校一覽表 (文部省第十年報)

名稱	所在地	創立年	學期		教員	生徒	一ケ年授業料	學校設立者
			年數	男女				
印旛學校	印旛郡萩原町	明治十五年	三年	三	三三	六	二五二・〇〇〇	林多一郎
英華學校	市原郡石川村	同	四年	二	三五	一八五・〇〇〇	長峰茂雄	

○英華中學校

英華中學校は市原郡内田村石川に在り明治十五年の創立に係り當初同村眞ヶ谷太子堂寺内に假設し後間もなく同村

南小學校に移轉した。存續僅に二三年にして廢校となつた。校主は長峰茂雄にして校長は同小學校長水谷篤藏、教師は和知太郎であつた。修業年限は三ヶ年にして生徒は二十名乃至三十名あり、いづれも同村及び其の附近の町村より集る。教科目は英語、讀書、習字、算術洋算、地理日本、歴史日本、理科物理の七科目で其の教科書は今日詳ならず月謝は一ヶ月五十錢を徴收す。生徒中の尤なる者は歴史家として令名ある文學士大森金五郎其の他三橋増太郎、箕箸延次郎、金坂房太郎の如きあり今日尙ほ現存す。明治二十九年八月南小學校の火災の爲に同校の記録書類悉く烏有に歸し當時の狀況知るに由なし。

○私立印旛學校

私立印旛學校は印旛郡萩原今六合村萩原に在り。明治十六年の創立で初めは師範、中學程度の課程であつたが、其の後學校令改正の爲英、漢、數を主とせる各種學校に改め、明治三十五年廢校となつた。校長は創立より明治二十四年までは林多一郎其の歿後嗣子儀一郎校長となる。教授は林多一郎、同儀一郎、須藤元誓、杉野市之助、石井濱之助、綿貫勇の六名これに當つた。校長は東京師範學校後の東京高等師範學校を卒業し栃木縣師範學校教諭を歴て同校長となつたのである。學科目と教科書は 國語、土佐日記、竹取物語、方丈記、徒然草、和歌、文法等、漢文、日本政記、日本外史、十八史略、皇朝史略、文章軌範、續文章軌範、八大家文、論語、孟子、大學、中庸、小學、春秋、禮記、詩經、易經蒙求、史記、作詩等、數學、算術、代數、珠算、英語文法、講讀、右の外林多一郎校長時代には農業、生理、衛生、音樂、體操、地理、歴史、物理、化學を教授した。休日、日曜、大祭祝日、冬期及夏期の休業等公立學校に異ならず。入學は毎年四月生徒を募集するも中途に入學も許した。生徒は通學を本體とし通學不可能の者の爲には自宅に寄宿せしめ其の數常に二十名を下らなかつた。左に同校の規則を抄録す。

私立印旛學校通則

第五章 中等教育



學科課程

學科	第一、二年級	第二、二年級
倫理	人倫道德の要旨	同上
國語	講讀 文法	講讀 作文
漢文	講讀 文法	講讀 作文
數學	平算 珠算 筆算	代數 二次方程式迄
英語	綴字、習字、書取、講讀	講讀、文法、作文

月謝月費收入規則

- 一 通學生八月謝金貳拾五錢ヲ其ノ月一二、兩日中ニ納ムヘシ  
但上半月ニ入學スレハ全額ヲ納メ下半月ニ入學スレハ半額ヲ納ムベシ退學ノ時モ之ニ準スルコト
- 一 寄宿生ハ右月謝ノ外左ノ月費ヲ納ムヘシ  
一金貳圓貳拾五錢 賄費 一金貳拾五錢 雜費(油、炭、蚊張損料等)  
但夜具膳腕及机(寄宿舍自用)等ハ持參ノコト
- 入學生徒學力年齡
- 一 高等小學卒業ノ者又ハ高等小學ヲ卒業セサルモ年齡滿十二歲以上ニシテ尋常小學ノ課程ヲ終ヘタル者
- 校外生規則
- 一 校外生ハ本校ヘ寄宿或ハ通學スルコト能ハサル者ノ爲ニ設クルモノナレバ通信ヲ以テ教科用書中ノ質問ニ應ジ又ハ和文漢文漢詩等ノ添削ヲ受クルコトナルガ毎土曜日午後第一時ヨリ第四時マデハ登校ノ上同前ノ業ヲ受ク

ルモ坊ナシ

○林 多一郎

林多一郎は、北總印旛郡萩原の人<sup>今六合村萩原</sup>父諱は忠治有隣と號し通稱を奎左衛門南總山邊郡片貝村<sup>今山武郡片貝町</sup>鈴木九郎左衛門の第二子であつて、林家の婿養子となつた。妣即ち林氏、世々邑の豪族であつた。多一郎諱正、字子行、通稱は多一郎萩村と號した。幼にして穎悟、花澤貞倫、緒方俊軒に従ひ皇漢學を修め、長して佐倉藩儒島田休翁に就きて經義文章を受け又師を聘して劍法騎術を學んだ。明治の初年東都に出て明治義塾に入り洋學を修め、其の五年官師範學校を茗溪に創設するや試に應じて入學し、出で、東京府教員講習所教官となり、七年五月栃木縣師範學校教頭兼同縣小學督業局長に轉じ尋で同校長を兼任した。其の間同縣教育會長大學區代議員となり下野教育事業を董督すること殆ど八年に及び、文部省より其の功績を認められ賞與を賜はる。十四年十一月郷に歸り印旛學校を創立し、師範中學の課程を教授し、忽にして生徒四方より集り一時は百名を下らなかつた。多一郎資性謹直、飲食起居常度あり、酷暑と雖も曾て愠容を見せなかつた。然れども其の人を教ふるや寛容にして諄々として倦まず必ず蘊奥を極めされは止まなかつた。之を以て子弟多く其の徳に化した。多一郎又政治、經濟の才あり、或は區會議員、村會議員となり或は學務委員、郡徵兵參事員となりて郷黨の爲に規畫する所多く、十九年選ばれて縣會議員となり大に殖産興業の策を講じて時の船越縣令に建議し自ら學田を置きて生徒に農業科を課した。帝國議會初めて開かるゝに當り衆に推されて衆議院議員候補者となりたるも時利あらずして不幸落選となり志を成すことを得なかつた。二十四年八月銚子に遊び歸りて病に臥し遂に起たず、同九月八日溘焉として歿した。享年四十有六、嗣子儀一郎箕裘を繼ぎ、校務を整理し生徒に臨むに懇切を以てしたので經營上毫も頓挫しなかつた。加ふるに儀一郎は幼より俊秀の才を以て、栃木中學より高等學校に進み大學選科に入り哲學を専攻したので、大に生徒の信望を得、校運益々隆盛を極むるに至つた。明治三十五



年四月不幸病を得て歿す。年三十六。學校も後繼者なき爲遂に廢校の止むなきに至つた。

第三節 私立各種學校

小學教育の普及充實するに従ひ地方青年の小學校を卒へ若くは卒へざる者も漸く中等教育の必要を感じるに至り、明治十年頃より私學も次第に増加し同十二年には文部省年報に據れば俄に増して中學校と稱するもの四十三校に達して居る。これ等の學校の教科を仔細に點檢すると漢學を主としこれに英語、算術を取り入れたるに過ぎない。名は中學校といふても内容は中等程度の各種學校である。明治十三年の教育令發行以後其の教則不適當なるが爲に廢校となりたるもあり。又組織を變更したるもありて、明治十四年の同省年報には、これ等の學校は概ね中等程度の各種學校に變更してある。其の設立年限をいへば、明治七年のもの佐倉の續豐德學古學校香取の並木栗水の螟蛉學校を最とす。其の他は十年のもの一校、十一年のもの八校、十二年のもの十一校、十三年のもの十校である。これを郡別にすれば最も多きは長柄の十二校、次は印旛の四校、夷隅市原の各三校、これに次ぎ、上埴生、千葉香取、匝瑳の各二校、望陀、東葛飾の各一校亦これに次ぐ。左に其の一覽表を示す。

私立各種學校一覽表 明治十四年文部省第九年報

名	稱	學科	所在地	設立年	學期年數	授業日數	教員	生徒	一ヶ年授業料總額	學校本主
格致學校	讀書	上總國望陀郡貝淵村	明治十二年	三年	二五〇	一	男	三	一三三・〇〇〇	嶺田 楓江
登高學舍	同	夷隅郡大多喜村	同	四年	二五〇	二	男	三	……	小島 鋪太郎
三省學舍	同	若山村	同	十一年	五年	二六五	三	……	……	安藤 倉藏

晚翠學舍	同	深堀村	同	十二年	四年	二八九	一	……	……	淺野 恪三
三省學舍	同	長柄郡中之臺村	同	十一年	三年	二六三	一	三	三三〇〇〇	御園生辰五郎
成知學舍	同	川島村	同	十二年	同	二九六	一	三	二六・五〇〇	塚本 宗廣
奎運學舍	同	鷲村	同	十三年	同	二八五	一	一七	二五・五〇〇	大多和與兵衛
正修學舍	同	一松村	同	十二年	二年三月	二六八	一	五	一三・〇〇〇	酒井 玄通
篤信學舍	同	山崎村	同	十三年	四年	二六三	一	三〇	四八・〇〇〇	岡本 長吉
時修學舍	同	高根本郷	同	十一年	三年	二八六	一	四〇	一〇六・八〇〇	諸岡 文節
皇漢學舍	同	柴名村	同	同	七年	二六〇	一	二七	一三〇・〇〇〇	常泉 文三
耕暇學舍	同	北山田村	同	十二年	三年	二九〇	一	一〇	六・〇〇〇	米倉 常三郎
蘆邦學舍	同	蘆網村	同	十一年	四年	二八九	一	三〇	八〇・〇〇〇	太田 和齋
共同學舍	同	本納村	同	十三年	三年半	二六六	一	二七	一〇一・〇〇〇	鎗田喜右衛門
徳柄學舍	同	同	同	十二年	四年	二六九	一	二九	一〇・〇〇〇	松苗 貫一郎
相長學舍	同	關村	同	同	三年	二六六	一	三三	九三・〇〇〇	野崎 尙綱
繼日學舍	同	上埴生郡早野村	同	十三年	同	二五八	一	一〇	二四・〇〇〇	寺田 軍平
三省學舍	同	八幡原村	同	同	同	二五八	一	九	二一・〇〇〇	内山 善次
輔車學校	同	市原郡山木村	同	十年	四年	二六九	一	二二	六〇・五〇〇	二木 幹
日漸學校	同	菊間村	同	十二年	四年	二六〇	一	二二	六〇・〇〇〇	高柳 邦
明倫學校	同	八幡宿	同	十三年	三年	三〇〇	一	二〇	二八・〇〇〇	白川 日昇



名	稱	學科	所在地	設立年	教員	生徒	塾主氏名	
誠明學校	讀書	下總國千葉郡千葉寺村	明治十二年	四年	三九四	一	六二一	山本正温
明治學校	同	北生實村	同	五年	三〇〇	一	三三	藤井教殿
擇善學校	習字	同 東葛飾郡松戸驛	同	十三年	二八〇	一	七二九	安藤良之助
學古學校	讀書	同 印旛郡佐倉小路町	同	七年	二七二	一	五八	續 豊徳
益習學校	同	同 浦新町	同	十三年	二五五	一	四一	青木半聖
絲槐學校	習字	同 同宮小路町	同	十一年	二八五	一	二	宮崎重賢
實統學校	讀書	同 勢田村	同	十三年	三〇七	一	五	赤地光精
螟蛉學校	同	同 香取郡久賀村	同	七年	二八	一	三	並木左門
螟蛉第二學校	同	同 佐原村	同	十三年	二七	一	三七	松平良郎
青柳學校	同	同 匝瑳郡小川臺村	同	十二年	二九五	一	一四	村越淺右衛門
有信學校	同	同 西小笹村	同	十一年	三〇〇	一	二〇	渡邊雄三郎

以上の外尚ほ従前より引續き開校したるものは房州の恩田豹隠の乗舞舎、野呂俊臣の明善學校、銚子の宮内君浦の守學學舎其の他があり、更に新設のものには夷隅の井上佐幾夫の薰陶學舎、房州の安田勳の大山學舎、匝瑳の山崎勇三郎の澄山書院などがある。左に其の一覽表を掲ぐ。

大山學舎	安房國長狹郡平塚村	明治十四年	一	二五	安田勳
薰陶學舎	同 安房郡北條村	同 七年	一	一五	中條了助
盈進舎	上總國夷隅郡布施村	同 十四年	四	一〇〇	井上佐幾夫
益簪學舎	下總國千葉郡千葉町	同 十二年	二	八二	辻 敬之
共濟學舎	同	同 九年	一	六二	小倉 謙
守學學舎	同 印旛郡佐倉町	同 十一年	一	一五	花村 牧太
澄山書院	同 海上郡新生村	同 十一年	一	一五	宮内君浦
	同 匝瑳郡蕪里村	同 十一年	一	一五	山崎勇三郎

これ等の學校中教師の斷然群を抽んずるは房州では恩田豹隠同城山の父子及野呂俊臣、上總では嶺田楓江、下總では續豊徳同簡の兄弟、並木栗水、宮内君浦等で共に一代の碩學鴻儒を以て稱せらる。恩田豹隠父子野呂俊臣並木栗水、宮内君浦の略歴は第一卷參照。

更に私學發達の推移から見るときは、從來殆ど漢學専門の私塾から漸次英語、數學、地理、歴史、理化の諸科を加ふるものあり、又概ね塾主の住宅を以て教室に充てたるもの一步を進めて學校らしき建築物に代らんとし、塾主一人を中心として教育したるもの各教科の教師を迎へて教養せんとする傾向を見らるゝは、寺子屋、私塾時代の其れに比して一段の進歩と言はざるを得ない。以下教育教授の實際に就て一、二學校の特質を記述する。

○中條了助

中條了助は上總國佐貫藩士であつて、名は卓、九阜と號す。昌平黌に入り、佐藤一齋に就きて學ぶ。維新の後、食



祿を失ひ、母の郷里なる房州館山町宮城に來たり、北條町新宿今の同町神に私塾を開き子弟を教授した。同郡船形町水産翁正木清一郎の如きその門人であつた。了助釣魚を好み門生の來る時刻をも省みず、氣の向くまゝに河海に行きて釣を垂る。門生もこれを知つて尋ね行けば、釣を垂れつゝ教授されたといふ。これは明治四五年頃より同十四五年頃迄の事である。南總飯野の數學者鈴木重昌翁の壽碑銘は了助の撰文なるが其の碑の末には「明治十三年五月、房陽九阜中條卓撰並書」とある。其の後上總の奈良輪今君津郡昭に轉住せられた。晩年の生活は不明である。

## ○大山學舎

大山學舎は、安田勳の設立する學舎にして安房國長狹郡平塚村今安房郡大に在り。明治十四年の創立で同十六年廢校となつた。學科は讀書、算術の二科目で讀書は、英語の初歩と漢文四書、日本外史、十八史略を讀ましめ、算術は洋算即ち筆算を教へた。習字や和算算珠などを教へぬ所に本校の特色が見える。休日は年末、年始、大祭祝日、日曜等で、月謝は束脩なく、授業料一ヶ月五十錢を徴收した。課業時間は毎日午前九時より午後四時までとし、生徒の教授は其の學力に應じて數組に分けて教へた。生徒の管理訓練は夫々規程を設けて取締を嚴にし、教師と父兄との間は極めて親密であつた。校主兼教師安田勳は、夙に慶應義塾を卒業し出で、千葉師範學校教師となりたることあり、安田家は元大山寺の別當で鎌倉時代より連綿今日に繼續したる舊家と稱され名望、財産兼ね備はり郷人に敬重せらる、明治二十三年帝國議會開設さるゝや選ばれて代議士となり爾來數回に及んだ、其の長男正男も昭和の始め代議士に選ばれた。

## ○薰陶學舎

薰陶學舎は、夷隅郡布施村上布施井上佐幾夫及其の子幹の設立したるもので、井上父子は、公同利益の爲に巨資を投し、獨力其の邸内に學舎を設立した。其の目的は、附近の青年を教育して地方の開発隆昌を圖り、延て國家に貢獻する所あらんとする熱誠より出たもので、其の創立は明治十四年九月であつた。

教師には、當時の私學の權威として、又一代の鴻儒として世の崇仰淺からざる嶺田楓江を、君津郡貝淵村格致學校より招聘して教授を囑托した。外に英語の教師として村田峰三郎を雇ひ、尙ほ若干の助教があつて教授を補佐した。教授は教室の設備及教員配置上の事情を斟酌し、便宜の方法を取り、或る時間は各組の生徒を一室に集合して一列の机に對座せしめ、教師は絶えず机間を巡つて生徒個別に質問に應ずる等所謂個別的指導を與へた。生徒中には十八史略、漢書、通鑑等を讀むもの、大學、論孟などを繕く者、地理書、理科書などを學ぶ者等自己撰擇科目が多かつた。楓江の教授は諄々として説明し生徒の如何なる質問に對しても満足な解答を與へるを以て生徒の信用は非常に厚かつた。又楓江は英、漢學の外地理、理化等の學科に亘つて教授し、時には地圖地球儀等を使用して説明し、時には物理化學の實驗を試みるなど此等の學科についても蘊蓄の非凡なるを示したので、忽ちにして生徒は四隣より集り百餘名に達した。楓江は身を持つること極めて謹嚴人に教ふることに懇切周到であつたので子弟は深く其の薰化に浴したのである。

然るに惜むべしこの良師楓江は明治十六年十二月六十七歳を一期として此の地に病歿され、其の後を襲ふべき後任を得る能はず校主井上氏は百方苦慮したるが偶々井上氏の身上に政黨の關係上、時の官憲の忌諱に觸れたる事ありて遂に閉鎖を命ぜられた。

## ○正修學舎

酒井玄通は、一松村の人、父はもと醫を業としたが、玄通に至つて塾を開き帷を下ろし子弟を教授した。明治維新に至り塾を正修學舎と命名して官に届出でた。明治五年學制の頒布せらるゝに及んで、これを閉鎖し小學校教員となり後に普通免許狀を授與せらるゝに至つた。生徒數は、男子五十名、女十三名位あつた。入學年齢は、九歳、退學年齢は、十五歳であつた。十五歳の青年の爲めに夜學を行ひ、讀書と珠算を教授した。教科目は、讀書、習字、珠算、作



文で、讀書教科書は、普通には實語教、今川、庭訓往來を授け、進んでは四書、五經、文選、史記、左氏傳等を授けた。習字手本は、普通塾主自筆のものによつて習はしめ、進んでは書道大家の法帖を習はしめた。休日は、毎月一日十五日、二十八日及び節句、盆、正月であつた。謝儀は、五節句に米貳升吟を納める慣例であつた。賞として見るべきものは、清書草紙に「花、鳥、風、月」の評語を朱書して、書道の上達を奨励する位のものであつた。罰としては線香一本とす間直立せしむること、柏子木にて打つこと、總罰とて一人の罪の爲め全生徒を棒にて打つこと等があつた。年中行事としては、天神講と七夕祭とがあり、天神講には金貳錢宛を醸出して書道展覽會の如きものを行ひ、七夕祭にはその前日即ち七月六日に硯洗ひを行ひ、七夕に色紙、短冊を書き竹の枝に下けて七夕祭を行ふのであつた。教育教授の有様を見るに、生徒は坐机により文庫箱を有し、男子は稽古所に於て、女子は師匠の自宅に於て各別に稽古をした。而してその教授法は個別的指導により、年長者は師匠代として下級生の指導に當つた。師匠は、父兄とは親密の關係にあり、社會よりは尊敬せられ重視せられて居つた。

○青木半聖

青木半聖幼名小太郎淡水又は老漁と號す。詩文章に巧に又雄辯を以て鳴り、人をして心服せしめた。佐倉町裏新町に益習舎を創設して和漢の書を講じ、門人中名を爲すもの多しといふ。又堀田家の家政改革に與つて功多く、産業にも熱心にして舊郡役所の在りし所に邸宅ありて養豚業を営みしことありといふ。明治十五年九月逝去。同町嶺南寺に葬る、淡水青木先生の墓碑現存して居る。

○花村鐵舟

花村鐵舟佐倉藩の人、通稱牧太、鐵舟は其の號又鐵眼ともいふ。嘉永二年三月十一日江都澁谷に生る。安政三年二月より慶應元年十二月まで佐倉藩學及藩儒下坂彌覺、立見直八、依田七郎に就きて漢籍を學び、元治元年七月佐倉藩

學西岸佐教授を拜命し同年十月同東岸へ轉任を命ぜらる。慶應元年八月より明治元年十月まで佐倉藩洋學校師範瀨脇良弼に就き英學修業、慶應三年六月佐倉藩軍事調所洋學校世話役事務を命ぜらる。明治元年王政維新の際東海鎮撫使東上せらるゝに當り佐倉藩は其の先鋒を承はり藩費諸員と本縣下木下、銚子、鴨川、廳南、大多喜を巡羅して歸倉した明治十年共濟費舎を設立し大正十年閉舎其の間四十五年門弟七百餘名に及んだ。學級は八級より一級に至る二ケ年乃至十ケ年にて卒業せしむ。學科は漢學を主とし兼て習字を授け、和歌、詩文を隨意科として教ふ。漢籍は四書、五經小學、國語、春秋左氏傳、唐宋八大家文、正續文章軌範、史記評林、これに國史略、日本外史、日本政記を加へて素讀講義をなし、習字は楷、行、草の三體につき隨意習はしむ。卒業後の者には隨意他の漢籍を教授した。又一週二回生徒を東西に分ちて國史略及日本外史の論講をなし互に疑義を質す。大正十年十二月二十四日歿すると共に閉鎖した

○私立螟蛉塾

香取郡御所臺今久賀村御所臺並木栗水翁の設立する私立螟蛉塾の塾則及學科課程は左の通り明治十七年七月同塾設立何の書類に據る

學科學期課程試驗法

- 一 學科ハ漢文讀法、經學、和漢歴史學、文章學、詩學、習字ノ六科トス
- 一 學期ハ六級ニ分チ一級ヲ一年トシ通シテ六ケ年トス
- 一 授業ノ時數ハ毎日七時間トス即一週四十二時間ナリ
- 一 每級ノ課程左ノ如シ

第六級 (漢文讀法) 四書 五經 (習字) 楷行

第五級 (漢文讀法) 日本外史 十八史略 元明史略 皇朝史略 日本政記 清史攬要 (習字) 楷行草

第五章 中等教育